

第百五十六回
国会

参議院法務委員会會議録第二十三号

平成十五年七月十七日(木曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

七月十六日

辞任

陣内 孝雄君

七月十七日

辞任

青木 幹雄君

片山虎之助君

佐々木知子君

野間 昶君

浜四津敏子君

補欠選任

片山虎之助君

補欠選任

大仁田 厚君

世耕 弘成君

脇 雅史君

西銘順志郎君

風間 昶君

出席者は左のとおり。

委員長

魚住裕一郎君

理事

荒井 正吾君

市川 一朗君

千葉 景子君

荒木 清寛君

井上 哲士君

委員

岩井 國臣君

大仁田 厚君

柏村 武昭君

佐々木知子君

世耕 弘成君

中川 義雄君

西銘順志郎君

野間 昶君

脇 雅史君

江田 五月君

鈴木 寛君

衆議院議員

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

角田 義一君

風間 昶君

浜四津敏子君

平野 貞夫君

福島 瑞穂君

塩崎 恭久君

太田 誠一君

保岡 興治君

石井 啓一君

金子善次郎君

森山 眞弓君

増田 敏男君

中野 清君

中山 隆夫君

山崎 恒君

加藤 一字君

山崎 潮君

栗本 英雄君

藤原 隆君

新原 芳明君

畠中誠二郎君

大林 宏君

法務大臣官房司
法制部部長

寺田 逸郎君

法務省民事局長

房村 精一君

法務省刑事局長

樋渡 利秋君

法務省矯正局長

横田 尤孝君

法務省人権擁護
局長

吉戒 修一君

厚生労働大臣官
房審議官

阿曾沼慎司君

厚生労働省健康
局国立病院部長

富岡 悟君

厚生労働省社会
・援護局障害保
健福祉部長

上田 茂君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正
する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法務及び司法行政等に関する調査

○(行刑改革會議の論議と処遇改善に関する件)

○(司法制度改革の進捗状況に関する件)

○(重国籍の在り方に関する件)

○(報道と人権に関する件)

○(性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関す
る法律の運用に関する件)

○(最近の凶悪事犯の原因に関する件)

○(女性差別撤廃条約の実施状況等に関する件)

○(商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例
に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院
提出))

○委員長(魚住裕一郎君) ただいまから法務委員
会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨十六日、陣内孝雄君が委員を辞任され、その

補欠として片山虎之助君が選任されました。

○委員長(魚住裕一郎君) 政府参考人の出席要求
に関する件についてお諮りいたします。

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正
する法律案の審査のため、本日の委員会に司法制
度改革推進本部事務局局長山崎潮君、警察庁刑事
局長栗本英雄君、法務大臣官房司法法制部長寺田
逸郎君、法務省刑事局長樋渡利秋君及び法務省矯
正局長横田尤孝君を政府参考人として出席を求め、
その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(魚住裕一郎君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

○委員長(魚住裕一郎君) 司法制度改革のための
裁判所法等の一部を改正する法律案を議題とし、
質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○江田五月君 随分少ないですね。定足数はい
るんでしょうね。大丈夫ですね。

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正
する法律案でございますが、前回に引き続いて質
問をいたします。

司法制度改革の範囲に入るかどうかが疑問もある
かもしれませんが、広い意味で日本における司法
制度というものがどう機能していくかという観点
から、国民の規範意識といいますが、刑事の、あ
るいは少年保護の關係について一体どっちを向い
ていくのかと、こういうことが今大きく国民の中
で議論になっているので、まず先日の長崎の幼児
殺害事件の關係について伺いをいたします。

法務大臣に伺います。

七月の十一日午前の閣議後の記者会見で、鴻池

祥肇防災担当大臣がこの事件について、今の時代、厳しい罰則を作るべきだ、親なんか市中引き回しの上、打ち首にすればいいと発言をしたと、こういうことです。これは、その後のてんまつはいろいろありますが、まずこの発言自体、これは森山法務大臣は批判的なコメントをされているようですが、ちよつとこの場合でも一度伺います。この発言についてどういふふうに思われますか。

○国務大臣(森山眞弓君) 鴻池大臣は非常に大きなショックを受けられて、被害者の方は本当に気の毒だという考えと同様に、加害者の少年の親たちにもよく考えてもらいたいという気持ちをおつしやつたんだと思いますが、もし報道されているとおりの言い方であつたとすれば、ちよつと表現が行き過ぎではないかというふうに思うわけでございます。

○江田五月君 表現が行き過ぎというよりも、私は、まあ表現も行き過ぎですけれども、その基にある考え方ですね、子供の犯罪について親に刑罰を科すという、刑罰を科すという、こんな考え方のような感じもするんです。

最近、被害者の人権と加害者の人権ということが議論になって、どうも加害者の、まあ加害者の人権という言い方も変なんですけれども、まあ余りくどくどしい説明はちよつとのけて、加害者の人権がじゅうりんされれば被害者の人権が保護される、何か逆もまた同じという、そういう加害者の人権と被害者の人権がはかりに掛けられて、どつちかが下がればどつちかが上がるという、そんな議論が横行しています。

まあ、そういう部分が全くないとは言いません。全くないとは言わない。それは、刑罰に應報的な機能があるということも確かです。しかし、被害者の人権ももちろん守つていかなきゃならぬ。国連で被害者の人権の決議がありますよね。被害者というのは社会からしつかり支えられなきゃならないんだという、これはそのとおりで、我々もこの犯罪被害者についての法案を提出をしたり、政府の方もまたいろいろと工夫を凝らして

こられました、これまで。しかし、被害者の人権を守るためには加害者をやつつけなきゃいけないんだという、これまた違うんで、加害者に適切な刑罰を科す、適切な保護処分を与えていくということ、これは両方がてんびんに掛けられているんではなくて、両方共々というところではないかと思ひますが、その辺りは、まさか法務大臣間違つた見解を持たれてはいないと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(森山眞弓君) 鴻池大臣の発言は、先ほど申し上げたような感じで私は受け止めたわけでございますが、鴻池大臣もその後反省されて、例え話にしても、これから十分発言には気を付けたいということをおつしやつておりますので、十分気を付けてほしいと私も思っております。

また、今度の事件につきましては、まだまだ解明しなければならぬことがたくさんございまして、いろいろな真相が明らかになつた上で、まずはそれらを冷静に分析し解明していくということが重要でございまして、これらを通じて、このような悲しいことが二度と起こらないようにしなければいけないというふうに思ひます。

被害者、加害者の人権というお話がございまして、被害者ももちろんでございまして、加害者もあのケースではまだまだ若い子供でありますから、これから先の長い人生というのを考えますと、そのことを配慮した上で十分に人権を尊重されるべきであるというふうに思ひます。

○江田五月君 今のお話、今の答弁にあるいは尽きているかと思ひますけれども、十二歳の子供です。確かに、それは自分のやつたことの意味というものはよく分からなければいけないし、そしてそのことについての一定の社会的な制裁、それは子供なりにですね、これは受けなきゃいけないと思ひます。そのことによつて社会の厳しさというものも子供にも教えなきゃならぬし、世間もまたそれは理解をしていかなきゃならぬ。しかし同時に、この子もこれから大きくなつて育つていくわけです。長い長い人生があるわけ

すね。その十二歳の子供にとつてやつぱり一番大切なのは親です。親がどんなに、まあいろいろ困つた親であつても、やつぱり親です。たとえ、例え話といへども、親を打ち首にしたら、一体この子はだれがこれから守っていくのか。そういう親もまた足りないところがあるなら、親にもいろんなことを分かつてもらつて、この大切な子供を育てていく、育てていく、そういう親になつてもらわなきゃいけない、そういう親が一番大切だと思ひますが、どう思われますか。

○国務大臣(森山眞弓君) おつしやるとおりでございまして、私はその親がどういふ方か存じませんけれども、しかしその子供にとつて非常に大切な存在であつたと思ひますので、親にもこのことを十分認識していただいて、そして子供が順調に生育していくように親として努力してもらいたいというふうに思ひます。

○江田五月君 親はなくても子は育つとか、親がない方が子がよく育つとか、いろいろあるのかも知れませんが、やつぱりまずいですよね。法務大臣のそういう発言を聞いて安心いたしました。鴻池大臣はああいふ人柄ですから、やんちゃやんと済まないんで、私も、彼、面白い人間だから、もうしよつちゅう、また一杯やろうと言つていゝるんですけれども、やつぱりそれでもちよつとやんちゃが過ぎたときには、少年じやないんだから、やつぱりちよつと考えてもらわなきゃならぬと思ひます。

もつとも、御本人も後に、これは閣僚懇、十五日の閣僚懇談会で発言を撤回して、その後、記者会見をされたということですが、そしてまた、昨日は衆議院の方の委員会でも呼ばれたようですが、しかし陳謝はあつたのかもしれないけれども、謝罪はない。メール一杯来ていて、そのうち、テレビのインタビューでは八割が自分が賛成、昨日の委員会では八割五分が自分が賛成と。それは、そういう事実はあるでしょうが、それを得々として国民の皆さんに説明をするという、そ

こらがどうもやんちゃのやんちゃたるゆえンだけれども、やんちゃや済まないという気がいたします。

鴻池大臣の、その十五日、閣僚懇後の記者会見で、政府の青少年育成推進本部の副本部長として、七月末に出すことになっている青少年育成施策大綱について、スローガンばかりでは国民から批判が上がると思つて、大綱はまとめない、青少年犯罪問題だけを取り上げる検討会を設置すべきだと主張して、大綱を出せと言ふなら辞める、出したかつたらおれ的首を取れと思ひましたというわけです。

この前段の大綱についての発言、これは閣僚懇で発言したということですが、閣僚懇のことについてそのとおりであるかどうか、閣僚懇でそういう発言があつたのかどうか。これはどうですか。

○国務大臣(森山眞弓君) 確かに、閣僚懇において似たような趣旨の発言をなさつたというふうに記憶しております。

○江田五月君 そして、少年犯罪対策を取りまとめるための関係省庁局長級による検討会、これは七月十五日、おととい立ち上げたというんです。これは一体どういふことで立ち上げられて、どうスタートしているのかを御報告ください。

○国務大臣(森山眞弓君) 先ほどの閣僚懇における発言がありましたときに、官房長官が、まあそう言わないで、大綱も重要なんだから、それはそれで出したらいんじやないですかと、しかしそれと別に非行対策のための検討会というものもやりましようよということになりまして、七月十五日に発足いたしました。

その趣旨は、最近、少年が加害者となる重大事件が続いて発生していることを踏まえ、このような緊急の課題に対応するために総合的な少年非行対策について早急に検討を行うということでございます。構成は、関係各省庁責任者及び専門家をもつて構成するということになっております。

関係各省庁というのは、内閣府の政策統括官、

警察庁生活安全局長、法務省刑事局長、文部科学省スポーツ・青少年局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、それからオブザーバーとして最高裁判所の事務総局家庭局長などがございます。そのほか、内閣がお願いする有識者の方が何人か、数人集まられて第一回が行われたと聞いております。

○江田五月君　そうすると、この今月末に予定されていた青少年育成施策大綱、これは先送りされるんですか。

○国務大臣(森山眞弓君)　大綱は、今申し上げたこの検討会の方の検討結果を見まして、それと調整しながら出すということ、当初の予定よりも遅れるということになっております。

○江田五月君　鴻池大臣は当初、座長となることは遠慮したいということのようだったんだけれども、まあそう言わずにと。そう言わずにということも変ですが、結局、座長になられたようですが、そして大綱の方は先送りをされて、この検討会の方の施策取りまとめの方が先行すると。これでは鴻池大臣が閣僚で言われたことがそのまま通ったということですね。ちよつとおかしんじゃないですかね。鴻池大臣が閣僚で言ったことは、これは、大綱を出すなら辞める、出したかったらおれの首を取れというようなことを息巻いて、結果として、まあそう言うなとはいうものの、同じ主張が通ったということですから遺憾に思いますが、こういうスタートを切られたと。

専門家というのは、これはどういう人を予定をしているんですかね。

○政府参考人(樋渡利秋君)　私もこの検討会のメンバーに入っておりますので、第一回の会議が七月十五日に開かれまして、その専門家の構成はこれから考えていかれるところだというふうに聞いております。

○江田五月君　今回の事件については、これは非常に私も重大な問題を含んでいて、それは一人の幼児、一人の中学一年生の事件ですけども、しかしその事件はやはり今の社会の病理現象とい

ますか、持っている問題というのを象徴的に表している部分があるだろうと。こういうところから私どもは最大限の教訓を得て、この社会の病理を治していくために取り組んでいかなきゃならぬと思ひますけれども、それにしても、鴻池大臣が座長になって、市中引き回し、首切りという、これに八割五分の人が賛成だったというふうな、これに勇気付けられて、行け、進め、非行少年、触法少年など全部、家族も含めて退治をするんだという、そういう少年非行対策を作られたんじゃないや見当外れも甚だしいと思っております。

今、刑事局長から答弁いただいたんですが、そして、何うと、この検討会は法務省からは刑事局長だけが入っているようですが、確認します。それでいいんですか。

○国務大臣(森山眞弓君)　そのとおりでございます。

○江田五月君　樋渡刑事局長は大変いい人だと思います。しかし、少年保護の関係をこの議論するに刑事局長だけでいいんですかね。私は、やはりこれは保護局長辺りに入らないと議論にならないんじゃないかと思ひますよ。

法務大臣、どうお感じですか。今、確定的なところまで答弁はなかなか難しいでしょうが、ちよつと問題意識、分かりますかね。

○国務大臣(森山眞弓君)　先生のおっしゃりたい意味は分かると思ひます。確かにそういう考え方もあると私も思ひますが、それは必要に応じてその関係の他の局長が出席する、あるいは意見を述べるという機会はあると考えております。

○江田五月君　私は、むしろ必要に応じてというよりも保護局辺りは中心になっていかなきゃいけないんじゃないかという、中心の一人になつていかなきゃいかぬのじゃないかと思ひます。

今回は、小泉首相も前の池田小学校事件のときと違って冷静な対応でしたし、もちろん森山法務大臣は冷静で慎重に発言をしておられる。そこで、むしろ私の方からやや暴走族風に踏み込んで、少年院法の改正を考えなきゃいけないんじゃないかと。

ないかと。これは御存じです、ね、十四歳以上でなければ初等少年院、医療少年院といえども子供を預かることができない。しかし、触法少年は少年法の対象になっていて十三歳以下であっても保護処分はできる、保護処分の範囲が狭められているわけですね。

今、子供の成長過程というのも随分昔と違っていますから、十四というところではすばつと線を切つてしまふので本当にいいのかと。もつと弾力的で現実に対応できる、そういう運用をしようと思ふと、やはり例えば医療少年院の持っているいろんな機能というのを十三歳以下の少年にも適用できるような、そういう仕組みが要るのではないかと。ということで、少年院法の改正を検討してはどうかということをお願いしているわけですが、これはどうお感じですか。

○国務大臣(森山眞弓君)　先生の先日の御指摘もうなずけることではないかというふうに私自身はそう思っておりますし、いろいろと様々なこと、まずこの事件そのものの解明をし、かつ、その理由あるいはその背景等を研究いたしました上で、あるいは世間全体の少年非行というものについても十分分析いたしました上で、十三歳以下の少年を少年院に収容して矯正教育を行うことの効果、あるいは様々な影響について配慮して検討してみたいというふうな考えをしております。

○江田五月君　官僚答弁の前向きにというのでなくて、本当に真剣に検討していただきたいと思ひます。

私は、ついつい思い余つて、今ここで議員立法で少年院法を変えればあの加害少年を医療少年院というところで処遇できるかなと。保護処分だから確かに泥縄の典型ですけども、正に泥縄ではないかなと思つたりしたんですが、やっぱりそう思うんですが、弁護士さんの賛成は得られないなと思つたりして、それはちよつとやめておきたいなと思ひますが、思ひますが、やっぱり本当に真剣

に検討しないといかぬ。

あの少年は児童自立支援施設で、まあ少年のことはまだ何も分かつていないですから、保護処分が必要ないかもしれないけれども、しかし恐らく何か要るだろう。今すぐ、あるいは短期の間に社会に戻すと、どうせ地域社会ではもう知られていくことです。なかなか少年の自立にとつてそれは険しい道にほうり出すことになつてしまふ。やっぱり保護の観点からいろんな知恵が要るだろうと思ひます。今の制度の中では自立支援施設にかなり長期間置いて、その後、少年院に移すとか、しかしそれもちよつと長くやり過ぎると思います。ちよつと法が予定しているやり方じゃないですか。調査官による試験観察で、補導委託先に預けてかなりの期間、補導委託という手段で施策を講ずるということもあるかもしれないが、いずれにしてもそういうことも考えていた

それから、捜査ができないんですね。この駿ちゃんの殺害の事件を児童相談所に送致した時点でこの事件は結局処分が終わつていて、警察としては捜査ができない。しかし、家裁の調査などによつてはなかなか解明できない部分があるかもしれない。ないかもしれない、この事件については。しかし、一般的に言うところ、やっぱりそれはいろんなことがあるかもしれない。刑事訴訟法が予定しているいろんな捜査の手だてを十三歳以下の少年の事件の場合であっても動員しなければ事案の解明ができない場合というのはあるだろうと思ふんです。

それで、十四歳未満について刑事処分はできないと、これはそれでもちろんいいんですけれども、しかし刑事責任年齢というものをある年齢でぱつと切つてしまつて、そこから上でなければ捜査の権限はありませんと、そこから下はもう捜査当局としては年齢が分かつた途端に全部お手上げですというの、ちよつと一般の納得というものは得られないのかなと。

そうすると、例えば刑事責任年齢というもので

なくて、刑事責任能力、これはもちろん必要、責任能力がなくて刑罰科すことは、これは当然で
きない。しかし、それを年齢で切るとするのは
ちよつと硬直過ぎて、妥当な解決に資さない場合
が出てくるんじゃないかという感じを持っており
ますが、問題意識はお分かりでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 先生のおっしゃりたい
ことは私は理解できるつもりでございますが、お
尋ねのことについては、現行法におきましては、
犯罪を認知した後の初動捜査や刑事未成年者と判
明した後の調査、これは実は触法少年であると判
明した後でも警察においては強制権限はありませ
んが、事案の真相解明のための調査の権限はある
と解されておりまして、少年警察活動規則にもそ
れを前提とした規定があるようでございますが、
そのような調査、それから児童相談所における調
査と措置、家庭裁判所における調査と審判などの
事案の真相を解明するための手続があるというふ
うに理解しております。

したがって、まず現行法上の制度において真相
解明のための証拠収集等の手段が十分かどうか、
調査等への協力を得るなどの点を含めまして問題
点はあるか、これに対して委員御指摘の手法を含
めましてどのような検討が必要か、対策が必要か
などについて十分な検討が必要だというふうに考
えております。

○江田五月君 任意の、任意の調査ができると、
これはもうそれは当然。今、この少年については、
駿ちゃんの事件と別に幼児を裸にしたという事件
があって、この点は捜査をしている。それはだれ
が犯人か分からないという前提で、まだ十二歳
の少年の犯行かどうか分からないという前提で調
査を、捜査をしている。しかし、犯人と結び付け
て、その犯人が十二歳と分かった途端にもう捜査
はできない。

調査はいいんですけれども、やっぱり、捜査と
いうのは別に加害者を懲らしめるという話じゃな
いんで、捜査というのは例えば令状を取って捜
索、差押えをやるのかいろいろそういう話ですか

ら、そしてそれは令状を取るということは捜査さ
れる、加害者以外のところもいろいろ捜査するわ
けです。そういう人たちに對する人権上の配慮か
ら司法チェックを入れておくと、その代わり、司
法チェックを受けた場合にはかなりの強制権限を
持つて証拠収集などができるということで、それ
は余り年齢でもうすばつと切ってしまうというこ
とが妥当なのかという感じですね。

それは個別の事案のことです。しかし、冒頭に
も申し上げましたが、そういう事案が我々に与え
ているいろいろな警鐘、これをやはり考えていかな
きゃならぬと、今の社会の持っている問題点。
それは、現代社会というのはなかなか複雑でい
ろんな問題を抱えています。私も政治家ができ
ること、できないこと、いろいろあります。政治
家ができないことをやろうといつてもそれは無理
な点もある。しかし、政治家ができることもあり
ます。一番できることは何かというと、まず政治
家自身が身を処すことですね。政治家が勝手な
ことを言っておいて、子供に對していろいろ言う
というようなことができるかどうかで今、政治家
の責任、最近、自民党有力議員のほとんどない発
言が目立つ、ちよつとひどいです。

森山法務大臣にこの責任を問うのも気の毒なん
ですけれども、やはり法務大臣としてこれについ
てどういうことを、どういう見解をお持ちになる
かは国民にメッセージとして発していただかな
きゃならぬと思うんですが、自民党行政改革推進
本部で元総務庁長官太田誠一衆議院議員、人は
いい人ですけれどもね。しかしやっぱり、六月二
十六日、鹿児島市内で行われた全日本私立幼稚園
連合会九州地区主催の公開討論会で、少子化問題
について、男性にプロポーズする勇気がない人が
多くなっている、集団レイプする人はまだ元気が
あるからいい、正常に近いんじゃないか。これ、
どう思います。

○国務大臣(森山眞弓君) 太田議員がどのような
意図でおっしゃったのか、その発言された言葉だ
けでは十分分かりませんので難しいんでございま

すけれども、しかし一般論として申しますと、集
団レイプなどというのは重大な犯罪でございまし
て、被害者の心身に耐え難い苦痛をもたらすとい
う大変な犯罪でありますので、これを正当化する
ような発言というのは甚だけしからぬと私は思っ
ています。

○江田五月君 甚だけしからぬですね。

福田官房長官 この人も人はいいいですが、何か
一々そう言うのも嫌になるけれども、決して人が
悪いと言っているんじゃないんですが、やっぱり
その立場にある人がどういふ発言をしていいか
というところは考えてもらわなきゃいけないんで。男
女共同参画担当大臣ですね。六月二十七日のオ
フレコ記者懇談で、男はクロヒョウ、裸のような
格好をしている方、でいる方が悪いというような
発言をした。各方面から抗議を受けている。こ
れはどう思われます。

○国務大臣(森山眞弓君) これは、御本人もそう
いふ発言はしていないというふうにおっしゃって
いるのでありますので、私としてはここでコメ
ントは差し控えたいと思います。

○江田五月君 オフレコ懇談でも言ったこと
は確かというわけではないことだから、オフレコ
というのはいないことだからないということ
で、だれがばらしたというのを一生懸命犯人捜し
をやっているというふうなこともあるようです
が、品がないですね、幾らなんだって、ちよつ
と。

森元首相、同じ、太田誠一さんと同じ公開討論
会で、子供を一人もつぐらな女性に自由を謳歌
して、楽しんで、年取って税金で面倒見なさいと
いうのはおかしいという発言。これはどうです。

○国務大臣(森山眞弓君) これも、本当の意図が
どういふ気持ちでいふようになったのか、この発言
の言葉だけではよく分かりませんけれども、私
は、女性が子供を産んだかどうかということとは老
後の年金給付には全く関係がないことだと思っ
ています。

○江田五月君 そうですね。女性が子供を産ん

だかどうかって、男性がいなければ子供は生まれ
ないんで、それじゃ子供を一人もつぐっていない
男性はこれはどうなるんですかと、そうする
と、いやいや、あつちの方へつぐつていましてと、
もう何を言っているのかというひどい話になって
しまふわけですね。そういう問題とは違ふだろ
うというふうに思います。

私は、それは人それぞれに自分のいろんな本音
の気持ちというのがあるだろうと思えますよ。あ
るだろうと思うけれども、本音という、いわゆる、
いわゆるこの本音がそのままストレートに出てい
くのがいいのかどうかということはやつぱり考え
なきゃならぬので。

全部本音でいくというんだしたら、それこそ動
物の食物連鎖ですよ、一番上に猛禽類というの
がおる、鳥の。ああいう社会に人間社会がなつた
方がいいのかというと、そんなことはないんで、
そうじゃないんで、人間を人間たらしめているの
は、火を使うとか二本足で歩くだけじゃないんで
す。

やっぱりそれぞれの人はそれぞれ皆、人権を
持った尊重される個人なんだという、そこは男も
女も、あるいはお年寄りも若い者もという、皆同
じだという、そういうある種のこれは建前です。
しかし、その建前というのがあるって、それが規範
になって社会を成り立たせているわけですよ。そ
の規範の意識がまるつきりなくなつて、みんな本
音でやろうというのを、それは面白おかしく言う
人たちが面白おかしくそういうことをはやし立て
たつていいけれども、政治家が、しかも重要な職
責にある政治家がそういう本音で、建前というこ
とのルールというものの規範というものの重要性
をどんどんどんどん掘り崩していつたら社会は成
り立たなくなる。

法務大臣、それは同感していただけますね。
○国務大臣(森山眞弓君) おっしゃるとおりだ
と思ひます。

○江田五月君 我が参議院にもそういうことが
あつた。今ではないけれども、前の参議院議長、

そういうことが一番基本にあるんだと。これはもう確認してよろしいですか。法務大臣、いかがですか、そこは。

最後ですから、法務大臣、今の点、日弁連さん、しっかりとくださいねということが根底にあるんだということの確認をお願いします。

○国務大臣(森山眞弓君) おっしゃるとおりでございます。

○江田五月君 終わります。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

まず、簡易裁判所の事物管轄の引上げについてお尋ねをします。

これ、通告していませんが、参考人の意見に基づいてまず一点お聞きするんですが、土屋参考人からも軍司参考人からも少し疑問の声が出ておりました。

その中で、例えば土屋参考人は、やはり簡裁の特質を生かす場合に重くなり過ぎないようにする必要があると。事件の総件数の三分の一ぐらいで制度設計されているものと承知していると、こういうことも言われました。

軍司参考人からは、昭和二十九年以降の簡裁と地裁の事件比率の推移が出されて、一番簡裁の事件の取扱いが少なかったのが昭和四十四年の三一・三%、その翌年の昭和四十五年にこの事物引上げの法改正が行われたと。そういうグラフをいただきますと、実は、平成十三年というのは、簡裁の扱いは六六・五%で、昭和二十九年以降最も多い状況になっているわけですね。

そういう事態の下で、なぜこの百四十万なのかと、こういう参考人の御意見が二つ出ました。この点、まづいかがでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) この点、端的に申し上げれば、国民のアクセスの利便も考えなければならぬという点がポイントだろうと思います。

物価等経済情勢が変わりますと、それまで簡易裁判所でできていた事件が、結局、同じ程度のものが、単位が上がりまして、地方裁判所で行うということになってくるわけでございます。そう

なった場合に、近くの住民の方が地方裁判所まで行かなければならない簡易裁判所で裁判ができるかということになるわけでございます。そういう観点から順次見直しをしているわけでございます。

今回も、そういう観点から、まづいろいろな経済指標がございますが、その経済指標を参考にしながら、その分、上がっている分、その範囲内でどういような位置付けをするかというふうに考えたわけでございます。この点は、じゃ、その経済指標の範囲内ならどこでもいいのかということでございますけれども、そうはならないわけでございます。まして、今度、逆に、それによって簡易に迅速に裁判を行うという簡易裁判所の特質が失われては困ると、こういう要素もあるわけでございます。

この二つの要素を勘案いたしまして、今回、百四十万にいたしますと七〇%ちょっとを超える形になるかと思えますけれども、全体の金銭債権の比率とか、そういうものを考えた場合に、この百四十万円ならばその性格を変えないでやっていくだろう、こういう判断をして百四十万という数字にしたわけでございます。

○井上哲士君 事件の内容にむしろ着目しているということなんだと思うんですが、しかし簡裁の特質を生かしていかなくてはならないということとでありました。

そうしますと、現行制度では不動産を目的とする訴訟については、この訴額算定の基準になる固定資産の評価額が時価と相当隔たっているということもあります。不動産の実質的な価額が相当高額で、内容的にも複雑な事件もある。これらの事件はなかなか簡裁になじまないものも少なくないと思うんですが、これは運用上どういう配慮がされていくんでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 現在でも法がございまして、不動産については簡易裁判所でも地方裁判所でもどちらでも競合管轄を持つという建前になっております。現実の動向を見ておりますと、

不動産の事件の大体七割は地方裁判所に訴えが提起されているという実態でございます。

今後につきましても、いろいろな周知徹底をいたしまして、やはり複雑な要素を持つ不動産事件、こういうものについてはなるべく地方裁判所の方で提起をされるような周知徹底、それからもう一つは訴えられた後、その移送の規定、これの活用等、こういうことで支障のないようにやっていただきたいと、そういうことを考えております。

○井上哲士君 簡易裁判所は、現在でも二〇〇〇年に導入されました特定調停で増加の一途をたどる事件処理に忙殺をされているという現状があります。この事物管轄の引上げに伴って地裁から事件がシフトしてくる、それに合わせて人の体制もシフトをすると、こういう答弁が衆議院でもされておりますが、やはりそれだけでは不十分だと思っております。簡裁が使いやすくなることによって事件数の増大が予想されるのが一点。それから、少額訴訟の上限引上げなどもありました。本人訴訟なども増えていくということになりますと、非常に窓口業務というのが重要になってくると思えます。そういう事件数の増大、窓口業務の重要性の増大と、こういうことにも対応した増員についても考えられているんでしょうか。

○最高裁判所長官(代理者)(中山隆夫君) お答え申し上げます。

基本的には、今、委員御指摘のとおり、地裁から簡裁へ事件がシフトするわけでございます。それから、その部分で機動的配置をすればまず足りますというふうに考えておりますし、また少額訴訟につきましても、今回、六十万円ということにも既に法改正あったわけでございますけれども、実は裁判所の方では市民型の紛争はできる限り少額訴訟と同じような手続でやっていくということとで、ここ数年やってきております。そういう意味では、準少額訴訟手続というふうな勝手に名前を付けてまして運用をしてきており、もうある程度その部分は先取りをしているというところもございいます。

(委員長退席、理事荒木清寛君着席)

したがって、その辺り考えていけば、まず対応できるかなと思えますけれども、今御指摘いただいたように、制度の趣旨というものが徹底するに従って事件の掘り起こしも進ましようし、そういうような中で、今現在、簡裁の平均審理期間、二か月でございますけれども、これが延びてきてミニ地裁化するというようなことになればこれは大問題である、こういうふうな思っておりますので、そのところはきちんとして検証しながら、更なる人的体制の充実にも努めてまいりたいと考えております。

○井上哲士君 今回の法改正全体として、この司法アクセスの拡充ということが大きな柱になっておりますが、そのためにはこの制度面の整備とともに、今も簡裁で申し上げましたけれども、人的・物的体制の拡充ということも不可欠だと思えます。特に、司法過疎の解決というのは非常に重要だと思っておりますが、まず弁護士の問題についてお聞きをします。

都市部に集中をする一方で、いわゆる弁護士が、地裁がありながらゼロないし一名というゼロワン地域が全国で六十か所ある。いわゆる悪徳商法とかやみ金融、この被害というのはこのゼロワン地域で非常に多いという話もあるんですね。

日弁連は、この問題でいわゆるひまわり基金による公的事務所を十数か所設置をして、この過疎の解決の努力もされているわけですが、やはり日弁連だけの努力では限界があります。一人一万二千円の拠出をされているそうですが、一つの事件を同じ事務所で行うのはやはり具合が悪い。そうしますと、二か所以上の事務所が必要になってくるわけで、今後、数十か所の事務所設置ということも必要になってくる。こうなりますと、やはり国の責任で司法アクセスの拡充という観点から解決をすべきことだと思えます。

こういう全体の司法アクセスの拡充、このことへの国の責務と、そしてその中で弁護士過疎の対策というのはどういふように位置付けられてい

るでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) ただいま御指摘の点、大変重要な問題だろうというふうに私も認識しております。

過日、私どもの本部にございます、で行いました有識者懇談会でこの司法ネットの問題を議論いたしました。これにつきましては過疎地域の公設事務所にも勤められた方あるいはその県の知事等、四人の地方の方、お呼びいたしました、お伺いしました。その中でやはりショッキングだったのは、本当に弁護士が一人もいないところは、本当にアウトローの草刈り場になっているという御指摘でございます。これは私も本当にショックを感じました。それからもう一点は、ニーズは掘り起こせばあるんだと、掘り起こすというよりも、もうあるんだけれども、現実に弁護士がいらないということから眠っちゃっていると、こういう認識でございます。

これを、事は大変重要な問題でございます、日弁連も公設事務所を設けて御努力されている、それも私も評価したいと思いますが、やはり限度はあるだろうということでございます。そういうことから現在、私も、本部において、国民が気軽に全国のどの町でも法律上のトラブルの解決に必要な情報あるいはサービスですね、この提供が受けられるような司法ネットの整備ということを今鋭意検討中でございます。まだ具体的にどのような姿でということ、新聞記事等にはいろいろ上がっておりますけれども、まだそこまで具体的に固まっているわけではございませんけれども、今鋭意検討して、可能であれば来年の通常国会には御承認を得たいというようなことを考えております。

○井上哲士君 報道によりますと、そういう司法ネットの大きな位置を占めるリーガルサービスセンター構想などというものも報道がされております。こういう新たな何らかの組織ができるということになるとするんですが、その運営について基本的な考え方をただしておきたいんです。

推進本部の公的弁護制度検討会が新たな公的弁護制度の運営主体を独立行政法人にすることで一致をしたと、こういう報道がされました。そして、この独立行政法人が、公的弁護のほか、犯罪被害者の支援や民事事件を含む法律相談業務を扱う、そして刑事、民事一体型の総合的な司法サービスを展開すべきだとの意見も多かったと、こういう報道がされました。

これがこのリーガルサービスセンターというもののつながっていくのかなと思うわけでありますが、やはり組織として国からの独立ということが保障される必要があります。公的弁護の場合、相手が国になるということもあるわけでありまして、そういう、今後、組織形態としてはいろいろ考えられるといたしましても、そういう国からの運営上の独立ということについてはどのような検討がされているでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 私どもの検討会の議論、いろいろ報道にも載っておりますけれども、そういう議論がされたということで、決まったということではございません。

ただ、その考え方として、どういう法人になるかは別として、やはりその法人の問題と個々の事件の問題、これは分けなければならぬところでございまして、個々の事件にいろいろな影響を与えるというふうなことは避けるべきでありまして、これはやっぱり独立にやっていただく、こういうような構成にしていかなければならないということは十分に意識しております。

○井上哲士君 例えば、独立行政法人になりますと、法人役員の人事とか中期目標の設定という形で国が関与するということになります。ですから、例えば長の任命を、これは主務大臣の任命になるわけでありまして、公正中立な第三者機関に人選を任すかどうか、それから評価委員会の制定に、選定も弁護士会とか消費者団体の代表を含めるかどうか、こういういろいろな形をして、組織の運営の独立、それから個々の弁護士の裁判活動についても独立が確保されるということ

がこれは絶対不可欠だと思えますので、改めてそれを求めています。

その上で、弁護士過疎の問題以上に深刻とも言えるのが裁判官、それから検察官の過疎という問題です。裁判官が常駐しない地裁支部、家裁支部、出張所、簡裁、月一、二回しか裁判官が来ないというところも例外ではありません。裁判官が常駐しないので弁論期日がなかなか入らないと、場合によっては二、三か月後しか入らない、こういうところもあります。

北海道を見ますと、裁判官もゼロ、弁護士もゼロ、検事もゼロ、この三重苦のところが函館の地裁の江差支部、旭川地裁の名寄支部、旭川地裁の留萌支部、それから釧路地裁の根室支部、四つあります。

こういう状況というのを最高裁としてはどのように認識をされているでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 非常駐支部、今お話があったとおりでございますけれども、例えば今出ましたところだと、名寄支部辺りですと、裁判官一人当たりの件数の五分の一の程度しか事件がないという状況であります。

そうしますと、そこに裁判官を常駐しているということ、あと一体、例えば月曜から金曜までの間、月曜仕事すれば火曜から金曜がなくなってしまうと、こういうようなことでございまして、やはり裁判所が税金で賄われているという公的機関である以上は、その辺、効率性というものを考えなければならぬだろうと思えます。

さはさりながら、今御指摘のような問題点が本当に出てまいりまして、例えば審理期間が非常に長くなってきたというようなこと、そういった病理現象が出てくれば、またそれはきちんと対応しなければならぬと思っております。

そういう意味で、全国的規模のところでは恐縮でございますが、例えば地裁の平均審理期間、民事ですと八・五か月、刑事ですと三・三か月であります。これが非常駐支部の場合には、民事で九・四か月、刑事ではむしろ平均審理期間、より短く

て二・九か月というところになっており、いずれもそれほどの問題が生じているというふうには考えておりません。

今後とも、その辺り、各庁ごとに状況がどうかということを見守りつつ、適正な対処をしてまいりたいと思っております。

○井上哲士君 先ほどもありましたように、実際にはニーズがある、そしてアウトローと言われたいけれども、いろいろなやみ金などの草刈り場になっているということもあるわけでありまして、今現状がそうだからということではなくて、やはり国民の司法サービスにどう対応するかということでの検討が要るかと思うんです。

日弁連はこの「裁判官増員マップ」というのと、それから検察、「検事増員マップ」というのを作られて、それぞれの支部ごとにどれだけ増やすかということもかなり具体的に示されております。これを見ましても、検察官のいないところが非常に

もう大変深刻であります。検事の常駐しない検察庁の支部、副検事の常駐しない区検というのものがたくさんあります。交通事故による業務上過失致死事件が一年以上遅延するという事態があるとか、これは徳島では、副検事が行ってもない事情聴取を行ったかのように装って検察官調書を捏造したという事件がありました。これなどの背景にはやはり検察官不足ということも指摘をされております。

こういう現状についての法務省としての認識。そして、このマップの中では、例えば島根県でいいますと、簡裁判事の兼任の解消とともに、これは益田か浜田のどちらかに一人、検事を置いてください、まあささやかな要求だと思うんですね。こういう司法過疎の解消という見地から、現状をどう考え、どう改善をしようとしているのか、その点をお願いします。

○政府参考人(穂波利秋君) 検察当局におきましては、検察官の常駐しない支部や区検の運営に腐心しているところでございます。例えば、警察からの事件相談も日常これ受けるというようなこと

も大事なことでございますし、また関係諸機関との連絡を協調することも事件処理の円滑処理に資するばかりか、治安対策そのものにとっても必要だと、必要なところがあるだろうというふうに思うわけなんですけれども、ただ、いかにせん、今の現状で見ますと、本庁の事件数と比較しましても、本庁から人を削るわけにもいかないというような事情もこれでございます。

しかしながら、そういうふうな腐心はしておるところでございますけれども、事件処理という観点から見ますと、そのような事情があっても事件処理が滞ることが許されるわけではございませんで、そういうことがないように、各支部、区検の実情を考慮して、本庁所属の検事等から担当者を選び、各支部、区検の受理事件数等の業務量を勘案して、適宜の頻度で検察官を各支部、区検に赴かせて執務させるなど、所要の体制を組んで適正に対処をしているものと承知しております。

今後、いろいろな事件数のあんばい等を見ながら、また適切な人事の配置ができるように努力をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○井上哲士君 終わります。

○平野貞夫君 この司法制度改革法の関連の法律については、できるだけ私たち国連としては賛成したいんですよ。そういう中で司法制度の改革をやってほしいんですが、この法案はやっぱり国會議員だけじゃないんですけれども、弁護士資格の特例の拡大についてはどうしてもやはり我々抵抗がある、私たちは抵抗がある。国會議員五年やったからといって修習しなくてもいいという、弁護士資格を与えるというんだつたら、司法書士の人たちの職域をもっと拡大して国民の皆さんの役に立つ方策を取ったり、様々な知恵があると思うんですよ。そういう意味で、残念ながら私たちは反対の立場なんです。

（理事荒木清寛君退席、委員長着席）

そこで、質問の通告はしていませんですが、これは法務大臣と山崎参考人に、基本的な問題です

から、ちよつとその所見も伺いたいんですが、実は今朝、コロンビア大学のジェラルド・カーチスさんと日本の社会どうなっていくのかということ話を機会がありまして、カーチスさんから言われたことなんですけれども、千代田区で昨年の暮れ、たばこのポイ捨てを条例でもって禁止して、あれ、たしか罰則があったと思いますね。それをPRする街角に看板出しているわけですが、「マナーからルールへ」という看板を出しているんですよ。カーチスさん何と言ったかといいますと、日本の社会も変わりましたと、本来、マナーで規制すべきことをルールにして罰則付けなきゃ日本の社会やっつけなくなつたのかと。彼はまあ、もう三十年ぐらい日本の社会政治、分析していますからね。私も、なるほどと思ひまして、やはりマナーで規制すべき部分はマナー、やっぱりルールとして法律でもって規制せにやいかぬ、いわゆる司法でもって規制せにやいかぬという部分というのはおのずから境があると思うんですよ。

この一連の司法制度改革がそういう部分が貫徹されているかされていらないか、あるいはそういう部分についてどのような考え方を持っているか。突然の質問で恐縮ですが、法務大臣と山崎さんの、特にこの二人、中心人物ですから、今後進めていくそのお気持ちも含めてひとつ御所見をいただきたいと思います。

○国務大臣（森山眞弓君） 私も、ジェラルド・カーチスさんには前にもお目に掛かったことありまして多少存じ上げておりますが、三十年ぐらい前に初めて日本においてになったときと比べますと今の日本の社会が大変変わってきたという考えをお持ちになるだろうということは私も理解できます。

しかし、確かにマナーはもちろん重要でございますし、それを中心に考えるべきことというのはたくさんあることは承知しておりますけれども、特に東京のような、各地から様々な人が入り込んできて様々な活動をするというところと、その人の規律を維持していこうと思ひますと、その人

によつてマナーというものの考え方がいろいろあるでしょうし、遵法精神とか、守る態度も様々でございましょうから、どうしてもこれだけとはいうものは法律あるいは規則にして、場合によつては罰則も掛けてということも、その区民あるいはその住民の意識によつてそういうことも出てくるのはやむを得ないというふうに思ひますので、私としては、カーチスさんよりはずっと日本の社会の変遷を自分で見ていくわけでございまして、そういう変化も、確かに時々おいでになつてごらんになる方にとっては、よく知つていらっしゃる方でもそういう考えをお持ちだろうとは思ひますが、ずっとここに住んでやっつけている私たちとしてはそういう変化もやむを得ないことだというふうに思うわけでございます。

○政府参考人（山崎潮君） 確かに、何十年前の日本を考えますと、非常にいい意味でまああの社会だったと思ひますが、そうすると、その世界ではある意味でマナーで解決ができたのかもしれない。しかし、現在の社会を考えますと、価値観が非常に多様化している、物の考え方がもうばらばらであるという時代である、それともう一つは非常に複雑化している時代である、それからやはり世界もかなり共通化してきている時代である。こういうことを考えると、やはりマナーだけに頼っているのはもうなかなか難しい時代になつて、やっぱりきちつと最低限のことはルールとして取り入れて、それに従つて行動をしていただく。

こういうことがどうしても必要になるだろうというところで、この司法制度改革全体もその辺のところを意識しながら改正を行っていることでございまして、今後も、時代が変われば直ちにやはり法律をその時代に合わせたように変えていかざるを得ない、そういう意識を持ちながらやっつけていかなければならないというふうに考えております。

○平野貞夫君 一連の司法制度改革の原因がグローバル化だとか価値観の多様化だとか時代の流れに迅速に適応するとかということは分かります

んですけども、これ、一部の財界の人から出ているんですけども、やっぱり市場中心の社会を作ろうとしているんですよ、マーケット中心の、小泉政権の方針は、アメリカのやっぱりマーケットの中心の社会を。言わば、マーケットが人間化して人間がマーケットの対象になるというふうな、そういう世の中を作ろうとするようなために司法制度改革が行われるということじゃこれは困るわけなんです。

今、山崎参考人の強気の御発言ですけども、やはりルールだつてマナーが確立していなきゃこれ機能しないんですよ。特に、政治家の犯罪なんというのは、政治と金の問題なんかについては、ほとんど倫理といいますか気持ちで自制できるものなんですけれどもね。残念ながら、ルールばかりに頼るというふうな風潮に僕は抵抗感があります。かつての日本の、儒教はいい部分、いいものばかりじゃないですけども、儒教倫理のやっぱりいい部分なんかをもう一回思い起こして、家庭教育、学校教育なんかに入れるということとは私は大事だと思うんです。これは意見だけにしておきます。

そこで、典型的な例として一つお聞きしたいんですが、司法試験合格者が修習を受ける、そしていろんな進路を選ばれるわけですが、この法案にも直接関係あると思うんですけども、一番僕らがやっぱり常識的に見てこれはと思うような一つのポイントとして、検察官の進路を選んで、そしてその検察官がどういうその後の進路を選ぶか、これをちよつとデータ的なことを知りたいんですが、例えば二つぐらい、昭和五十年ごろからでいい、ごろでいいんですが、二つぐらい、検察官の進路を選んだ人が二十年後にどういうふうな数が変わつてくるか、これちよつとお答えいただけますか。

○政府参考人（寺田逸郎君） データを申し上げますと、昭和五十年に司法修習を終了いたしました検事に任官した者、全部で三十八名おりましてが、そのうち、その後の平成七年までに退職した

変なことだと思いますが、ただやっぱり、これだけの量の人が検事辞めて弁護士やるということはやっぱり問題だと思うんです。なるべくやっぱり

○委員長（魚住裕一郎君） 他に御発言もないよう
ですから、本案に対する質疑は終局したものと認

習拔きで弁護士資格を与えることにしております

が全くないばかりか、民事について十分な知識があるとは言えず、また刑事についても検察側の視点でしか職務を行ってきたておりません。幅広い人

権意識を身に付ける訓練を行っていない者に弁護士資格を付与することは到底認められるものではありません。

反対の第二の理由は、外国法事務弁護士に対して日本法弁護士を雇用できるように改めることにより、日本の法廷にアメリカの営利第一主義の法理を持ち込み、日本弁護士の上立をも脅かし、弁護士法の理念にも影響を及ぼしかねないからであります。

日本の弁護士のみを与えられた法律事務に関しては、雇用主たる外国法事務弁護士といえども干渉してはならないとありますが、現行の共同関係と違つて、雇用関係になった場合に不干渉が守られる保障はありません。

日本弁護士を雇用しようとしている外国法事務弁護士は、アメリカの数百人、数千人という弁護士を抱えた巨大ローファームであり、アメリカの多国籍企業の海外での取巻を支える仕事を専らにする巨大法律会計企業であり、これらの本格的な日本への進出に道を開くものであり、到底認められません。

なお、非常勤裁判官制度の創設、弁護士の懲戒手続の整備は、司法の国民的基盤の強化につながるものであり、賛成です。

また、簡易事物管轄の百四十万円への拡大は簡裁の人的基盤の充実が、さらに弁護士の営利業務従事制限の緩和は弁護士の社会的使命の強化などがそれぞれ欠くべからざる前提であることを付言しておきます。

以上、本法案は、若干の改善点はあるものの、弁護士資格の要件緩和と外弁法改正により、日本の裁判制度と弁護士制度を基本的人権の擁護と社会正義の実現から営利追求第一に変質させかねない改悪部分が顕著であり、全体としては反対の態度を表明をし、討論を終わります。

○委員長(魚住裕一郎君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。これより司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、千葉君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(魚住裕一郎君) 少数と認めます。よつて、千葉君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(魚住裕一郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、千葉君から発言を求められておりますので、これを許します。千葉景子君。

○千葉景子君 私は、ただいま可決されました司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守新党・民主党・新緑風会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 政府及び関係機関並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 不動産に関する訴えを提起しようとする者が、簡易裁判所の事物管轄の上限引上げに伴い、訴訟の目的の価額の上限を超えない請求をする場合でも、簡易迅速に事件を解決する簡易裁判所の機能を十分に踏まえ、第一審裁判所として地方裁判所も選べる旨周知すること。

二 簡易裁判所の事物管轄引上げに伴い、簡易裁判所と地方裁判所の役割及び民事訴訟法第十八条の簡易裁判所の裁量移送の趣旨が周知徹底されるよう努めること。

三 民事調停官及び家事調停官の制度については、その機能と成果を検証しつつ定着を図るとともに、着実な規模の拡大に努めること。四 弁護士が裁判官と同等の立場で、調停事件

以外の非訟事件に関与する制度の導入に関する研究を進めること。

五 弁護士資格の特例を拡充することとなる者に課する研修については、司法修習の理念に基づき、弁護士実務に必要な理論的かつ実践的な能力を涵養するために、十分な内容及び時間を確保するよう努めること。

六 法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度が構築されることや、本法によつて新たに特例措置を講ずる者に対しては研修を課することとしたことにかんがみ、五年以上一定範囲の大学の法学の教授・助教授、衆参の法制局参事、内閣法制局の参事官等の職に在った者に対して弁護士資格を付与する制度について、速やかに適切な見直しを行うこと。

七 弁護士の報酬に関する標準を示す規定が会則から削除されることに伴い、弁護士法第一条に明記された弁護士の職務に公共的性格があることにかんがみ、国民の弁護士へのアクセス拡充に支障が生じないよう、日本弁護士連合会が行う弁護士報酬の実態等の情報提供に協力すること。

八 外国法事務弁護士が、弁護士との共同事業や弁護士の雇用により日本法などの職務外法律事務を取り扱うことのないよう、日本弁護士連合会が外国法事務弁護士に対して広報及び研修や監督の充実を努めることについて十分な配慮をするともに、本法の施行後、外国法事務弁護士の法律事務取扱いの状況にかんがみ、必要があるときは適時適切な見直しを行うこと。

右決議する。

以上でございします。

○委員長(魚住裕一郎君) ただいま千葉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(魚住裕一郎君) 多数と認めます。よつて、千葉君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、森山法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。森山法務大臣。

○国務大臣(森山眞弓君) ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

また、最高裁判所にも本附帯決議の趣旨を伝えたいと存じます。

ありがとうございます。

○委員長(魚住裕一郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(魚住裕一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後一時まで休憩いたします。
午前十一時三十四分休憩

午後一時四十分開会

○委員長(魚住裕一郎君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

法務及び司法行政等に関する調査のため、本日の委員会に司法制度改革推進本部事務局長山崎潮君、総務省自治行政局長長中誠二郎君、法務大臣官房長大林宏君、法務省民事局長房村精一君、法務省刑事局長樋渡利秋君、法務省矯正局長横田尤孝君、法務省人権擁護局長吉成修一君、厚生労働大臣官房審議官阿曾沼慎司君、厚生労働省健康局国立病院部長富岡信君及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長上田茂君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(魚住裕一郎君) 御異議ないと認め、さ
よう決定いたします。

○委員長(魚住裕一郎君) 法務及び司法行政等に
関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○千葉景子君 民主党・新緑風会の千葉景子でござ
います。

今日は、私の質問時間、四十五分いただいでい
るところでございますが、できるだけ短縮に協力が
できますように努力をしてみたいと思っております
ので、よろしくお願いをいたします。

また、なかなか、法務委員会、たくさんの方
の中で一般的な司法行政等についての調査を行う
時間も限りがございます。貴重な今日はお時間を
いただきましたものですから、少し大きな項目とし
ては統一性がない部分もございしますけれども、
この国会、あとわずかならなってきたということも
踏まえて質問をさせていただきますので、よろし
くお願いをしたいと思います。

まず、行刑にかかわる問題について御質問をさ
せていただきます。

この国会、そして当法務委員会も、この国会冒
頭から、名古屋刑務所にかかわる問題等々を含め
まして刑務所の処遇の在り方等が大変大きな課題
になりました。これはこの委員会でも、これから
も引き続きいろいろな角度から検討をしてい
こうと、こういう言わば委員会としての共同の
意思もあらうかというふうに思っております。

そういう中で、法務省も、やはり事の重大さとい
うこともございまして、内部だけではやはり本
当の意味での改革は進まないのではないかと、そ
ういう意味で外部のいろいろな意見を取り込ん
で、そして抜本的な行刑にかかわる改革を進めて
いくと、こういうスタートを切られました。私も、
これについては一定の評価をさせていただきます
というふうに思っております。

是非、この行刑改革会議という形で今論議が進
められているところでございますが、その

論議と、そして国会での様々な論議、意見等々、
それからそれ以外にも市民の皆さん、いろいろな
識者の皆さんからも意見がたくさん今出されてい
るところでございます。そういうものを本場に
総合的に積極的に受け止めていただきたいながら、こ
の改革が進むよう心から望むところでございま
す。

そういう意味で、この行刑改革会議、七月十四
日には第四回の会議が開かれたというふうに承知
をしております。今日は細かいことはお聞きでき
ませんけれども、この行刑改革会議を中心にした
論議というのは、今後どのように進められ、どん
な段階で何か取りまとめのような形になっていく
のでしょうか。その辺りの今後の見通し、段取り
のようなものがございましたら、お教えいただき
たいと思います。

○副大臣(増田敏男君) お答えを申し上げます。

受刑者及び刑務官に対するアンケート調査は六
月下旬から七月上旬にかけて行われました。現在
集計中でございます。九月八日に開催予定の第五
回行刑改革会議に報告される予定と聞いておりま
す。

行刑改革会議におきましては、今後も原則とし
て毎月一回、全体会議を開催するほか、三つの分
科会に分かれまして、分科会で個々の論点につ
いて集中した議論を行い、年内には改革の方向性を
示すことができるよう議論がなされるものと承知
をいたしております。

当省としては、その結果であります御提言を最
大限尊重いたしまして、国民に理解され支えられ
る刑務所を作るための諸方策を講じてまいりた
い、このように考えているところであります。

○千葉景子君 この行刑改革会議、十四日の第四
回会議にも、資料をいただきました。様々な各委
員からの大変積極的な、そしてまた傾聴に値すべ
きいろいろな御意見が出されていると、本場に委
員の皆さんが熱心に論議をされているというこ
ろではないかというふうに思います。そういう意
味では、その御意見等々も踏まえながらやはり抜

本的な改革をすべきところ、それが幾つもあるう
かというふうに思います。

それで、私もこの際、本場に抜本的な改革とい
うことを望みますけれども、その中で、意見の中、
私も読ませていただきました。あるいは私も同感
をするという点、幾つかございします。特に、抜本
改革とかあるいは法制度の改革等がなされません
でも、直ちに運用、あるいは基本的な理念を踏ま
えて改革できるものがあるのではないかとこのう
うに感じております。

幾つか指摘をさせていただきたいというふうに
思いますので、是非すぐにでもできるものであれ
ば着手をいただくと、あるいはどうお考えか聞かせ
ていただきたいと思います。

まず一つは、その中で、やっぱり刑務所に常に
市民の目が行き届いているということが大事なん
ではないかと、こういう意見がございました。や
はり閉鎖的な、あるいは密室性のあるこういう施
設を大きく変えていこうといういたしますと、市民参
加あるいは市民の目が光るということは大変重要
なことだというふうに思います。

市民が刑務所にいろいろな形で参加をするとい
うのは、今でも、例えば講演があるとか教師の方
がおられるとか、いろいろな形で篤志家の方がい
ろんなボランティアをやっておられると、いろい
ろあるうかというふうに思いますが、こういう部
分はこれまで以上に運用の面でも市民がその状況
を本場に近づきに見れる、あるいは立ち入ってい
ることによってそこに開放性あるいは市民感覚、
そういうものが生まれてくると、こういうことも
あるうかというふうに思います。

これは当然、社会復帰などにも寄与するものだ
というふうに思いますが、こういう点で直ちに、
更に市民の参加、こういう面でも何か検討なさつ
ていようなことがございしますようか。

○政府参考人(横田孝君) お答えいたします。
御指摘のように、現在、行刑施設におきまして
は、篤志面接委員あるいは民間篤志家等による援
助、協力をいただいておりますし、それからまた

近隣住民あるいは更生保護女性会等、民間有志の
団体からの様々な激励、援助等を受けております
し、また有識者の方からの講演、講話なども受け
ておりまして、現在でも民間の方々に矯正施設に
おいて幅広い活動を行っているという実績がござ
います。

御指摘のございましたように、矯正施設が外部
協力者との連携を図ることは、単に処遇上、多様
で柔軟なプログラムが実施可能となつて一般社会
の人との交流が被収容者の社会復帰に効果的なも
のとなるばかりでなく、矯正施設に外からの目が
常に届き、外部の方にも矯正施設を正しく御理解
いただけるなど、開かれた施設運営に資するもの
であると考えております。

したがって、外部協力者の方々に積極的に矯正
施設の中に入つていただいで矯正施設が社会にと
もに活動する輪を広げるべきだという議員のお考
え、全く賛成でございます。矯正局といたしまし
ても、ますますこれを活発に行うべきことと考え
ておりますので、御指摘のような御意見を踏まえ
ながら、幅広く関係各位の御意見を賜りながら、
実施できることから積極的に取り組んでまいりた
いと考えております。

○千葉景子君 それから、今日は全部をあれてき
ませんけれども、外部交通の拡大などもやはり一
番刑務所の密室性や閉鎖性を、ある意味では外部
と意思を通じさせるということで重要なポイント
だというふうに思います。

この中で、いろいろ問題はありますけれども、
私は、ヨーロッパの刑務所等でも行われておりま
すように、電話の設置のようなことは、これはで
きるだけ早く試みることでできる部分ではないか
というふうに思っております。何かやっぱり今の
法規上難しいというような御指摘も聞いておりま
すけれども、そういうところを、監獄法なども電
話などということは考えてもみないようなときに
できた法律でございしますので、確かにその法律に
照らせばなかなか電話というのはイメージに入つ
てこないということもあるうかと思ひますが、

やっぱり一定の制約はあるにせよ、電話の利用ということは一つの大きなポイントではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○政府参考人(横田尤孝君) 今おっしゃいましたとおり、現行の監獄法令上、電話の使用は認められておりません。これを運用によつて認めることができるかどうかということもありましようけれども、なかなかこれは困難であると考えておりまして、電話の使用には法改正が必要なのではないかと考えております。

電話による通話については、必ずしもその相手方及びその内容を十分確認することができない場合もあるなど、施設の規律及び秩序維持の観点からの問題もあるというふうに承知しているところでございますけれども、他方、電話が一般社会において通信の重要な手段になっているということなどにかんがみますと、受刑者にその使用を認めるべきではないかという委員の御指摘や、行刑改革会議における今後の御議論、御提言等を踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

○千葉景子君 是非、これは確かに法の改正というお話もございすけれども、大きな今の流れとしては電話を入れるということにはかなりの合意といえますか、そういう意見もあるうかと思ひますので、でき得る限り早急に必要の手だてをしていただく必要があるのではないかとこのように思ひます。

それから、もう一点御指摘をさせていただきます。

やはり被収容者の地位ということになりますと、やはり管理の対象、対象物のように考えるのではなくして、やっぱり人間としての尊厳を保つ、やっぱり人間として処遇をするということがまず基本だということに思ひます。そういう意味で、幾つかの問題ありますけれども、例えばもう過剰な自由の拘束、こういうものは決して処遇上効果もございませんし、それから基本的な、人間的な尊厳を保つという意味からも許されるべきではないというふうに思ひます。

例えば、私も視察などさせていただいた折に見ましたけれども、どこかへ移動する際のあの軍隊式の行進とか、それから正座をして必ず点検を受けるとか、あるいは私語を極めて厳格に規制している、あるいは工場からの行き帰り、帰りといふことになりましようか、舎房に帰る際に必ず裸体の検査を行う等々、それは理屈を付ければ意味があるんだということもあるうかと思ひますが、とてもこれは今のやっぱり人権尊重という建前、それから本当に処遇の効果というものを考えても、なぜこういうことが必要なのかということはやっぱり合理性がもう乏しいのだというふうに思ひます。

そういう意味で、今挙げましたようなのが例ではございすけれども、こういうやっぱり過度の自由の拘束とか、あるいは人間性を奪うようなやり方、こういうものはもう早急に改める必要があるし、できることだと思ひますが、いかがでしよう。

○政府参考人(横田尤孝君) 我が国の行刑施設では、被収容者の日常的な生活あるいは処遇場面におきまして、被収容者の行う行動、動作につきまして一定の要領を定めて実施している施設が少なくないものと承知しております。

これらは、限られた人的、物的諸条件の下で多数の被収容者を的確に管理し、逃走、自殺、被収容者間のけんか等を未然に防止して施設内の規律及び秩序を適正に維持するという点に目的があり、また受刑者にとりましても規律ある生活態度の涵養を促進させるという点にも目的があるものというふうに理解しております。

しかしながら、その具体的態様、程度につきましましては必要限度を超えることのないようにすべきことは当然のことでございます。このため矯正局では、このような動作要領にかかわる実施状況につきまして巡視時の重点調査事項の一つとして取り上げるとともに、本省の現場施設処遇責任者の協議会において協議議題に取り上げるなどして現場施設に対し行き過ぎのないよう注意を喚起

しているところでありますが、委員の御指摘や行刑改革会議における今後の御議論、御提言等を踏まえまして、今後とも適切な運用となるようよく検討してまいりたいと考えております。

○千葉景子君 是非、これは早急に検討をいただき、また御報告をいただきたいというふうに思ひます。

それでは、ちょっと全く視点が変わりますが、司法制度改革について今日は簡単に聞かせたいだきたいというふうに思ひます。

今、検討会がそれぞれ、十一検討会、精力的に議論を進めているということでございすけれども、私はやはりその検討の基本になるのは司法制度改革審議会の意見書、これのやっぱり基本的な考え方がベースになるものだというふうに承知をしております。

そういう中で、今、漏れ聞かるところによりますと、大変大きな議論になりつつあるのが、やはり裁判員の制度、それから労働関係の裁判の在り方、それから司法アクセスの中でも弁護士費用の敗訴者負担、これらの、まだほかにもあるんですけれども、かなり対立があり、そして論議が大変緊張する場面になってきているというふうに承知をしております。

これ、それぞれ、やはり司法制度改革審議会意見書の基本を考えると、裁判員の制度はやはり国民ができるだけ裁判に関与できるという視点が大事なんだということ、例えばその選出の仕方は無作為抽出を基本にするというようにことが明確に書かれております。漏れ聞かるところによると、いや、無作為抽出じゃとんでもない人が入ってくるので困るんじゃないかというような意見があるやないやというところも耳にしたりいたします。

また、労働の部分、これも意見書で、諸外国でも労働関係事件についてはヨーロッパなどで労働参審制、これが非常に効果を持っていると、相当の機能を果たしていると大変評価をしている。そういう評価の上に立つて、こういうものも導入をすることができるか検討せいと、こういうこと

になっております。

また、敗訴者負担の問題なども、基本的な司法へのアクセスを容易にする、市民が利用しやすい司法という観点で考えますと、やはりこれも、弁護士費用の敗訴者負担をもし盛り込むと、大変司法へのアクセスがしにくくなる、市民の司法利用が非常に阻まれると、こういう意見も出ています。

いづれにしても、大変これは根幹にかかわることとして、是非やっぱり意見書の理念あるいは基本、こういうものを踏まえた検討会の議論の進め方となるべきだというふうに私は考えているところ、いろんな意見が聞かれるということは結構ですけれども、何か意見書と違う方向へ方向へと導かれるようなことがあつてはならないと、このように考えております。

今日は三つのポイントでちょっと指摘をさせていただきましたが、これらの検討会の議論の状況、そして今後の見通しというのは大変すけれども、その辺りについて、それから基本的な、何というんでしょうね、胸に置かなければいけない意見書が大事な点、改革本部、どう認識をなさっておるか、改めて確認をしておきたいと思ひます。

○政府参考人(山崎潮君) ただいま三つの視点から御意見ございしましたけれども、共通することは、やっぱり司法制度改革審議会、この意見書の趣旨にのつとつた改正をやつていくと、これが基本であるということ、これは私も認識しております。個々の検討会それぞれで様々な意見がそれはあるうかと思ひます。これはオープンな検討会でございますので、議論は様々な角度からきちつとやつていただきたいというふうに我々思ひついでございます。

最終的には、意見書の趣旨の範囲内でその制度を構築していくということ、そういう心構えでやらざるを得ないだろうというふうに私も思ひつております。

個々の問題につきまして、裁判員制度ございま

すが、ただいま無作為抽出云々という問題がございましたけれども、ちよつとその点で私どもの検討会でそれと違ふような意見があったかどうかというのには余りよく承知はしておりませんが、それ以外のところでもいろいろな議論が出ております。そういうことは承知はしております。

それから、裁判員制度については様々なポイントがたくさんございまして、たたき台というものを提出させていただきまして、今そのたたき台に沿って議論をしております。ただ、このたたき台もこれに限るというのではなくて、取りあえずの本当のたたき台ということでやらせていただいているというところでございます。

それから、二番目に言われましたのは労働関係の点でございますけれども、これも意見書の趣旨に沿ひまして現在進めておりますが、まず一つは労働調停、この導入ということがうたわれております。それともう一つは、専門的な知識、経験を有する者の関与する裁判制度の導入の可否を始め、労働関係事件の適正迅速な処理のための方策ということでございまして、この観点からの今検討を加えているというところでございます。

それから、敗訴者負担の点でございますけれども、この点にしましては、意見書の方でも、勝訴しても弁護士報酬を相手から回収できないために訴訟を回避せざるを得なかった当事者にも、負担の公平を図って訴訟を利用しやすくする見地から、この制度を導入すべきであるとしておりますけれども、また他方で、この制度の設計に当たっては、上記の見地と反対に不当に訴えの提起を萎縮させないよう、これを一律に導入することなく、このような敗訴者負担を導入しない訴訟の範囲及びその取扱ひの在り方、敗訴者に負担させる場合に負担させるべき額の定め方等について検討をすべきであるというふうになつておられます。

今、この趣旨の線に沿つて検討を加えているというところでございます。

○千葉景子君 是非、この司法制度改革が何のた

めに、そしてどういう理念で進められているのかというのを忘れることなく議論が進んでいくよう、改革本部におきましてもきちつとした対応をしていただきたいというふうに思つております。さて、今日はもう一点お聞きをいたしたいと思ひます。

それは二重国籍、重国籍にかかわる問題でございます。昭和五十九年に国籍法が改正になりました。実は、これはもう私の方で何か説明してしまつて恐縮でございますけれども、これまで日本が国籍について父系主義を取つておりましたが、女子差別撤廃条約の批准等を踏まえまして、父系主義ではなく、父系、母系、両性の主義を取るようになった。

こういうことを背景に、そうなりますと、母親の国籍も取れる、父親の場合でも母親の場合でも国籍が、日本の国籍が取れる。国際結婚とかが増えているということも含めて、重国籍が現実が増えてくるのではないかとこの中で、国籍唯一の原則といひましようか、単一国籍という方向へ国籍法が改正をされたということでございます。

これは、女子差別撤廃条約を踏まえた男女の差別をなくしたという面はよく分かるわけですが、でも、このときにやはり重国籍を認めないという方向に法改正をしたというのは一体どういう理由だったのでしょうか。それは、現状を踏まえたと、今そのままで本当にいいんだろうかという問題があるんですけれども、その理由をまずお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(房村精一君) 一般に重国籍の弊害としては、一人の人が二つの国に属するということとなりますので、その人に対する外交保護権が衝突をして国際的な摩擦を生ずる可能性がある、それから、例えば日本国民が他の国籍を持つていてその国の軍事的職務に就くということとは日本にとつて好ましくないのではないか、あるいはそれぞれの国が国民として身分関係を管理する結果、重婚が生ずるおそれがあると、こういうようなこ

とが重国籍の弊害として指摘されているところでございます。

○千葉景子君 今、そのときに重国籍を認めない法制を取つた理由というものが御披露いただきました。ただ、最近の国際情勢とか、あるいはそれぞれの個人の生きる範囲等々を考えてみますと、そのときの確かに理由は全く否定するものではありませんけれども、それが今やつぱり本当にもう通用するようになってくるのかなというちよつと感がありました。

私の下にも、かなり重国籍を認める制度を導入したらどうかという意見も寄せられています。どういふことがよくあるかといひますと、例えば属地主義を取つている国で、御両親は日本人であつてもいいんですけれども、お子さんが生まれる、そしてそこで成長して、その国でこれから仕事や学問も続けていこうというようなケースもかなり多くなつてくる。そうなりますと、やつぱりその国で生きる国籍、その基礎になる国籍も捨て難い。しかし、やはり両親が日本人でもある、日本人としてのアイデンティティーのようなものもやつぱり存在をする。どちらを捨てるといつても、なかなかその決断がしにくい。

確かに今、いろいろな衝突があるというお話がございました。しかし、それはそれぞれの生き方の選択ということにもなつてくるわけですし、強制的にやはりどちらかの国籍でなければ駄目なんだと言つてしまふことが本当にいいのだろうかという感もいたします。それから、父親、母親、両親の国籍が違うというときに、やつぱり母親の国人間でもありたいし父親の国人間でもありたいと、こういうこともあるかというふう

に思つております。そういうことで、そろそろ少し考え直したり検討してみたい方はいないかなと思ひますが、今その選択制度が導入されて国籍を一定の年齢で選択をするということになるんですけれども、これ、どうなんでしょう。実態として、も選択をしないとなつてしまふんで

しょうか。ペナルティーが掛けられたりするか、あるいは絶対その国籍、二重の国籍を持つている人が法律的にはいいと言ひ切れるものなんではないか。その辺の、ちよつと手続を含めて、御説明いただければと思ひます。

○政府参考人(房村精一君) 国籍選択の概要でございますが、二十歳前に外国の国籍も併せて持つていけるという場合には、二十二歳に達するまでに国籍選択をしていただく、二十歳以後に他国の国籍も取得した方については、その取得したときから二年以内にいずれかの国籍を選択していただく、こういう仕組みになっております。

選択をしない場合でございますが、これはざりざりの場合には、法務大臣が書面によりまして国籍の選択すべきことを催告することができると、そして催告を受けた者が催告を受けた日から一か月以内に日本の国籍の選択をしないと日本の国籍を失うと、こういう規定になっております。

○千葉景子君 今、もし選択をしないと、法務大臣の選択の催告があつて、それに応じないと国籍を喪失するという形になると。実際にこういう適用されるようなケースというのはあるんでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 現在まで、この催告を行つたことはございません。

○千葉景子君 そうなりますと、多分、現在でも制度上は重国籍を認めないという形ではありますけれども、分かりません。原因は、たまたま選択の制度を知らないままいたのかもしれませんが、あるいは自分の意思として国籍を選択をしないで事実上おられるということも含めて、多分、重国籍になつておられるケースも現実にはあるんじゃないかというふうな推測されます。

それから、先般、私、ちよつとフジモリ氏のことをお聞きしたことあるんですけれども、この改正前から二重の国籍を持つておられて、そのまま引き続き日本の国籍と他国の国籍を持つていられる方、こういう方も当然おられる。そして、世界の潮流としても、どうやら必ずしも単一の国籍とい

うことが国際的な潮流ではないようにも私は聞いております。

問題は確にあるかと思ひますし、簡単なことではないのは承知をしておりますけれども、こういうことを考えますと、それから先ほど紹介させていただいたような今の国際状況、あるいはもうグローバルなボーダレスな社会ということを考えましたときには、少しこの重国籍についての法制を検討し直してみる、あるいは見直してみるようなこともそろそろ必要なのかなという感じがいたします。

今日ちょっと時間が限られておりましたので、簡単に指摘をさせていただきましたが、法務大臣、いかがなものでしょうか。こういう実情等を踏まえまして、どんなふうに感想といひましかお持ちでしょうか、その点をお聞かせをいただきたいというふうに思ひます。

○国務大臣(森山眞弓君) 国籍法につきましては、これまで、我が国を取り巻く国際情勢とか国内情勢の変化を踏まえまして、所要の法改正を行うことも含めて適切に対処してきたところだと思ひますが、先生の御指摘は貴重な御意見であると思ひます。興味深く聞かせていただきました。今後とも、御指摘の点をも踏まえながら、こうした問題についての国際的な動向などを注目してまいりたいと思ひます。

○千葉景子君 時間早いです、ちよつと協力をさせていただきます、終わります。

○荒木清寛君 まず、私は、最近の事例から、報道と人権の問題につきまして論じたいと思ひます。

まず、長崎市での誘拐殺人事件と実名の公表についてでございます。

かつて法務省は、少年事件につきまして、週刊誌、月刊誌、写真週刊誌が被疑少年の実名や顔写真を掲載した件につきまして何度かこれは法務局長名での勧告を行っております。今回の件におきましても、これは報道機関ではございせんが、一部インターネット掲示板に補導された少年の実

名という、氏名及び顔写真等が掲載をされていると承知をしております。もちろん、私はこの問題の本質を知りたいという国民の願い、また気持ちも分かるわけでございますが、しかしこれは少年法の精神からすると行き過ぎである、このように考えますが、法務省として今回の件についてはどう対処いたしますか。

○政府参考人(吉戒修一君) お答え申し上げます。

今月の九日のことでございますけれども、人権擁護局におきまして、いわゆる今、先生御指摘の長崎市の男児誘拐殺人事件の加害少年に關しまして、その実名など個人のプライバシーに關する情報が入力されたことを把握いたしました。これは正に実名などを掲載された少年などに對します重大な人権侵害に當たるというふうに私どもで判断いたしました。人権擁護の観点から、人権擁護局それから關係いたします法務局、これは東京法務局と福岡法務局それから長崎地方法務局、そういうところから当該掲示板の開設者に対してその削除を要請いたしましたところでございます。今日現在、十七日現在で約一千百件の削除依頼をいたしておるところでございます。こういうふうな依頼に對しまして、順次該当部分の削除が行われているようでございますが、なお同様の情報につきまして新しい書き込みが現在も続いておりますというふうな状態でございます。

したがいまして、今後とも、これはあくまでもお願いということでございますけれども、粘り強く同様の措置を講じていきたいというふうに考えております。

○荒木清寛君 今の、現行の権限の範囲内で適切な対応を要請いたします。

次に、報道被害に對する自主規制の在り方についてお尋ねをいたします。

七月一日からBPO、放送倫理・番組向上機構が新たに業務を開始をし、これは大きく報じられました。このBPOというのは、放送による言論、

表現の自由を確保しながら人権及び青少年と報道の問題につきまして自主的に、かつ独立をした第三者の立場から取り組むということで鳴り物入りで発足をいたしました。従来から、BRC、いわゆる放送と人権等權利に關する委員会というのがございましたが、これも今回はBPOの下に運営されることになっております。

このBRCにつきましては、報道による權利侵害申立てにつきまして、理由があると認めるときには審理を行つて、その結果を見解あるいは勧告として公表する、またその審理の結果を当該放送局に放送することを求めるという活動を従来からやつてきました。今回、発足をいたしましたBPOにつきまして、新聞の論調等いろいろな評価はございますけれども、これは放送界全体に第三者の目が光る仕組みができつつあるというふうに言つていいかと思ひます。

ところで、これは今日の朝刊各紙でございますけれども、こんな報道がございました。熊本県で二〇〇〇年に起きました病院関係者の交通死亡事故が保険金目当てであつたかのように報じた写真週刊誌の掲載記事をめぐりまして、警視庁から名誉毀損容疑で東京地検に書類送検をされましたこの雑誌の発行元の新潮社佐藤隆信社長ら八名につきまして、告訴していた熊本市の医療法人から、昨日、これを取り下げるといふことが行われた、これが各紙に載つておりました。これは、大手出版社の社長が送検されると、珍しい事例でありましたので大きく報道され、また今日は今日でそれを取り下げられて報道されているということに注目を集めているわけでございます。

ちなみに、この記事をめぐつては、今年の四月になりましたけれども、東京地裁が名誉毀損等を理由としまして、この出版社側に合せて千三百二十万円の損害賠償の支払を命じています。現在控訴審で争われているという案件であります。

が、この事案の内容、また比較的高額の判決であつたということでもまた注目をされているわけ

そこで、私はお尋ねをいたしますが、近年、名誉毀損を理由としまして、各雑誌社を訴える事例が相次いでおります。これは一部のメディアではありますけれども、言いたい放題、書きたい放題ではないかと評されるケースもあります。そういう中で、裁判所が認容する場合の損害賠償額を増額をされる傾向にございます。事柄の性質上、報道による人権侵害の問題は、まずは報道機関の自主的解決に向けた取組が基本でございます。

そこで、この点で、雑誌界あるいは出版社各社におけるこうした問題についての自主的取組の状況はどうなつていのか、法務省にこれは報告を求めます。

○政府参考人(吉戒修一君) お答え申し上げます。

雑誌によりまして人権侵害の救済に關する自主的な取組でございますが、これはまず各出版社での個別対応というのがございます。そのほかに、いわゆる日本雑誌協会というのがございますが、そこにおきまして、昨年の三月から、人権問題にかかわる苦情の申立てを受け付ける窓口として雑誌人権ボックスというものを設置しているというふうに承知しております。この雑誌人権ボックスが統一的に苦情を受け付けて、これを各出版社に振り分けをしているというふうに承知しております。

○荒木清寛君 この雑誌人権ボックスというのはある意味での自主的取組でございます。しかし、先ほど私はBPO、BRCの例を出しましたけれども、これに比べますと、この雑誌人権ボックスというのはいわゆるそういう苦情の受付窓口を一本化して、それを雑誌社各社に伝えるという仕組みでございますから、放送界におけるそれと比べると、率直に言つて後れている感を否めないわけでございます。

もちろん、報道の自由に對する権力の介入というのには避けなければなりません。このことを踏まえた上で、この委員会にも人権擁護法案が付託をされていることでもありますので、この自主的取

組の問題につきましては実態をよく調査をし、また関係者の話も聞きまして、各方面で議論を深めなければいけないというその問題提起を私は本日させていただきます。

そこで、最後に、交通事故問題と被害者の立場について質問いたします。

愛知県におきましても、高速道路におきまします重大交通事故がここところ相次いでおります。ちょうどドライバーが疲れてくる地域であるというような評価もございます。私は、一般予防の観点から、この交通事故については厳正適切な処断が必要であると思います。

ところで、業務上過失致死傷罪につきましては五年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金というところであります。私は、他の刑法犯と比べましてこの罰金の五十万円という上限は不当に低い、こういう見解を持っております。もちろん、悪質交通事故は懲役なり禁錮刑が選択をされるであろうとは思いますが、しかし私は、現に地元の有権者の方から、その方は三歳になる娘を運転ミスによる事故で失った御両親でございますけれども、一人の命を奪ってわずか五十万円の罰金だとは思いませんでしたという、そういう切実な訴えを、手紙をちょうだいをしております。

そこで、法務省としましてはこの業務上過失致死傷罪の罰金の上限の引上げを検討すべきだと考えますが、いかがですか。

○政府参考人(樋渡利秋君) 業務上過失致死傷罪の法定刑は委員御指摘のとおりでございます。検察当局におきましては、被害の内容、過失の程度、被害弁償の有無など諸般の事情を考慮しながら、懲役刑、禁錮刑、罰金刑等の刑種の選択も含め、事案に応じた適正な科刑の実現を図っているものと承知しております。

一般に、選択刑である罰金刑の上限の金額につきましては、懲役刑等の法定刑とのバランスや犯罪の性質、例えば利得目的で敢行される犯罪類型であるかなど、刑罰体系全体の中における犯罪の法定刑の在り方の問題でございます。業務上過

失致死傷罪の罰金刑が現行刑法の中においては必ずしも低いとは言えないと考えておりますが、御指摘にも留意しながら、種々の観点から検討してまいりたいというふうに考えております。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。今日は、まず、性同一性障害の特例法に関して質問をいたします。

先日、当委員会の全会一致で、そして委員長提案という形で性同一性障害者の性別の取扱いに関する特例法が提出をされ、全会一致で衆参両院で可決をし、成立をいたしました。当事者にとっても第一歩でありますし、今後の様々な施策の向上につながると思います。約一年後にこの法が施行されるわけですが、この法律が一人でも多くの当事者に適用されていくように、運用について幾つか今日はたじたいと思います。まず、法務省にお尋ねをします。

この法律の第三条一項で、性別の取扱いの変更の申立てをできる当事者の要件が記されておりますが、第三号、「現に子がいないこと」という要件があります。民法上、子がいないことというところになるわけですが、これは一般的にはどういうふうな解釈をされることになるんでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 民法上の子には、実子と、それから養子も含まれるわけでありまして、この「現に子がいないこと」というのは、実子、民法上の実子あるいは養子、そのいずれもがいないということを意味するという具合に考えております。

○井上哲士君 例えば婚姻外で生まれた子で認知をしていない場合とかいろいろなケースがあると思うんですが、もう少し詳しくお願いします。

○政府参考人(房村精一君) 婚姻外で生まれた子供との父子関係は認知によって生じますので、認知以前、認知をしていないものについては親子関係は民法上ありませんので、そういう場合には子があつたとは法律上は言えません。

○井上哲士君 例えば過去に出産をした子が不幸

にも死亡している場合、こういうことはどうなりますか。

○政府参考人(房村精一君) 現に子がいないということでございますので、過去に子がいても、その審判を申請をする時点において死亡等で既に存在しなくなっている場合には子がいないという場合に該当いたします。

○井上哲士君 子供がいないことというのを要件としている法律は他国には例がないということですが、関係者からも是非この項は外してほしいという要望も随分ございました。施行三年後の見直しということになるわけで、この点で、そのときには是非、必ず削除をしてほしいという声も随分強いものがあります。国際水準の法律にしていこうという点で、この点は議員立法であるという経緯から、私も、私ども国会議員に大きな責任があるということを確認をしておきたいと思ひます。

今後、戸籍法の施行規則が作られるわけですが、この法律に基づく審判によって戸籍の性別変更がなされた場合に、当事者は新戸籍を編さんするということになります。新戸籍と旧戸籍との関連、それから身分事項への記載などについて、一目瞭然で性同一性障害で性別を変えたとかそういうことが分かるような形になりますと、当事者のプライバシー上も随分問題があると思ひますが、その辺の観点からの慎重な対応が必要かと思うんですが、そこはどうされるんでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように、戸籍の記載方法についても、プライバシー等にも配慮した記載方法が必要だろと思ひます。

そこで、原則として、この審判を受けて性別の変更をする方については、新戸籍を編纂する、そして従前の戸籍から除籍をする際に、身分事項欄の記載の仕方としては、性別変更であるとか性同一性障害という表記は用いずに、法律第何号の第三条による裁判確定というような抽象的な記載にするということを考えております。

○井上哲士君 この法律は、当事者がメディアを通じて立法の必要性を訴えたり、またそれを受け

て非常に短期間で議員立法で作られたということから、大変話題にもなり、可決、成立の際にもメディアで大きく取り上げられました。その点では、短期間のうちにこういう問題があるんだということが国民の中にある程度認識になったということは大変大きいことだと思ひますが、実際には地方自治体の担当者の方などが携わるわけで、やはり法施行に向けて、スムーズに運用されるような、そういう戸籍事務担当者への周知徹底が重要かと思ひますけれども、その点はいかがでしようか。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように従来ない扱いでございますので、適切な対応ができるように十分周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○井上哲士君 それは具体的にはどこがやることになるんでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) この問題について所掌しておりますのは、法務省民事局の民事第二課というところが所掌しておりますので、そこで各法務局に通達等を出して、各法務局から市町村に連絡をして、その事務処理を適切に行っていくようにする、こういうことになります。

○井上哲士君 次に、最高裁にお聞きをいたします。この審判手続で性別変更が認められた場合に、戸籍変更というのはどういう手順で行われることになるんでしょうか。

○最高裁判所長官(代理者)山崎恒君 この法律におきましては、当事者の負担などを考えまして、当事者に対して届出義務が定められなかったというふうな認識しておりますので、家庭裁判所が性別の取扱いの変更の審判をした場合には、速やかに戸籍事務を管掌する者へお知らせできるように考えていきたいと思ひます。

○井上哲士君 当事者が、こういう審判が受けましたということでそれぞれに自治体の窓口に行ったりする、そういう必要はないような仕組みになると、こういうことでよろしいでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(山崎恒君) 具体的には、恐らく今後の手続は最高裁判所が具体的なものを定められると思うんですが、裁判所書記官が直接、戸籍事務を管掌する者に戸籍記載の嘱託手続をするというような方向で検討されるものだと思います。

○井上哲士君 是非、当事者の負担にならないような形で対応を求めたいと思います。

次に、厚生労働省にお聞きをいたします。

この法の第三条の二項で、性別変更の請求をする際は、性同一性障害に係る第二条の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならぬと、こうされておりますが、この厚生労働省令に盛り込むべき内容の検討はどのようになっているのでしょうか。

○政府参考人(上田茂君) お答えいたします。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第三条第二項においては、性別の取扱いの変更の審判を請求するに当たっては「厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならぬ」とこととされております。この厚生労働省令で定めることとされておりますこの事項については、性同一性障害に関する診断結果や、治療経過及びその結果のほか、患者の生育歴や性染色体検査、ホルモン検査等の項目を想定しております。今後、専門家からの意見をも参考にして検討してまいりたいというふうに考えております。

○井上哲士君 この法三条の一項の第五号、「他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること」、こういう条文になっておりますが、当初、自民党内で検討されていた骨子案などを見させていただきますと、その身体の一部として、外見上、他の性別に係る性器に近似するものであること、こういうような記述でありました。ですから、法律になった段階では非常に大きく解釈をして対象者を幅広くできるような書きぶりになっております。

女性から男性へ性別適合手術を行った当事者の中には、第二段階の手術後に外性器が壊死をして第一段階の手術時の外性器のみという人も少なくないというふうにお聞きをしています。しかし、こういう人も性別適合手術については行っているわけでありまして、この性器に係る部分に近似する外観を備えるというところがどう判断されるのかというところがこの審判に大きく関わってくるわけですね。

裁判官がその点の判断がしっかりとできるような、治療の経過及び結果等については、こういう手術のいろんな経過についてもたくさんのはり情報盛り込まれるべきだと思うんですが、その点の配慮はいかがでしょうか。

○政府参考人(上田茂君) この法律に規定します「他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観」につきましては、厚生労働省令におきましては、診断書に記載すべき事項の一つとして、治療歴、治療の経過及びその結果、この項目を記載させることを想定しております。現時点では、先ほど申し上げました「他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観」、このことにつきましては、その詳細を規定することについては考えておりません。

○井上哲士君 詳細にというのは、そういう経過について、よく裁判官が判断できるような経過がしっかりと記述されるような配慮をしてほしいというところで、この点、改めて求めておきます。

現在、性別適合手術を行っているのは埼玉医大と岡山大学の二か所です。カウンセリングだけなら他の精神科医も対応しているということですが、それにしても、この性同一性障害の問題を的確に扱うことができる専門医が非常に限定的だということをお聞きをしています。そのために、例えばカウンセリングのために北海道から月一回飛行機で埼玉医大に通うとか、そういう当事者もいらっしゃるかと。せめて対応できる医療機関が、北海道に二か所、東北に一か所とか、ブロックごと

に二か所ぐらい設置をできないものかと、こういう強い要望もあるんですけれども、この点、厚生労働省としての対応はいかがでしょう。

○政府参考人(上田茂君) 今回の法律につきましては、この問題に造詣の深い国会議員の先生方が関係各方面の御意見を伺いつつ立法作業を行ったものというふうにご認識しております。私も厚生労働省といたしましては、このような立法背景や関係者の御要望を踏まえつつ、まずはこの法律の円滑な施行を図ってまいりたいというふうに考えております。

この法律の施行を受けて、今後、性同一性障害をめぐる状況は随時変化していくものというふうにご考えられます。そうした中で、ただいま先生御指摘の点も含めましてそういった実態把握の必要性が生じた場合には、関係学会等を通じて適宜そのような情報収集を図ってまいりたいというふうにご考えております。

○井上哲士君 今、情報収集のことも御答弁があったんですが、この障害を持つ当事者につきましては、専門家の論文などを見ますと最大七千人くらいではないか、という症例もあるのではないかと、こういう指摘もございします。その中で、ホルモン治療だけ希望する方もいらっしゃるでしようし、性別適合手術まで行った、そういう当事者もいらっしゃるかと。

問題は、そういう症例の当事者がどのくらいいるのか、治療へのアクセスがどうなっているのか、その問題は、そういう実情をだれもやはり現状ではつかんでいないことです。先ほど述べたような遠方からのカウンセリングに通う当事者もいるわけで、非常に交通費だけでもかさむわけですね。そういう点で、この法律が成立したという新しい事態にかんがみて様々な実態を是非厚生労働省として把握をしていただきたいんです。例えば、医療機関の協力を得まして、そこで受診をしたり現に受診している当事者の了解を得るような形で、もちろんプライバシーにしっかりと配慮をしながら調査を

するという方法もあると思うんですね。そういう当事者の実情、抱えている困難、要望などの調査をまず私は着手していただきたいと思うんですけれども、改めていかがでしょうか。

○政府参考人(上田茂君) 先ほど申し上げましたが、まず円滑な施行を図ってまいるとともに、ただいま先生御指摘ございましたいろんな課題につきまして、関係学会等、専門家等、あるいはこういった医療の関係者の御意見なども伺いながら、適宜その情報収集を今後とも図ってまいりたいというふうにご考えております。

○井上哲士君 三年後にしっかりと見直しをするという点からいっても、それからやはり円滑な施行をするという点からいっても、これは是非着手をしていただきたいと思えます。

次に、この治療費への保険適用の問題ですが、ホルモン療法は手術するしないにかかわらず一生続ける必要があります。当事者から聞きますと、この費用は自由診療ですので五千円ぐらいから万単位まで言わば医者の言い値になるとお聞きをいたしましたし、きちんとしたクリニックも余りないということがあります。これは非常に手術をしない多くの当事者にもかかわるものでありまして、是非保険適用が望まれるものです。

昨年の十一月の当委員会でも同僚委員からの質問があったわけですが、その際、薬事法上、ホルモン剤が性同一性障害に対する治療薬として効能を有しないということなので保険適用は認められないと、こういう答弁がされておりますが、こういう法律が新しくできたという時点でこれは是非再検討していただきたいんですけれども、現在でもこういうお考えでしょうか。

○政府参考人(阿曾慎司君) お答えをいたします。

性同一性障害に対する治療でございますけれども、現在、日本精神神経学会の性同一性障害に関する診断と治療のガイドラインというものがございまして、それに基づきまして実施をされているというふうにご承知をいたしております。このガイド

ラインでございますが、精神療法を第一段階といまして、第二段階にホルモン療法、手術療法が第三段階ということでございます。

精神療法につきましては、医師が一定の治療計画の下に危機の介入あるいは社会適応能力の向上を図るために指示とか助言などを継続的に行なった場合には保険適用が認められているところでございます。

第二段階でございますが、ホルモン療法につきましては、今、先生御指摘ございましたけれども、現在のところ、ホルモン剤が性同一障害に対する効能について薬事法における承認を受けておりません。そういうことでございますので、ホルモン療法の保険適用は今のところ認められていないというところでございます。

○井上哲士君 保険適用は申請主義でして、製薬会社の申請によるものなんだという説明もこの間受けたわけでありますが、この種治療で使われているホルモン剤は既に他の治療の疾患の治療には広く使われている薬剤でありますし、現にこのホルモン治療のみで症状の安定をする患者もいらつしやるわけですから、是非これは適用ができるように御尽力をいただきたいと思っております。

手術についても聞きをするんですが、これも当事者に聞きますと、女性から男性への手術で大体五百万、男性から女性への手術で約二百万と、こんな金額もお聞きをいたしました。この点も、法律ができたという、こういう新しい状況の下で保険適用を検討すべきかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○政府参考人(阿曾治慎司君) 先ほど申し上げましたように、性同一障害に対する手術療法でございますけれども、ガイドラインにおきましても第三段階と位置付けられております。

精神療法やホルモン療法など、ほかの療法による治療が十分に行われたにもかかわらず、治療効果が限界があるといった場合に実施されるものだという認識をいたしておりますが、これまでの治療経過も踏まえまして、例えば治療上やむを得

ない症例かどうか、あるいは手術に用いる術式が適切であったかどうか、あるいは医療機関の倫理委員会の承認があったかどうかなどを総合的に勘案した上で、保険適用について個別に慎重に判断していく必要があるというふうに考えております。

○井上哲士君 いろんな努力で法律ができ、そして社会的なこの障害に対する認知も非常に広がっているという新しい状況の下で、是非一層前向きな対応をお願いいたします。

当事者の皆さんが非常に生活上に困難を強いられているのが医療機関への受診です。手術をしていなくてホルモン療法を受けていて外見上は別性になっていると、しかし保険証の性別記載は従来のままだと。そうしますと、受診をしますと、窓口で男性か女性かをめぐって非常にトラブルになるわけですね。非常に嫌な扱いも受ける。こうしたことから病院に行きたくないということで、例えばこの間よくテレビにも登場されました当事者の虎井まさ衛さんは、風邪を引かないように常にビタミンCとマスクを欠かさないんだということも出ておりました。

この法律が通ったという新しい時点で、医療機関へのやつぱり周知徹底というの待つたなしのことだと思ふんですね。少なくとも、例えば厚生労働省が所管をするような国立病院などは、窓口に行ってもそういう嫌な思いはしなくても済むというぐらゐの窓口への周知徹底は是非まずやっていただきたいと思ふんですね、その点いかがでしょうか。

○政府参考人(富岡悟君) 今回の法律制定の趣旨を勘案いたしまして、御指摘のような受付での対応を含めまして、国立病院の職員が性同一性障害について適切に理解し対応できるよう全国の現場に周知徹底してまいりたいと考えます。

○井上哲士君 よろしくお願いいたします。

中には、窓口のトラブルが嫌で、がんにかかっていたのに受診が遅れて手後で死亡したと、こういう事例もあるとお聞きをいたしまして、正に

命にかかわる実態ですので、これはまずそういうところを率先をして、そして他の公立病院や民間病院などにも広げていくように重ねてお願いをいたします。

最後に、この問題で総務省にお聞きをします。

今回の法律で一定の要件に合致した当事者は性別変更を申し立てることができそうですが、まだまだハードルは高い。その要件を満たさない当事者は随分見られます。そういう皆さんが日常生活で非常に苦痛を感じていらつしやるのが、地方自治体で提出する書類に性別を記載してあると、これが非常に多いという問題です。今、当事者や地方議員の皆さんの運動でこの性別記載にも自治体独自の見直しが始まっております。

私は草加市の取組をちょっといたしたいんですが、私ども、草加市の場合、様々な申請様式は全体で二千五百三十九あるそうなんですが、そのうち性別欄がある様式は六十一事務二百様式、これを一つ一つ見直しされているんですね。これ全部一覧表で、一つ一つが必要なのかどうか、果たして、見直しをされております。そうしますと、その結果、実に六八%に当たる百三十六の様式は性別記載は必要ないということで独自に性別欄を削除されております。残りの三二%、六十四様式は性別欄を残す。その理由は、生活保護など法令に規定があるもの、それから派遣サービスの登録申請、住民異動届など、市における基本的な登録情報を変更するもの等々、きちつと理由を挙げて残すものは残すというふうにやられますと、実に七割は必要なかったというわけですね。

そのほか鳥取市とか小金井市などでも必要ない行政書類の性別欄を見直したということが報道されておりますし、これ以外にもいろんなことが進んでおります。

総務省として、こういう新しい法律ができた時点でこういう自治体の取組を把握をされているかどうか、そして、やはり一番身近でやつておられるわけでありまして、こういう経験などを情報としていろんな自治体にも流していただきたいと

思ふんですね、その点いかがでしょうか。

○政府参考人(畠中誠二朗君) お答えいたします。

先生御指摘の自治体を取り扱う各種申請等につきましてはいろいろなものがございます。まず、国の法律や要領等に基づく事務に係る各種申請等がございまして、この性別欄につきましては、やはりその当該事務を所管する省庁が個別の事務の性質を勘案しまして、申請等の種類の様式とか記載事項を規定することによって性別欄を設けていること、設けることを義務付けること、又は準拠すべきものとして示している場合が多いというふうに承知しております。

したがって、まずはそれぞれの所管省庁がそういう性別欄の記載の必要性を判断し、必要ないということなら削除するということを決めていただいて、その所管省庁がそれを必要となく、自治体に通知するということが先決ではなからうかというふうに考えております。

また、国の法令に基づかない都道府県や市町村の独自事業に係る各種申請等も多々ございまして、これらの申請等の性別欄が必要かどうかにつきましては、その当該自治体自身が適切に判断すべきものというふうに考えております。

したがって、総務省が御指摘の自治体の取組を照会するということは、やはりまずは所管省庁で判断していただくことが先決かならうかというところでございまして、性別欄の削除を奨励することにも、私どもが奨励していることにもなりかねないということで、そういう立場になく、私どもが一方的にそういうことをするのは適切ではないんじゃないかというふうに考えております。

ただ、先生が御指摘のように、草加市等という取組がなされておることは承知しております。もし自治体等からそういう御照会、どういったところでどういう取組がなされているかという御照会があれば、適宜私どもが承知する範囲でそれをお示しするということはあり得るかというふう

に考えております。

○井上哲士君 草加市などの取組も、先ほども言いましたように法令上必要なものは残しているんです。自治体の判断でこれは不必要だということについては、それはなくすという対応がされているわけでありまして、今の地方分権の時代に総務省からこうやりなさいという指示をしるということではなくて、やはりこういう新しい法律ができたわけでありまして、それにふさわしい情報提供をしつかりしていただきたいという趣旨でありますので、是非、その点重ねて要望をしておきます。

刑務所問題も是非聞きたいと思っておったんでありますけれども、ちょうど時間になりましたので、是非もう一回こういう場を持っていただきたいことも求めまして、質問を終わります。

○平野貞夫君 法務大臣にお聞きしますが、去年から今年にかけて、衆参の法務委員会も大変忙しいといひますか、いろいろなことがあって、必ずしもスムーズな審議が進まなかったんですが、それが原因とは言いませんが、最近、異常で凶悪な犯罪がすごく多い。テレビのニュースの一番に出るんですよ、殺人事件というのは。極めて遺憾なことだと思ひますが、法務大臣、これらの非常に最近多くなっている原因をどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(森山眞弓君) 大変痛ましい事件が相次いでいるように私も感じております。本委員会の審議が時間が掛かっているからというわけではもちろんないと思ひますが、社会全体、子供、特に少年犯罪ということについて考えますと、少年を取り巻く社会の条件あるいは家庭の問題、学校ももちろんあるでしょうが、近隣社会の問題、その他いろいろなことが複雑に重なってこのような状態になっているのかと、私、素人なりに思うわけですが、逆に言ひますと、こういう問題を解決するためにはどうすればいいかということになりますと、何か一つだけこうすればばつと片付くというようなものではなくて、いろいろな

面で社会全体がそれぞれ努力をしなければならぬというふうに思ひますので、大変難しいことになってきたなというふうに思うのが率直な感想でございます。

○平野貞夫君 特に、少年と言うとちよつと常識的には正確でないんですが、中学生、小学生といひますが、が犯罪の対象になったり、それから場合によつては犯罪を起こしたりというケースが非常に顕著なんですよ。

そこで、元文部大臣という立場もありますので、これはやつぱりそういう教育とか文部行政の問題、教育の在り方の問題でもありますから、そういうのもちよつと幅広く御見解を聞かせていただきたいんですが、一回、法務大臣と文部大臣が、犯罪の若年化、あるいは小学生と中学生あるいはそれ以下の子供が犯罪の対象になるということについて、いかにあるべきか、そういうものをいかに防止していくべきかというふうなことについて、あるいは何が原因かということについて、一回、法務大臣と文部大臣で真剣に会談されたらどうですか。

役人と役人というのは、これは優秀ですけれども、今の制度の枠でしか物考えませんからね、私も役人やつていましたからよくそれは分るんですよ。そういうものを超えて、やつぱり本当に国民の立場になつて、住民の立場になつて、文部大臣と一回この国会中にそういう会談を持たれたらどうですか。

○国務大臣(森山眞弓君) それも有意義なことかとは思ひますけれども、実は、一、二回前の閣僚懇談会で、文部科学大臣がこの長崎の事件に触れられまして、非常に問題が複雑であつて、その子供が中学生なら、中学生であるということになると、中学校がどうしてこういうことに今まで対処しなかつたんだとか、学校が非常に責められることが多いけれども、とても学校だけでは対処し切れないと、学校だけではなく、それを取り巻く社会全体の問題であるから、政府を挙げて各大臣がみんな協力してやつてほしいというふうなことを

お話しされたのを覚えております。私も全くそのとおりだという感じがいたしますので、私と文部科学大臣が対談することも無意味ではないと思ひますが、そればかりでは直ちに解決に結び付くというものでもないというふうに思ひうのでございます。

○平野貞夫君 いや、それは分かりますよ。それは法務大臣と文部大臣で解決できる話じやございません。その根本原因といへば、私たち国会、与野党合めてやつぱり政治に責任があるでしょうけれども、そういうふうな問題を広げてばかすのもこれも問題だと思ひうんですよ。

鴻池大臣入れるわけにはいきませんけれども、法務大臣として、それから文部大臣として、しかも二人とも女性ですからね、そこは男性のような大ざつぱな物の考え方はしませんから、きめ細かな視点で、こういうところに問題があつたと、こういうところを今後議論してもらわなきゃ駄目だというふうなことを僕は一回やられると、あるいは、本日はテレビに出て二人でじっくりとどうあるべきだということを、僕は本音ベースで、官僚の意見なんか聞かずに、それから総理大臣の意見なんか聞かずに、アメリカの社会みたいなのを日本に作ろうとするような人たちの意見、あれが大きな原因ですからね、そういうのをひとつ僕はお勧めします。

そこで、こういう非常に異様な犯罪の状況になつていくということについて、特に義務教育段階について何か制度的なシステムの欠陥があるかどうか、そこら辺はどんな御認識ですか。

○国務大臣(森山眞弓君) 制度はいろいろ工夫をされて、最近、教育、義務教育についてもかなり柔軟になつてきたというふうな思ひうでございまして、制度というよりは、それを取り巻く社会全体の問題ではないかというふうな思ひいます。制度を動かす大人たち、あるいはそれを取り巻く社会全体の状況ということが問題なんじゃないかなというふうな感じが、私も専門家でありませんが、素人なりにそんなふう

に思ひうでございします。

○平野貞夫君 私は、若干制度上の問題もあると思ひうんですよ。といひますのは、学校、先ほど学校の問題になるからということなんです、学校の問題があれば、学校の問題としてやつぱり率直に問題に挙げるべきでして、私は、今の教育システムの中で学校教育、それから家庭教育、それから社会教育、この三つがうまく連携を取つてない、適切な相互の補完関係にないところにこういう犯罪の若年化とか、あるいは子供が犯罪の対象になるその原因があるんじゃないかと思ひうんですよ。

ちよつと、義務教育というほとんど都道府県レベルの話になるんですが、どうも今の教育システムというのはそういうものがばらばらで、のり代がないところに原因があると、こういうふうな思ひうんですが、その点はどうな御意見ですか。

○国務大臣(森山眞弓君) 平野委員がおつしやる意味がどういふお考えでおつしやるのかよく分からない部分もあるんですが、割合、制度というものはきちんと決まつていて、その中でそれぞれ努力してということになつていくものですか、その枠にはまり切れないような子供たち、あるいは先生もそうかもしれないんですが、そういう人々が伸び伸びと成長するとかあるいは伸び伸びとした教育をするとかいうようなことがしていくのかもしれないという気はいたします。おつしやいましたように、義務教育と生涯教育あるいはその他の教育の場面との接点が多分うまくいっていないということもあるかもしれない。

おつしやることはうなずけるんでございします、なかなか、じゃあどうすればというふうなことはすぐに思ひ付かないのは残念でございします。

○平野貞夫君 教育基本法の改正というのが与党レベルで、政府、文部省も大変熱心に議論されているんですが、こら辺も私なんかは、今の教育基本法を否定するような議論を文部省の官僚もやつてみたいですね、それから与党の中にも

あるようですが。私は教育基本法は完備せにやいかぬと思つていますが、これをやっぱり否定してはいけなかつたと思ふですね。だから、そういうふうなやつぱり教育の根柢に對する政治の一種のコンセンサスが取れないのも、私は学校教育、家庭教育、社会教育の連携がうまくいかない、お互いにいい意味で干渉を合つていない、孤立して、一種の自分の責任だけ免れればいいという風潮に非常に問題があると思つています。

私も、国会改革連絡会じゃないんですけれども、自由党の方なんですけれども、衆議院の方に人づくり基本法というのを提案してあります。これは教育基本法を改正するという話じやございせん。学校教育と家庭教育と社会教育の適切な連携と相互の補完というものを強くして、やつぱり教育の機能を高めると同時に、何といつても人間教育といひますか、そういうものを、そしてやつぱり法を犯す、命の大切さ、法を犯すことはよくない、命は大切なものだということについては、閣僚全体でいひても僕は成果上がりにくいと思ひますがね。

一般論はその辺で終わりますが、少年法の改正の議論がこの長崎事件を契機に出ています、何回か答弁されていますが、法務大臣として、現時点での長崎事件を契機にした少年法の改正についての見解をお願いします。

○国務大臣(森山眞弓君) 事件が起こつて、発見されて、また加害者と言われる子供が特定されて、すぐに出てきた議論は、少年法で刑事責任を認めるのが十四歳以上というのは十二歳に下げればいいじゃないかという非常に性急なお話でありました。

それについて申しますと、まだ、十六歳だったのを十四歳に二年ほど早めたというのがついまだ二、三年前のことでございますし、少しその推移を見なければいけないと思ひますのと、それから、このようなそういう種類の法律を外国の例見ますと、いろいろございすけれども、大体十三、

四歳で多くの国が決めておりますので、日本だけが特に高いとか低いとかいふこともないわけですので、もう少し様子を見てからということをお願いしました。もつとそれよりは、子供を取り巻く様々な条件についても併せて総合的に検討するべきではないかということは何度かお答えもしたわけでございます。

しかし、少年法につきましてはほかにいろいろな面がございすので、この事件をきっかけとしてというよりは、あるいはよく検討してみれば改めるべき点があるかもしれないと思ひますので、引き続き問題意識を持つて勉強していきたいというふうに思つております。

○平野貞夫君 今、大臣がおつしやられたように、唐突に年齢を引き下げた方がいいというものではないと、私もそれは賛成でございます。

ただ、いろいろな犯罪が続くと、将来のこととして検討していただきたいのは、犯罪の性格によつて十四歳、十三歳、十二歳とかというふうな、広い意味での刑事立法ですよ、そういうふうな法の組立てというのはこれはやつぱり難しいんですかね、やれないんでしょうかね。これは刑事局長、いかがでしょう。

○政府参考人(樋渡利秋君) 刑事責任年齢は少年法といひますより刑法の問題になつてくるわけでございます。現在、刑事責任年齢は十四歳ということになつております。

それを委員のように罪種によつて決めるといひますか、そもその刑法の理念は違法性と有責性を持つたものを申します。したがひまして、心神喪失者の処罰もしいないということになつてくるわけでございます。是非弁別能力のあるかないかと、それを年齢で一区切りにするかどうかと、これまた別のことでございすけれども、そういうようなことを考えてみますと、罪質によつて刑罰を科す、科さないという問題とまた若干異なる議論になるんじゃないかなというふうに思つております。

○平野貞夫君 それから直接、少年犯罪と直接の

つながりはないと思ひますが、もうちょっと幅広くてお尋ねしますが、刑事局長ね、事前に通告しなくてもあなたなら十分答えられると思ふんですが、意見で結構ですから。

私のような素人、犯罪を起して時効があるというのをよく矛盾に感ずるんですよ。非常に極端な議論するんですけれどもね、時効をなくするということこれはやつぱり立法論としては成り立ちません。

○政府参考人(樋渡利秋君) 立法論として成り立ち得るか成り立たないかということの前に、なぜ時効制度が考えられるかといひますと、やはり社会の安定性というものが考えられるわけでありまして、いつまでも、何といひますか、犯罪者、被疑者といへどもその不安定な状態のままで置いていいのかというようにございす。また、また時の流れとともに証拠は散逸していくわけございまして、時効がなくなれば、たとえ捕まつたとしても結局は処罰できなくなるではないかというようにございまして、したがひまして、世の中には、私も正確には知りませんが、かつてナチスの犯罪のように時効がないといううな、これは私正確でないで、間違つていたら済みませんといふことでございすが、立法論の問題というよりは、そういう刑法の理念の問題で、社会の安定性とかそれから実際の処罰が可能であるかどうかといううなものを観点から、やはり時効といふのはあつてしかるべきだろうなといふふうに思つております。

○平野貞夫君 私も、乱暴な議論したわけですが、時効を全部なくせという意見ではないんです。ただ、ちよつとというんな意味で時効が短過ぎるんじゃないかという気がするんですよ。

最近、政治家の中でも死刑廃止議員連盟というのがありまして、私は死刑存続論だったんですけど、もう周りに廃止論に変われ、廃止論に変われといつてつつかれて。

ふと考えていますのは、仮に議員立法するといふことで、廃止は、制度としては残していても実

際は機能させないような死刑を、死刑制度を、そういうような法案もやがて出てくると思ふんですが、そういう場合、やつぱり時効をもうちよつと凶悪な犯罪には長くするというようなことについてはいかがなものでしょうか。

○政府参考人(樋渡利秋君) 時効の期間の長短につきましては、いろいろなお考えがあることは承知しております。

先ほど申したような理念のことを考えながら、いろいろと我々も検討させていただきたいと思ひます。

○平野貞夫君 これで最後にしますが、大臣、極めてこれ深刻な問題だと思ひます。その国の社会の特徴を何が一番代表するかといひますと、犯罪の質ですよ。

そういう意味では、経済も、あらゆるものが停滞している我が国なんです、是非ひとつ、秋に内閣改造するかどうか分りませんけれども、ちよつと全国の母親、父親が子供のことにいて、ああ、あの法務大臣も、文部大臣やつていた法務大臣、それから文部行政に詳しい文部大臣、やつぱり心配して、自分たちもこのまま子供をほつたらかしにはできないんだという気持ちにさせるような、何かそういう深刻だといふ訴えをやつぱり国民にしたいことを、答弁要りませんから、お願いいたしまして、終わります。

○福島瑞穂君 社民党の福島瑞穂です。まず初めに、刑務所の問題についてお聞きをいたします。

行刑改革会議で今後設置される分科会、第一分科会処遇の在り方、第二分科会透明性の確保、第三分科会医療や組織体制について。基本的に委員が一つの分科会だけしか参加できず、非公開であると伝えられています。この点については、一つしか参加できませんし、非公開という点については是非見直してほしいと思ひますが、いかがでしょう。

○政府参考人(大林宏君) 七月十四日に開催されました第四回行刑会議において、分科会の構成及

び非公開について議論がなされ、委員は一つの分科会に参加することができ、会議の公開については議事概要及び顕名の議事録により公開すると、こういうことが決定されました。

この結論自体については特段の異論はなかったというふう聞いております。

（委員長退席、理事荒木清寛君着席）

○福島瑞穂君 議事録の公開ということなんです、是非、今後会議自体のリアルタイムでの公開等も是非検討をよろしく願います。

次に、医療の問題です。

行刑改革の中でも医療の問題は非常に大きいわけですが、新聞等の報道によりますと、医療刑務所、少年院統合構想や、あるいは行刑改革会議から出ている資料では、医療についての何かセンチメントのようなものを設けてやたらどうかとかいう提案がなされているように聞いています。

これは是非、大臣にお願いをしたいのですが、この行刑改革会議の中で刑務所医療を法務省から厚生労働省の所管に移すべきだとの意見も出ております。私たちに公表していただいたあの死亡帳、それからその後公表していただいた様々な資料を分析しますと、やはり医療が法務省の中だけで行われているということに根本的に問題があるのではないかと。

例えば足が痛いとか今日はつらいとか言っている受刑者に、サボるなどというか、何言っているんだと言ってしまう懲罰にかけて、保護房の中で、あるいは保護房から出された直後に亡くなっている。つまり、サボっているんじゃないかというふうに思われて、十分な医療が行われない。

ですから、刑務所という部門ではなく、やはり本人がつかつたりしんどかつたりすると、管理とはまた別の側面での医療の保障などがされるべきではないか。残念ながら、今の刑務所が十分な医療体制を地域の地方都市の中で実現するのは、正直言ってやはり困難ではないかというふうに思っています。

それで、是非、厚生労働省に例えば委託とかし

て、やはりしんどいとかつらいとかいうときに、サボっているんじゃないかということではなく医療に掛かるようにしないと、今回亡くなった人たちに對して申し訳ないと言ってしまうが、全然改革が実は進まないというふうに思っています。

つまり、幾ら集中治療センターみたいなものを作っても、何言っているんだ、痛いと言っているけれどもサボっているんじゃないかみたいな形で懲罰にかけられたら、結局は全然効果がないわけですから、今までのたぐさんの例を踏まえて是非、厚生労働省への例えば委託とか、もう一歩進めていただきたいと考えているのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（森山眞弓君） 行刑施設の医療は、今、先生もおっしゃいましたように、なかなか改善、すべての行刑施設で良い医療を施すということとは非常に難しいものでございます。医師の確保も大変難しいですし、被収容者の身柄の確保あるいはプライバシー保護の観点などから、施設内において診療が行われる体制を維持しなければならぬという必要もあるわけです。非常時に登庁できる医師を確保して、急患への対応が速やかに取れる体制を維持する必要がある。

そんなことを考えますと、いろいろ難しい条件がございますが、考えるべきことがたくさんあるわけがございますが、御指摘の点も含めまして、先ごろ矯正局において発足させました矯正医療問題対策プロジェクトチームというのがございまして、そこにおける検討や、お話しした行刑改革会議の御議論、御提言などを踏まえながら、関係省庁の御協力も得て医療の一層の充実が図られるように幅広く検討してまいりたいと思っております。また、今おっしゃいました厚生労働省は当然医療の所管でございますので、既に協議を行うというところで合意しておりますので、今後どのような御協力をいただけるか幅広く協議を行っていききたいというふうに思っています。

○福島瑞穂君 フランスは日本と同じような方式を取っていただけけれども、やはり医療の問題が

刑務所で非常に起こるということで、委託をきちっとするというようにして医療改革をしましょう。

日本でも是非、厚生労働大臣と話をしたいので、先ほど平野委員は文部科学大臣と話をということでしたが、私は厚生労働大臣と是非話をしてみたい。フランスも実は改革、それで私は一定改善されたと思います。是非、大臣自ら厚生労働大臣ときちっと話し合いを開始していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（森山眞弓君） 先ほど申しましたとおり、お話しをそろそろ始めているところでございまして、私自身も厚生労働大臣とたまたま同席いたしましたときには、こういう問題があるので是非厚生労働省も御理解いただいて協力してほしいということには折に触れてお話ししております。

○福島瑞穂君 では、是非、他の例えばフランスのような改革例なども参考に是非進めてください。よろしく願います。

次に、女性差別撤廃条約についてお聞きをいたします。

七月八日に、国連で、女性差別撤廃条約の実施状況に関する日本政府報告書に対する審査が行われました。委員から、日本の女性差別解消の進み具合が非常に遅いことが何度も言及されました。その中から幾つかお聞きをしたいと思えます。

まず、法務省の出席についてです。この審査では人権擁護制度、これについても非常に、法務省の外局では駄目なんじゃないかと、インドネシアやオランダ、いろんな国の委員から質問が来ました。あと、裁判官の登用やジェンダー教育、民法改正など、多岐にわたる法務省関連の質問が委員から出ました。しかし、政府代表団に法務省が入っていないため、不正確な答弁になったり後で答弁を追加することになったりと、議事運営上も好ましくなかったと思っております。

法務省は、是非こういう重要な国連の国際会議に出席をしていただきたいと思っておりますが、

いかがでしょうか。

○国務大臣（森山眞弓君） お話しの七月八日のニューヨークにおける国連本部の女性差別撤廃委員会、大変重要な会議だったと思います。日本政府の第四回、第五回報告書の審査に関しては、重要な条約にかかわる政府報告書審査でありましたから、法務省におきまして、事前の関係省庁の打合せには積極的に参加いたしましたし、その審査に関係部局の担当者を出席させたいと考えておりまして、いろいろ努力をいたしました。が、しかし残念ながら、いろいろな理由で出席することができませんでした。

今後は、当省にもかかわらず重要な条約に係る同種の審査がございましたときは、積極的に出席するように更に努力したいと思っております。

○福島瑞穂君 是非よろしく願います。

厚生労働省や警察庁、文部科学省、農林水産省から出席していたのですが、法務省は残念ながら出席していなかったのです。是非今後様々な、こういう特に重要な条約の、人権のこれは条約ですので、出席を是非お願いいたします。

次に、委員から、国際条約は日本の法の一部であるはずなのに裁判において女性差別撤廃条約や他の人権条約の適用が余りないのはなぜかという質問がありました。政府から、裁判で言及した例はたくさんあるという答弁がありました。これは、本当にそういうことはあるのでしょうか。

○政府参考人（大林宏君） 法務省において御指摘のようなすべての裁判例を承知しているわけではございませんが、国を当事者とする訴訟という範囲内でお答え申し上げます。国を当事者とする訴訟において女子差別撤廃条約に言及した裁判例は、当局で承知している限り四件でございます。

○福島瑞穂君 是非、判決の中でもっとも女性差別撤廃条約が活用されるように、これは裁判所の研修等も最高裁にはお願いしたいと思えます。

次に、選択議定書の批准についてですが、非常

にたくさんの人から、議長を始め多くの委員から日本政府に対し、個人通報制度などを規定した選択議定書の批准を求める声が上がりました。クローチアからは、政府は選択議定書批准が司法の独立性を侵さないか検討中だと言うが、既に七十五か国が署名をしていて積極的検討を求めると、女性差別撤廃委員会は司法機関ではないので司法権の独立は問題でないという言及があります。また、オランダの委員からは、選択議定書の批准を真剣に検討すべきである、特に、既に批准している国が多いこと、また批准は司法権の独立権の強化及び国際法を使う正当性を強化することになりこそすれ侵害にはならない、たくさん指摘がされています。

外務省と法務省で研究会を開いているようですが、いつから行っているのでしょうか。

（理事荒木清寛君退席、委員長着席）

○政府参考人（大林宏君） お答えいたします。

今の議定書の関係で、個人通報制度に関する勉強会につきましては平成十一年十二月から外務省の主権により開催しております、法務省の関係部局の担当者も参加しているところでございます。

○福島瑞穂君 随分長く研究をしているようですが、なかなか結果が見えないのはなぜでしょうか。

○政府参考人（大林宏君） 個人通報制度は、やはり問題となつていてござりますが、この制度自体は条約の実施の効果を担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であるというふうに考えております。他方で、司法権の独立を含め、司法制度との関連で問題を生ずるおそれがあると考えられますことから、この制度の導入の可否については、その運用状況等を見つつ、慎重な検討が必要であるというふうに考えております。

そのため、個人通報制度に関する勉強会においては、個人通報の事例等についてのケーススタディーを行うなどしているところでございます。この制度の対象となる権利等が広範囲に及んでい

る上、個々の事例はそれぞれの関係国の法制度を背景とするものでありますことから、様々な観点から慎重な検討を行っている、こういうふうな承知しております。

○福島瑞穂君 もしよろしければ、これまでの研究報告を、批准の可能性も含めて、もう少し教えてください。

○政府参考人（大林宏君） この個人通報制度についてはいろいろと評価のあるところでございまして、条約についても四条約に及んでいるところでございまして、非常に今慎重な検討をしているところでございます。

今、見込みについてお尋ねがございましたけれども、第一義的には、批准については外務省の所管ではございますけれども、私の承知しているところでは、やはりまだ今申し上げた問題が種々あるということで、現時点においていつということまではちょっと申し上げることはできないということと御理解いただきたいと思います、このように思っています。

○福島瑞穂君 先ほど官房長は、司法権の独立の問題もありというふうに答弁をされました。しかし、最高裁は、自らは司法権の独立を問題にしたことはないと国会に答弁をしております。その司法権の独立を問題にしているところは一体最高裁以外にどこがあるのでしょうか。

○政府参考人（大林宏君） なかなか難しい問題でございまして、法務省として反対しているというわけではございません。ただ、それまた非常に、おそれるところで申し上げているところで、非常になかなかお答えが難しいところがございます。

ただ、しかしながら、やはり影響を及ぼさない問題かと、全くそういう問題かと言われると、そこはなかなか厳しいといえますか、申し上げたいのは、やはり国連というのは権威ある組織でございまして、国連の委員会において協議され、御指摘があるということは、やはり日本の裁判制度においてじゃ全く影響のないものかと、これはまた

難しい問題でございまして、そういう点を踏まえまして、もししばらく慎重に検討させていただきたいと、こういうことでございます。

○福島瑞穂君 判決について様々な検討がなされるのは当然のことと、それが司法権の独立を侵すというのはやはり理解できないと思います。最高裁判所は答弁で、幾つかの委員会、司法権の独立を問題にしたことはないかと自らおっしゃっています。

じゃ、端的に聞きますが、法務省は司法権の独立を侵すおそれがあると考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人（大林宏君） 司法権の独立の根幹である裁判官の職権行使の独立は、外部から裁判について、事実上のものも含め、重大な影響を受けないという要請をも含んでいるものと考えております。

例えば人権委員会の見解には法的拘束力はないというふうに承知しておりますけれども、今申し上げたとおり、国連というものの委員会が具体的事件の裁判に関して一定の判断を示した場合、国内の司法判断に当たつての裁判官の職権行使について事実上影響を与えるおそれはやっぱり否定できないのではないかとというふうに私どもは考えているところでございます。

○福島瑞穂君 判決文は様々な点から批判をされ、検討をされます。非常に奇妙な、今日の答弁で非常に奇妙なのは、最高裁自らは司法権の独立を侵さない裁判所は言っているのに、なぜか法務省が、やっぱり司法権の独立を侵すのではないかとおもんばかっているというこの現状はやっぱり奇妙だと思います。

現に、選択議定書は七十五か国が署名をしています。そうすると、七十五か国は司法権の独立を理由にしないわけです。委員からも繰り返し繰り返し、司法権の独立を強化すると、司法権の独立の強化及び国際法を使う正当性を強化することになりこそすれ、侵害にはならないと。既に批准している国が多いので、司法権の独立を理由にす

るのはおかしい、選択議定書の批准を真剣に検討すべきである、オランダの委員などからも出ておりますが、いかがでしょうか。是非前向きに、最高裁が言っているわけですから、法務省も是非お願いします。どうでしょうか。

○政府参考人（大林宏君） 私、この最高裁の中山局長から答弁があった際にその場にいたものでございまして、そのときの答弁の内容は、最高裁判所はこの問題について意見を述べる立場にはないものと考えております。政府ないし国会の政策的な判断に基づいて行われる事柄だと、こういうふうな答弁がなされたという理解をしています。また別な機会に先生の御質問があったのかもしれないませんが、私の理解はこういうことでございまして、最高裁が全面的に否定されているのかどうかということは、ちょっと私も断定できないところでございます。

○福島瑞穂君 中山局長が法務委員会で答弁されたのも事実ですが、別の委員会で、川橋委員の質問に対して、最高裁が阻んでいる、司法権の独立を理由に阻んでいるというのは冤罪であるというふうに答弁をされたんですね。ですから、じゃ、法務省が阻んでいるのかと聞くと、これは冤罪なのでしょいか。

○政府参考人（大林宏君） なかなか難しいお答えでございしますが、先ほどから申し上げていますとおり、政府といたしましては、やはり司法権の独立ということは非常に大事なことでございまして、なかなか個々のケースの判断が、各委員会、国連の委員会からあった場合には、やはりそれなりの影響はあるのではないかとこの率が率直な感じでございます。それはもうケース・バイ・ケースでございまして、なかなかはっきり申し上げられないんですけれども、やっぱりそのようなおそれがある以上は、やはり慎重に検討をした結果、結論を出すべきではないかと、このように考えております。

○福島瑞穂君 ただ、国連から勧告が出ること、それは事実上の影響ということもありますの

で、是非お願いいたします。
大臣にお聞きします。大臣は、語学が極めて堪能で、GHQでも通訳として働いていらして、国際的には物すごい感覚をお持ちですが、もう少し踏み込んで、選択議定書の批准の問題についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 先生のお気持ちは私もよく分かります。できればそういうふうになりたいものだとも思いますけれども、今、官房長が大変る御説明申し上げたような次第でございますし、なかなかはっきりと割り切るといふのは難しい状況が今まだあると思いますので、更に鋭意検討してというふうに考えます。

○福島瑞穂君 割り切れないという程度であれば、是非もう少し割り切れるように、是非前向きによりしくお願いします。

先日も言いましたが、婚外子差別の撤廃について、民法改正についても非常に質問が出ました。これは前回も触れましたけれども、面白いのが、面白いという興味深いのがありまして、婚外子差別を理由に一九九七年にオーストラリアで日本人女性の難民申請が認められていました。つまり、日本でシングルマザーになって、親から、会社から、社会の中からいろんな差別と偏見を感じる。彼女が子供を連れてオーストラリアに行つて、日本で迫害を受け、迫害といえますか、大変つらい思いをします。それが難民認定をきつとされているんですね。

これを見ると、日本は何という国だろうと。実際彼女が受けた、親からいろいろ言われる、会社でいろいろ言われるというのは現実起こり得たことなんです。これが理由に難民認定されるというの、ちょっと恥ずかしいというか、社会自身も変わらなければならぬというふうに思っています。

その意味では、先日、戸籍の続柄欄の差別撤廃についてお聞きをしましたけれども、法定相続分の差別も含めた婚外子差別の撤廃についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(森山眞弓君) 先生からいただいた資料によりますと、オーストラリアにおいて日本人女性の難民申請が認められた事例があったということでございますが、この事案の詳細あるいは結果を十分把握しておりませんので、この事件についてのコメントは差し控えたいと思います。

我が国において、嫡出でない子と嫡出である子の相続分の同等化の問題がもちろんあるわけでございますけれども、従来から、これは立法政策の問題として、相続分における差異は解消するのが適当であるという意見がございまして、法制審議会でも平成八年にその趣旨の答申をいたしております。しかしながら、この問題は、家族制度の在り方についての国民感情や社会事情と密接にかかわる問題でございまして、大方の国民の理解を得ることができるといふ状況の下で法改正を行うのが相当であるというふうに思います。

○福島瑞穂君 B規約からは、世論ではなく、やっぱり子供の権利の問題である、子供は生まれてくるときに親を選べないので差別をなくしてほしいというふうに言われておりますので、是非この点は本当によりしくお願いします。

次に、裁判官、検察官の増員、その中で女性の登用についてお聞きをいたします。

資料をいただきましたら、もちろん少しずつ増えてはおります。しかし、検察官は、平成、平成の言い方で済みませんが、平成十二年には、前年度が十六だったのが十にぐっと減つていまして。その次の年は二十人というふうに検察官になった任官者が増えていますが、思ったほど何か余り増えていないようにも思います。この登用の問題について、いかがお考えでしょうか。

それから、女性の検事正は現在何人いるのでしょうか。

○政府参考人(大林宏君) お答えいたします。検事の採用につきましては、従来から、性別を問わず有能で適性のある検事任官者を確保するよう努めてきたものと承知しております。女性の検事の採用数は年によって増減があるもの

の、個々の検事任官希望者の能力、適性、識見等を総合的に判断した上で採用に当たっております。今、委員御指摘のとおり、平成十二年十月がちょっと下がってはございますが、全体として女性検事の採用数は増加の傾向にあるというふうに言えます。

今、検事正の方のお尋ねでございますが、現時点において女性の検事正はおりませんが、過去に検事正に就任した女性検事が一名おり、また検事正級の職である最高検検事を経験した女性検事は二名ということになっております。

○福島瑞穂君 女性の所長さんは、裁判官の方は何人もいらつしやる、かつて何人も何人もいらつしやるわけで、検事正がゼロといえますと、やはり今後は是非、いやもちろん能力でということにもちろんなるでしょうけれども、是非女性の登用をよりしくお願いします。

女性の裁判官で育休取つたりするのなかなか難しいところはあるのかもしれないが、女性の裁判官、検察官の登用で、裁判所、検察庁で工夫していらつしやることなどはあるのでしょうか。

○政府参考人(大林宏君) 広範にわたる範囲でございます。

検事の関係で申し上げますと、御承知のとおり、今御指摘ありましたとおり、女性検事の数が非常に大きな割合では増えてきております。また、出産の問題もあり、あるいは結婚の問題もあり、さらには配置、特に女性検事の場合は男性との同居をできるかどうかという問題もございまして、私どももいろいろ今考えているところでございます。なかなか、数が増えていられるに従つてそういう配置の問題が、非常に難しい問題が出てくる。

しかしながら、今の育児休暇の問題は、もう現実にとつておられる人もおりますし、これは私どもとして、その間正直なところ痛手となる部分もございまして、それはもうこういう時代でございます。女性検事に活躍していただくかなければならないと考えておりますので、そういう点

については、なるべく能力を発揮していただくように私どもも検討していきたい、このように考えております。

○福島瑞穂君 先日行われた女性差別撤廃条約の対日本政府質疑でも、公務員、特に裁判官、検察官に対するジェンダー教育について質問がありました。

ちよつともう時間があと二分ぐらいなんです。裁判所、検察庁でどういうふうにしていらつしやるのか、ロースクールにおいてジェンダー教育はどのように行われるのか、教えてください。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 一つぐらいい答えて帰らないと具合が悪いものですから。基本的には自己研さんがあれますけれども、中心になりますけれども、司法研修所の、おける各種研究会で、相当程度その辺り配慮したものをやっております。

例えば、この平成十四年、十五年見ておきますと、男女問題と人権、ジェンダー、DV問題というところで、大学教授に来ていただいて何度かやっておりますし、あるいは先ほど来御議論になっております国際人権規約と国際的動向。つまり、そういった中で女子差別撤廃条約についても触れるようなことも進めてきております。

今後とも更に研修を充実させていきたいと思っております。

○政府参考人(橋渡利秋君) 検察官に對しましては、任官後数次にわたって各種研修を実施しておりますが、その中で、児童及び女性に對する配慮等、検察の実務等、女性に對する配慮や被害者保護の在り方等をテーマとする研修を実施しているところがございます。このようなジェンダー教育を行うことは司法が適切な役割を果たしていく観点からも重要であると考えておりますから、今後ともこの問題に関する検察官の理解の増進に努めてまいりたいと考えております。

○政府参考人(山崎潮君) ジェンダー視点に基づく教育、これ大変重要な問題でございまして、御存じのような法科大学院につきましては、高度の

専門的な法律の知識、これを教えるということとはもとより、幅広い教養や豊かな人間性を備えた多数の法曹を養成する、これを目的としております。基本的には、基本科目と選択科目に大きく分かれておりまして、その選択科目の中でジェンダーの視点による教育ですね、これについて検討している法科大学院もあるというふうに承知しております。

私も、おとしにアンケートを取ったときにも幾つかやるということをやっておりますし、今申請が行われておりまして、現実に来年から始まりますけれども、それでどのような状況になっていくか、私もその経緯をきちつとフォローしたいというふうに思っております。

○福島瑞穂君 終わります。

○委員長(魚住裕一郎君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(魚住裕一郎君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

商法及び株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に金融庁総務企画局長藤原隆君、金融庁証券取引等監視委員会事務局長新原芳明君及び法務省民事局長房村精一君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(魚住裕一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(魚住裕一郎君) 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

発議者衆議院議員塩崎恭久君から趣旨説明を聴取いたします。衆議院議員塩崎恭久君。

○衆議院議員(塩崎恭久君) ただいま議題となりました商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案につい

て、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、定款の授權に基づく取締役会の決議による自己株式の取得を認めるとともに、中間配当限度額の計算方法を合理化するため、商法及び株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正しようとするものであり、その内容は以下のとおりでございます。

第一に、自己株式の取得の方法について、現行法では、定時株主総会の決議をもって取得する自己株式の総数等を定めなければならないこととされておりますが、定時株主総会後に生じた株価の急変や、急を要する合併等に対応するため、機動的な自己株式の取得が行えるよう、定時株主総会の決議がない場合であっても、定款の授權に基づき取締役会の決議をもって自己株式の取得をすることができ、制度を創設することとしております。

第二に、最終の決算期後、資本又は法定準備金の減少を行うとともに、減少した資本等の額をもって自己株式の取得枠を設定した場合における中間配当限度額の計算方法について、現行法では、中間配当限度額の計算に当たり、減少前の資本等の金額と自己株式の取得額とを純資産額から控除することとされているため、中間配当ができなくなる事態が生じております。そこで、このような事態の発生を防止するため、中間配当限度額の計算に当たって、減少した資本等の額を加算することとする措置を講じております。

以上が本法律案の趣旨であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(魚住裕一郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鈴木寛君 民主党・新緑風会の鈴木寛でございます。ただいま御提案のございました商法及び株式会

社の監査等に関する商法の特例に関する法律案について、質疑をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、今回の商法改正案の提出者の概要について御答弁をいただきたいと思っておりますが、どういふ方が提出をされたらいいのでしょうか。今回は与党の議員の方々に提出者というふうな理解をしておりますが、そのことに相違ありませんか。

○衆議院議員(塩崎恭久君) 提案は、我々与党三

党の提案でございます。

○鈴木寛君 議院内閣制の下で与党の議員の方々が閣法ではなくて議員立法をするということは、どういふ意味があるというふうに考えておられるか、御答弁をいただきたいと思っております。

○衆議院議員(太田誠一君) この今回提案の法律、いわゆる自社株取得にかかわる法律というのは、平成九年から一貫して議員立法でこれは提案をし改正を重ねておりまして、たしかこれで三回目だと思っております。

これは、時々刻々経済情勢が変化をする、あるいは新たな必要性が生じた場合に我々議員のイニシアチブで法律を作るといふのは当然のこととございまして、むしろ立法権は国会議員の方にあるわけでありまして、政府は、これは国会、内閣法で提案できるように、国会の意思でしたということとありますので、これは我々が提案するのはむしろ正常であるというふうに思っております。

○鈴木寛君 私も、議員の大変重要な仕事であり、権利が、立法を提出するという権利であるという点については全く同感でございます。

しかし、今日あえてなぜこういう質問をさせていただいているかといいますと、もちろん超党派で議員立法がなされるという、これは非常に望ましいこととありますが、そういう必要性は十分にあって、この必要と重要性について私は何も否定するわけでもございませんし、それから野党議員が正に国会で重要な法案を議論していただくために議員立法を提出するという点、これはもう大変重要なことだと思っております。

しかし、与党議員の場合、二つ方法があるわけですね。今回のように与党の議員の方々が提出者となつて法案を提出すると。それから、正に内閣を構成をされていらっしゃるわけでありまして、正に議院内閣制というものはそういうことでございまして、閣法という形で法案を提出する

と。この二つがあるわけでありまして、この二つをどういふ基準で、あるいはどういふ考え方で使い分けていくというか対応されていらっしゃるのでしょうか、現内閣を構成されておられる現与党の皆様方はどういふ判断でやっておられるのかというところが私の質問の趣旨でございます。

○衆議院議員(太田誠一君) この法案の、今回の改正案の提出につきましては、過去の、平成九年以来、最初に自社株取得を緩和いたしました法案は議員立法、私が提案者代表だったんですけれども、からスタートしておりますので、これはその都度、やるのであれば我々責任があるというふうに思っております。

ただ、これまで議員立法、様々な形で行われておりますけれども、その都度、今回のこのこととていえば、法制審議会の、それまでは三年以上掛からなければ結論が出なかった。事態は刻々と進んでおつて、エキイティファイナンスで調達したいいわゆる準備金が三十兆とか四十兆とかの巨額に上つておつて、それを有効に使わなくちゃいかぬということがあったので急いだわけであり

ます。

例えば、今、行革の基本法のような特殊法人等整理合理化計画のような場合は、政府を国会が縛る、行革をさせるために政府を縛る、内閣を縛るという意味で与党から提案をしたというようなことがあります。その都度、ケース・バイ・ケースだと思っております。

○鈴木寛君 この法案について、従来も責任を持ってやっておられたチームが引き続きやるんだと、こういう御答弁でございました。

ておつたんですが、七月一日に、私、我が党の同僚であります大塚耕平参議院議員が、参議院の財政金融委員会にある資料を提出をさせていたお話を伺います。この資料と申しますのは、金融庁高木局長と、当時ですね、東京海上森副社長の会談記録でございます。これは竹中金担当大臣にもごらんをいただいで、そしてその中身が基本的には存在をしたというような質疑があったことは提案者の方も御存じかというふうに思います。

この会談記録はお読みになりましたでしょうか、お四方の方は。いかがでございますでしょうか。

○衆議院議員(塩崎恭久君) 読ませていただきます。

○鈴木寛君 この中で、あれっと思つたことはいろいろあつたかと思いますが、余り何かなぞ掛けのようなことを申し上げても恐縮なんで申し上げます。

この会議記録の中で、当時、高木局長のお話の中に、生保の予定利率引下げ法案を議員立法でやつてはどうかとも考えた。東京海上とA生命保険とのいろいろなやり取りの中で高木局長が、実は私もいろいろ考へてきた、ほんとと嫌になつていると、そして先ほどの予定利率引下げは議員立法でやつてはどうかとも考えた。

これは、私もこうしたメモが出てくるまでは、太田先生がおっしゃるように、責任ある議員の方々が従来の内閣のいろいろな政策形成過程の中で、機動性を要する、あるいは特に商法といった大きな問題を変えるときに、法制審にゆだねていたんではなかなかストックオプションとかいろいろなことが、何といひますか、いろんな人の評価ですから言ひ方が難しいわけですが、傾向として非常に時間が掛かる傾向にあつた。そういう中で本当に政治家がイニシアチブを取つて必要な改正はやつていくということで、私は、ある意味でこういう方法を適宜適切に使つていくということ、政治の極めてリーダーシップの表れとしていいことだというふうには思つていたわけであ

りますが、こういうメモが出てきますと、先ほどのお話に戻りますが、現在内閣を構成しておられる与党の中で議員立法と閣法との整理というのは、今、塩崎先生、太田先生がおっしゃつたものとも一つ別の何かルールといひますか、運用基準といひますか、あるのかなということが心配になつてしまつてございまして、こうした高木当時局長の認識、要するに、問題法案といひますかは議員立法で、難しいのは議員に押し付けてという趣旨ですね、これずつと読んでいただいでおられるからよく分かると思ひますが。これはやはり甚だ政と官との関係、特に、正に立法という極めて重要なことに関することでございますから私は極めて遺憾なことだと思ひますが、その点について。

○衆議院議員(太田誠一君) 議員立法は、かつてからも一年に二本か三本ぐらいは出ていたと思ひます。かつて、私も当選した最初のころに聞いたのは、これは議員立法でやつてもらひましようというのを聞いたことがありまして、これは随分侮辱した話だといふふうに思つておりました。それがどうだといひませんけれども。

そこで、やはり議員立法でわざわざやるというんではなくて、要は一つの課題についてどつちがイニシアチブを取つてきたかということであつて、どうしても政府側がリラクタントであれば、じやもう議員立法でやるということでもつて、そこで踏み切るということになるわけでありま

す。だから、この場合も、今も法務省の方々おられますけれども、リラクタントであつたことは確かでございますから、じや我々の方でやるよということに進めたと。だから、外から見ると、最後は渋々同意している場合もあるわけでありま

す。それから、どつちが出したか、どつちがイニシアチブを取つたか分らない。しかし、この法案については、間違ひなく議員のイニシアチブによる議員立法でございます。

○鈴木寛君 今のことを確認させていただいて中

身の議論に入りたいと思ひますし、また、やつぱり今後、高木当時局長のような、現長官のような考え方による議員立法というのは私はあつてはならないと思ひますので、その点だけは御答弁をいただいでから中身に入りたいと思ひますが、その点はいかがでしょうか。

○衆議院議員(塩崎恭久君) 私もあれ読ませていただいで、えつと思ひました。おつしやるとおりでありまして、いろんな考え方があると思ひますが、内閣法制局を通らないからとか、いろんな、言つてみれば司法機能がしないからといふようなこともあつて今のようなことが言われるんではないか、本来そういうことはやつぱりあつてはいけな

いことだと思つております。

○鈴木寛君 それでは、この中身の話をさせていただきます。

本件、今回の改正案の中身は、今、提案理由の御説明にもございましたように、自己株式の取得の方法と、それから中間配当限度額の計算をより実態に合せていくことだと思ひます。私も、本日の議論は、その一点目のことについて特に議論をさせていただきたいと思つております。二点目のことについては、いろいろな実態から来る要請ということもありま

すし、いろいろなお話を伺つてみると、当事者、関係者の方々はいろいろ御苦労をされてい

るということも私も十分に承知をしております。

自己所有、自己株式の取得の緩和の歴史といひますものは、正に平成六年あるいは平成九年のストックオプション制度の導入から極めて重要な課題の一つということで、私もその経過を横目で、あるいは日本のベンチャーを育成をしていく、あるいは頑張つておられる方にストックオプションというような制度を導入してインセンティブを付けていくとか、あるいは日本のコーポレートガバナンスというものを一度見直していくという意味で非常に重要な課題に、先ほど塩崎先生、太田先生からお話がありましたように、いい意味で政治の側の主導でもつて問題提起をして

きたということ、ある意味で一定の評価は個人的にはさせていたいただいでいるつもりでございます。

とりわけ、十三年の商法改正でもつて、今までは原則行わないということから基本的に容認をするという方向になりました。もちろん、当時、民主党は、インサイダー取引の防止策とか相場操縦の防止策とかいふものが不十分といふことをもちまして反対ということに回つたわけでございますが、このことが、例えば持ち合いの解消とかあるいは機動的な企業再編という選択肢の可能性といふものを広げたといふことについては、あるいはそうしたダイナミックな経営といふものを広げたといふ意味では、いろいろな効果といふものがあつたといふことは私も否定をしないわけでございます。けれども、十三年にかなり大幅な改正が行われまして、そして二年後の今国会において再び改正が行われる、こういうことなわけでありま

す。まず平成十三年の、要するに自己株式取得についての基本方針の大転換。そして二年たつたわけでございますけれども、この評価、平成十三年改正の評価といふものをどういふふうにされていらつしやいますでしょうか。

○衆議院議員(金子善次郎君) お答えさせていただきます。

基本的には、金庫株の解禁でございますけれども、積極的に評価できるものといふふうに考えております。

その中身、利点と申しますか、申し上げますと、基本的には機動的な組織再編ということになるわけでございますが、合併、株式交換、会社分割などの組織再編の際に、新株の発行に代えまして会社保有の自己株式の割当てを可能にするなど、要は自己株式の活用といふものをより柔軟にいたしまして、そして、新株発行に伴う会社の配当負担の増加の問題あるいは株式価値の希薄化、こういうものを防いでいくといふようなことで機動的な組織再編が行われるという点が第一点でございます。

第二点でございますが、企業財務の観点から見まして、金庫株の解禁でございますが、企業が財務政策を選択していく上で自由度を広げる、自らの成長力に応じて財務構成を機動的に変更することを可能にしたわけでございます。こうした観点から申しまして、資本の有効活用等を通じて株式投資の魅力を高めて、ひいては株式市場の活性化につながる、こういう利点があったものと評価をしているところでございます。

総括して申し上げますと、株式市場における、結果としてでございますが、需給バランスの改善につながっている、このように考えているところでございます。

○鈴木寛君 十三年改正はそういうことで評価されていることはよく分かりましたが、それを受けて、今回改めて先ほど御説明のありました改正を行う。特に、第一の項目ですね、自己株式取得方法についての改正。一言で言うとき時株主総会の決議が要らないというところが特徴的だと思いますが、この改正にあえて踏み切る目的というのは何でしょうか。

○衆議院議員(塩崎恭久君) 今、金子議員の方からも御説明申し上げましたように、やっぱり機動的に対応しなければいけない事態というのが期中に起きるということで、総会でももちろん、定款授權ですから、定款を変えるのは総会で変えるわけですから、実際にいつやるかということとは取締役会で決めるということに、今までの総会で決めるということになると、枠を多めに決めるということになると、まず第一に、使わないで残ってしまう枠をたくさん残すということにもなる。なかなか株主の理解がその次の総会で得られないというようにもありませんし、また一方で、言わば、やるぞやると言っていてやらない、風説の流布か、こういうようなことも、誤解を招きかねないようなことが想定される。こんなこともあって、機動的に対応できるようにということで、定款で授權した上で取締役会に決議をしていただくという形を取ったかどうかという

提案でございます。

○鈴木寛君 機動的にというキーワードが三回か四回出てまいりましたが、機動的にやりたいというニーズは私も分からないわけではございません。しかし、元々、商法が正にこの自己株式の取得というものに対しての制限を加えていたやっぱ理由というのはあるわけですね。その理由と機動性というものを本当にはかりに掛けながらきちと議論をして慎重にやっていかなきゃいけない、こういう極めて大事な話だというふうに思います。

恐らく平成十三年のときもそうしたすごく慎重な議論をした結果、平成十三年改正をしたわけでございますが、私は、率直に申し上げて、今回の改正はやや機動性を、重きを置き過ぎている改正ではないかなという思いがしております。

これは恐らく、経済界の強い要請、こういう話が大きなインセンティブになっているんだということも私は承知をしているつもりでございますけれども、これを、私ないうちに民主党政対の立場を取らざるを得ないのは、平成十三年のときと同じようにインサイダーあるいは株主操作、その対応策が十分でない、これは少しこの後も御議論させていただきたいわけでありまして。

やはり加えて、今、コーポレートガバナンスというのをずっと言ってきたわけでありまして。きちんとやっぱ株主から経営陣というものがチェックをされる、あるいは評価をされる、いいものはいない、悪いものは悪い。そのためのトランスパレンシーというのが確保されて、そして、取締役会ももつと機能するように、こういういろいろなことがやられている中で、私は、確かに経団連を中心とする現在経営の地位にある方々はこの制度を強く望んでいる、これは当然だと思えます。ある意味で当然だと思えます。

しかし、日本の経済停滞の理由、いろいろあるかと思えます。もちろん政治の責任もあろうかと思えますけれども、私は、現在の経済界、特に現

在の低迷している日本の会社の経営陣の経営責任というものは、私は否定できないと思っております。日本の企業が再生をしていくという意味で、もちろんいろいろな様々な施策が考えられますけれども、最も重要なことのひとつに、やはり経営陣の交代という項目を私は抜かずわけにはいかないんだというふうに思います。

確かに、今までの右上がりの成長型の経済の中で非常に確かな経営をやり、あるいはそうした方々の後継者として成長型の経営にはたけておられた方々もたくさんいらっしゃいます。これから非常に不透明、不確実性の中で、二十世紀と二十一世紀の特に日本における経営の質というものが変わっていくことを追及し過ぎるというのは好きではありませんけれども、しかし違うタイプの経営者がやはり必要だということとは同意をさせていただけるというふうに思います。

別に日産自動車の例を取るまでもなく、経営陣が交代をし、そのことによって、今でもどの企業でも技術陣、あるいはそれを実際に造つたり、あるいは売つたりしておられる現場の方々、そうした優秀な現場の方々、そうした正に経済資源といえますか、経営資源が息を吹き返して、そしてV字カーブで反転攻勢をしている企業のあるのを見につけ、私が申し上げているこの経営陣の交代というものは極めて重要な課題だということふうに思っております。

そうしたことを考えてみたときに、経済界からの要請だと恐らくおっしゃるんだと思えますけれども、それは本当に日本経済界全体の要請だろうかというのが私の問題提起でございます。確かに経済界の一部、特に今経営をされている方々の強い意向であるということは分かりますが、しかし国会としては、あるいは日本経済をV字反転、回復させるためにも、果たして、機動性というキーワードは正に悪いキーワードではないわけでありまして、しかしこのことによって経営陣の交代あるいは経営責任の追及といえますか、その

問題が株価に反映されて、そしてそのことによってダイナミックな経営陣の交代が行われるというダイナミズムをその可能性について私は大変危惧し、そのことを大変に心配をしているわけでありまして、いかがでございませうか。

○衆議院議員(太田誠一君) 今の提起されました問題は、人材の交代とか再配分とか、そういうことであらうかと思えます。

それはコーポレートガバナンスの観点からすれば大事なことでございますが、今のこの自社株の取得についてはどういう観点から見るとかというところ、ここからエクイティファイナンスが華やかであつたパブルのピークのときに時価発行などをして調達したお金が、さっき言いましたように、四十兆円とか三十兆円とかあつたと。それをそのままにしておくとではなくて、それを、自分の会社の株を市場から引き揚げて市場に返すと。すると、市場はそれを受け取って、今度は同じ株式市場で運用するならば新しいビジネスチャンスの方の株を取得をして、そこで資金の再配分が行われると。

それで、効率的なあるいは成長のためのファンダが生ずるわけでありまして、今、委員がおっしゃる人の入替えということと同時に、いわゆる資金がこの成長分野の方に、停滞分野から成長分野の方に移動をするということが一つのねらいなわけでありまして。

○鈴木寛君 今の点は私も否定しないわけではございません。しかし、それは平成十三年改正でかなりできるんじゃないかというのが私の意見であります。

今回、政府は、五月十四日に証券市場活性化関係閣僚会議などで、それ以外でもいろいろ発言をされておりますが、要するに株価対策の一つとして企業による自社株取得のことをやっぱ触れられているんですね。衆議院でのいろいろな今日のお四方、あ、保岡先生もおられましたか、五方の答弁を丁寧に読むと、いわゆる自社株取得による株価維持というのは、これは結果論といえます

か、それは目的ではないんだということは非常に慎重に御答弁をされていらつしやいます。であるから、その四人に聞いてもしようがないじゃないかとと言われてしまえばしょうがないんですけれども、しかし、今回の法律改正が関係関係においてすらいわゆる自社株購入によって株価急落というものが抑えられる。

資本市場ですから、やはり経営陣の交代を一番促すのは株価という警鐘によって、株価が、まずいい経営であれば株価が下がる、いい経営であれば株価が上がる。そこがきつとマーケットによって的確に反応が返ってきて、リアルタイムで反応が返ってきて、いい経営に向かつていけばそれがきつと株価に反映されて、経営陣が悪くなれば反応する。自社株取得が入ることによってその何といひますか、相関関係の感度というものが、緩衝材が入るわけですね。そうすると、結局株価と経営というものの、株価を見ていけばいい経営か悪い経営かというマーケットメカニズムを活用しながら、そしてそれをコーポレートガバナンスに反映させながらいい経営を目指していこうという、正にこの間、与野党含めて取り組んできたそのコーポレートガバナンスを上げていこうと。

やっぱり、資本主義ですから、資本市場ですから、何といつたって株価なんですね、経営者が一番気にしておられるのは、あるいは株主が一番気にしておられるのは、そのシステムというものをとつと大事にしたいというのが私の意義でありまして、それはきつと定時総会である程度の合理性を持って企業再編をやつていく。それから、今、太田議員がおつしやつたように資金もきつと入れ替えていくと。

ですから、冒頭申し上げましたように、あるいは金子議員から御説明がございましたように、企業再編とかあるいはその持ち合いの解消とか財務の体質の健全化とか、この意義は否定をしていないんです。

しかし、その取締役会にこのような極めて重要なことを私はやつぱりゆだね過ぎている。そし

て、アメリカのように取締役会が社外取締役がいて監査役がいて、そして監査法人がきつと監査をして、その取締役会のガバナンスというんですかね、要するに経営者が緊張感を持つてきつと経営をやれていると。そのことは目指しています、日本も。そして、そういう経営をやつておられる会社も出てきました。それは大変いいことだと思います。そして、そういうところは株価が上がつていきます。

しかし、そうでないふうな悪用をされる。本当は下がるべき企業の株が下らないというのはやつぱり問題でありまして、何でもかんでも株価が上がればいいという問題でもないんだと思うんですね。全体の株価水準の問題は、これは経済政策等いろいろあるかと思いますが、そういう意味で、やはり私は今回の改正は少し取締役会に権限を付与し過ぎているというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(塩崎恭久君) 鈴木議員のお話、御懸念の点はよく分かるわけでございますし、また衆議院でのこの議論もやつぱり株価対策じゃないかと、これは。それで取締役が責任逃れをするんじゃないかと、こういうことだろうと思うんですが。

また、今御指摘のとおり、政府の方も株価対策のようなどころでこれを取り上げているということとありますが、私も正直言つてあれを見てあれれと思ひました。それから、与党の緊急金融対策とかいふのを、私も入つておりましたが、その中にもこれが入つておりました。私は、全く、何でもこんなものを入れるのかなと思ひまして、私はこれをずつと商法小委員長として自民党の中でもやつてまいりましたが、こんなもので株価が本当に変わるわけがない。

ですから、鈴木議員は少し、これによって株価が自由に動くんじゃないかと、こういう御懸念を、印象をお持ちかも知れませんが、株価は一体何で決まるんだということを考えてみると、せいぜい中間配当限度額までしか買えないやり方

ちよろちよ買つてみたところで株価なんというのは変わるわけが私はないと思つております。

むしろ、将来の期待収益はどうなんだと。それを割り引いてみてどういふふうな株価は決まるんだということを考えてみれば、取締役であるいは会社経営者そのものが市場でどういふ評価を、彼の経営が、あるいは彼女の経営が評価されるのかというところで決まるわけであつて、結果として、これでもし自社株買いをして株が少し上がるのかも分らないけれども、それは短期的な話であつて、私は株価というのはそんな短期の需給で決まつたりするものじゃないと思つていますから、これがそのような形で株価対策としてのみ何か使われるんだというようなことは、結果としてこれは株価に多少影響が一時的に与えられたとしても、それで経営責任が逃れられるほどのことがあるとは私は思つていません。

むしろ、ですから、株価を本当に上げたいと経営者が思うならば、ビジネスモデルを今お話あつたように変え、そして将来この企業もかかるぞとだれでも思うような経営をやつて見せて初めて、あるいはそういう商品を出して初めて株というのは上がつていくわけでありまして、必ずしも今御懸念のようなことが目的のためにこれをやつていくわけでは決まてないというふうに私は思つております。

○鈴木寛君 であれば、やつぱりこういう位置付けをされると誤解を招きますので、是非、与党内あるいは内閣の中で、塩崎先生、もつと大きな声できつとこうしたものに目を光らせて……

○衆議院議員(塩崎恭久君) 政府の方に……

○鈴木寛君 いえ、政府に、与党ですから言つていただくということはやつぱり大事だと思うんですね、これはやつぱり誤解されて伝わりますから。そこにお座りの先生方がいかにかきつとやられても、やつぱりこれは政府がこうやつて出されたり、それからいろいろなところで報道されて、当初の趣旨と全然違ふところであることがなされる。そうすると、私も信じやすいタイプですけ

れども、しかしやつぱり心配もせざるを得ないというところでございまして。

ただ、先ほど塩崎先生おつしやつた話で、確かに株価というのはそうしたことで簡単に決まるわけじゃないと。ただ、私はやつぱり再度強調させていただきますたいのは、現行経営陣をリブレスしていくというのはこれはもう大変な作業でありまして、しかしこれはやつぱりやらなきゃいけないですね、日本の経済、どう考えても。そのところにはやはり、この取締役会に権限を付与し過ぎるというのは私はやつぱり逆行すると思ひます。恐らく、いや、これはちゃんと報告するからとかつておつしやりたいんだと思うんですが、これは報告して総会が否決した場合、これどうなるんでしょうか。

○衆議院議員(塩崎恭久君) 今、否決とおつしやいましたが、これは事後報告でありますからこれ自体でやつたことが覆されるというようなことはないわけであつて、むしろそういう判断をした経営者が問われる、取締役が、取締役会が全体として問われるというところで、次の期の取締役として選ばれるのかどうかということが大事な判断になつてくるんだらうと思うんですね。ですから、やつたことが消されるということはないということです。

○鈴木寛君 ですから、やつぱりそこがやつと弱いかなと思ふんですね、私は。でありますので、本当であれば、二百歩譲つて、機動性を確保するというにされるんであれば、報告ということではなくてももう少し違う仕組み方があるんじゃないかというのが私のカウンタープロポーザルであります。

それで、これ定款時に授權と、こういうことになつていますが、定款ではどれぐらいのことを書くんでしやうかね、イメージとして。

○委員長(魚住裕一郎君) どなたが答弁されますか。

○衆議院議員(塩崎恭久君) 先ほど申し上げましたように、これは限度は中間配当限度額というこ

とで決まっております、やるということを書く
ということでございます。当然、特別決議で定款
の変更をするということです。

○鈴木寛君 何度も繰り返しますけれども、
日本というのは、取締役会あるいは総会、そ
の制度上、システム上は確かに問題のある取締
役は次の総会で解任をすればいいんだと、こうい
うことだとは思いますが、しかし、これはもう皆
様がよく御高承のように、日本の取締役会とい
うのは、六月二十七日とか二十八日とか、大
体その辺のときに一斉に行われて、そしてそ
れが何時間にもわたると。というのは、最近
そうでない会社も出てきています。しかし、本
来、経営陣が替わってほしいと思つていてる
会社の取締役会がやはり十分とか二十分とか
で終わっている。替わってほしいというところ
はちゃんと議論をやっているわけで、しかし、
問題なのはやっぱりそういうところなわけ
ですね。

そうすると、なかなか、今、塩崎先生お
っしゃるように、いや、そこで替わりのいい
んだと、こういうことになるかどうかという、
これはもちろんこの法案だけの議論ではな
くて、日本のそうした株主民主主義とい
いますかね、きちっといろいろなステーク
ホルダーがノーと言つていく、イエスでも
すけれども。

そうした、そこも含んだ健全な株式市場
というものをどういうふうに構築していく
か、という話になります。その健全な株式
市場を構築していくという中で、これは平
成十三年から私たちが一貫して主張をさ
せていただいております。そして今回も懸
念をされております。いわゆるインサイ
ダーあるいは株価操作といった問題でござ
います。インサイダー取引は、これは最近
特に、何と申しますか、巧妙、悪質化して
おります。これは専らメールとかITの進歩
によりまして、なかなかこれは取締当局が
証拠を押さえるというのは極めて難しくな
っている中でインサイダー取引が私は相当
横行しているというこの事態は否定し得な
いというふうに思っております。

もちろん、日本はアメリカに比べて、SEC
が不十分であるという御議論、このこと
については今日の提出者の方々も以前から
この問題に取り組んでいただいておりますし、
この問題については本当に超党派でどのよ
うに取り組んでいくか、こういうことにな
るわけでありまして、アメリカの場合、そ
うしたSECを物すごく強力にして、そして
加えて、仮にインサイダーをやったとき
には極めて重いサンクションを科すことに
よつてインサイダー取引の発生というも
のを極力抑制をしていく、こういう体制に
なつていくわけでありまして、日本の場合
は、そういう意味での抑止力というんです
が、取り締まる力も、あるいはそれを摘発
するパフォーマンスタと、そして場合によ
れば重いサンクションを科すというところ
も私はこれは不十分だと思つて、今回、い
ろんな意味で特に機動的、こういう話にな
つてきますから、インサイダー取引の可
能性というのはやっぱり否定し得ないと思
います。

そこに対する備えといふことは、今回ど
ういうふうなことに対応策として考へてお
られるんでしょうか。

○衆議院議員(石井啓一君) 今の委員御
指摘がございましたとおり、監視のための
実行体制といふのは、これは今後の課題で
ございまして、これは引き続きやっていか
なければいけないと思つております。も、
制度的に、自己株取得に伴う不正取引につ
きましては、私どもは前回の改正で相当程
度は実施してきています。インサイダーに
つきましては、自己株の取得及び処分を重
要事実を含めまして、その重要事実を公表
した後でなければ自己株の取得、処分がで
きないということにさせていただきますし、
今回の改正もそれが及ぶものでございま
す。

また、相場操縦の点でも、いわゆる米
国のセーフ・ハーバー・ルール等を参考
にいたしまして、自己株の取引の公正を担
保するような内閣府令、

例えば証券会社数を一日に一社のみの
証券会社を通じて買入とか、あるいは買
付けの期間、取引終了時刻の直前三分
以外の時間に買取りをするとか、そうい
ったルールも定めさせていただきます。

また、前回の金庫株の解禁の時点で、
ディスクロージャーといまして自己株券
買付状況報告書、これを従来三か月ごと
の提出でございましたのを一月ごとに出
すという改正でも同様の規制を及ぼすとい
うことで考えているところでございます。

○鈴木寛君 冒頭、政治がやらな
いといけない、役所がリクタントのとき
は議員立法でやるんだというお話がござ
いましたので、是非SECも政治のリー
ダーシップで議員立法を出していただ
きたいということを、これは超党派で出
していただくというところも併せて御提
案を申し上げます。

○井上哲士君 共産党の井上哲士
です。この法案は与党の議員立法で、野
党は反対なわけでありまして、にもか
かわらず、今、定足数が足りないとい
う状況、これではちよつと質疑がで
きません。

○委員長(魚住裕一郎君) 速記を止
めてください。

〔午後四時一分速記中止〕

〔午後四時十三分速記開始〕

○委員長(魚住裕一郎君) 速記を起
こしてください。

○委員長(魚住裕一郎君) この際、委
員の異動について御報告いたします。

本日、佐々木知子君及び野間起君が
委員を辞任され、その補欠として脇雅
史君及び西銘順志郎君が選任されまし
た。

○委員長(魚住裕一郎君) 質疑を続
行いたします。

○井上哲士君 この法案は与党の議員
立法ということで、今日は趣旨説明から
質疑までという、この間、法務委員会
ではなかつた異例な対応をしてほしい
という強い要望がある中で質疑が行わ
れているわけでありまして、これは是非
きちつとしたやつぱり定足数の下でや
つていただくということで改めて求め
ておきます。

先ほど、法案提出の在り方についての
議論が同僚委員からありました。私も議
員立法というものは非常に大切だと思
つておりますし、先ほど本委員会が議
員立法で委員長提案をした性同一性
障害についても議論をしておりまし
た。あれなどは、役所に任せていたら
なかなかできなかった法律だと思つて
います。問題は、そのやり方と中身だ
と思つて、特に、商法のような基本法
の場合は、その改正については十分な
意見や見解を聞き、慎重に行うことが
必要だと思つております。かつては五
年に一回の改正が不文律と言われてお
りましたけれども、九七年以降はほぼ
毎年改正がされております。自社株買
いのルール変更に限つても、関係の深
い法律を含め、九四年以降、七回改正
がされておる。

調査室の資料にも、法制審の委員
でもあります。岩原東大教授のインタ
ビューが載つております。こういう
ふうな言われ方をしています。この
間のこの商法改正の作業について、
明確な全体像に基づいておらず、
継ぎはぎだらけのパッチワークだ。
例えば金庫株の解禁では、企業財務
や証券市場に与えられた影響につ
いて実証研究が必要なのに、法学者
を含めて何もなされてない。金庫株
解禁は経済界の意向を反映させた議
員立法で、法務省の法制審議会で
議論がでなかったから、なおさら
検証は欠かせないはずだと、こうい
うふうに述べられております。

いろいろな改正の効果や弊害の検証
が必要だと、継ぎはぎだらけの拙速
ではないかと、こういう

意見は各界からも私聞くわけでありますけれども、こういう批判について提案者はどういうふう
に受け止められているのでしょうか。

○衆議院議員(太田誠一君) どのような法律を作っても、やはりこれはポジティブな面とネガティブな面というのは両方あり得ると思いますし、今段階で、この平成九年以来の商法改正で、明らかに相当数の企業がこれを活用し、去年段階で二兆円から三兆円ぐらいの自社株取得がなされたわけでありまして。

そして、それによって、先ほど申し上げましたように資金の配分の再配分ということが行われておりますので、もし、これは一つの側面でありましてけれども、どの会社もやらなかったということになれば、これは空振りだったというふうになるわけでありまして、十分に活用されているというふうに考えております。また、そのことによって何かデメリットがあったとしても、それが顕在化しているという状態ではないかと思うのであります。

○井上哲士君 商法のような場合に、言わば目先の問題ではなくて先を見据えた改正が必要かと思うんですが、今回、中間配当限度額の計算方法の見直しが行われるわけでありまして、これもやはり前回、言わば継ぎはぎ的な拙速な改正の下での不備が現れたと、こういうふうにはお認めになりませんか。

○衆議院議員(太田誠一君) 平成十三年段階でこの金庫株を解禁をしたときに、私提案者じゃありませんでしたけれども、そのときには極めて慎重な考え方で限度額の計算方法をこういうふうにしたんだと、当時の提案者はそうされたんだと思いたすために、そこを手直しをしなければいけないというふうになったわけでございます。

○井上哲士君 先ほどの提案理由でも、現行法では「中間配当がでなくなる事態が生じております。」と、こういうふうに述べられました。やはりこれ、調査室の資料にありますが、今年

の一月の十六日の日経新聞にこういう記事があります。実は、二〇〇一年六月の改正の際、条文の不備は経団連なども国会審議の途中で見付けていた。だが、手直しをされなかった。なぜか。「かねて金庫株の解禁を要望していた経団連は、ただでさえ混乱する審議に配当問題が加わり、法案自体が流れることを恐れた」と、こういう記事が出ておりまして、やはり前回、本来やられるものが十分な議論がなしに提案がなされたということがこの記事は私は示していると思うんです。

過去、いろんな商法の改正も行われました。ストックオプションも議員立法で提案をされました。当時の提案説明を見ますと、自民党の代表は、「取締役及び使用人の意欲や士気を高め、かつ、優秀な人材確保の有効な手段として、企業の業績向上や国際競争力の増大に資する」と、こう手放しで持ち上げられております。ところが、今日このストックオプションは、まあ言わば本家のアメリカでもエンロン事件などを通じて弊害が指摘をされております。株価至上主義の中で様々な不正に結び付いた、そして一部の経営者への富の偏重が起きたと、こういう指摘がされておるわけですね。そして、本家では見直しが進んでいて、こういう事態についてはどうお考えでしょうか。

○衆議院議員(塩崎恭久君) 今御指摘のアメリカでのストックオプションの問題点については、一つは、どういう付与のやり方をしていいのかという問題であり、それからもう一つは、会計上の扱いでこれを費用として計上するかどうかというところで問題になっていることでございます。

日本の場合には、もう御案内のように、株主総会の決議が必要ですが、アメリカはそういうものもない中でこういう形になっているわけであって、ストックオプションになつた問題といふのはありますが、このストックオプションの法律そのものが問題であるということではなくて、今申し上げた付与のやり方と会計が問題に、会計処理の問題であって、日本も今会計処理の問題については同じように費用として計上すべきかどうか

かということを議論をしているところであります。必ずしも議員立法であることによる問題というわけではないというふうに思います。

○委員長(魚住裕一郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、浜四津敏子君が委員を辞任され、その補欠として風間和君が選任されました。

○井上哲士君 アメリカでの見直しというのは法律の不備だけじゃなくて、このストックオプションという方法自身が言わば株価至上主義を招くという、そういう本質的な問題があるんじゃないか、こういう議論も行われているわけです。

これが議員立法で日本が導入されるときに「開かれた商法改正手続を求める商法学者声明」というのも二百三十四人の連名で出されました。この委員会でも何度も議論になったことでもあります。当時の中で、ストックオプションを導入するにしても、それに伴い株価操作やインサイダー取引等の弊害が生ずるおそれを少なくするためにはいかなる方法を取るべきか等、国民にオープンな議論がなされていないと、こういう批判がされました。そして、我が国より格段と厳しい制度がしかれていると思われるアメリカにおいても、近時はストックオプションを富の偏在を招く歯止め

の利かない報酬制度であるとする指摘も見られると、こういうふうにはこの商法学者の声明が述べておったわけで、私はこの今商法の改正ということを見るたびに、やはりこういう指摘も含めまして本当にきちっとした議論の上に行われていくことが必要だということを最初に申し述べまして、法案の中身に入りたいと思います。

それで、まず株主平等の問題ですが、株主の平等というのはこの株式会社制度の基本原則の一つ、自己株式の取得が一部の株主にだけ払戻しを行うという点で本質的に株主平等に反するものだと思っております。今回の改正は、総会権限であった自己株式取得の権限を取締役会にも与えよう

するものですが、これまで取締役会決議による株式取得制度が商法に設けられていたのは、親会社の子会社保有の自己株式を取得する場合だったと思いますが、これが株主平等に反しないとされているという点でどうでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように、現行法におきまして親会社による子会社保有の自己株式の、取締役会決議によって取得できることとされておりますが、これは子会社による親会社株式の取得は原則として禁止をされておまして、例外的に株式交換、株式移転、会社分割、合併又は他の会社の営業全部の譲受けなど、例外的に認められているにすぎないわけでありまして。

そういう例外的に子会社が親会社の株式を取得した場合に、この親会社の株式を処分することとはなかなか困難な場合が多いと、こういうことから、そういう例外的な事由によって子会社が取得した自己株式についてはその迅速な処理を図ることが必要であると、こういう観点に立ちまして親会社が取締役会決議によって取得できるとされたものでありまして、このような限定的な場合でございまして、株主平等原則との関係においても大きな問題は生じないとされたものでござい

ます。

○井上哲士君 そういう限定的なものだから株主平等の原則には抵触しないということでありまして、今回の定款授權の取締役会決議による自己株式の取得は、株主全員に自己株式取得の決定に参加をする、そういう権利が平等に保障をされております。そういう点では手続面での保障が株主平等の最低限のものだと思いたすけれども、この最低限のラインがこれによって崩されるんではないか、この点、発議者はいかがでしょうか。

○衆議院議員(石井啓一君) 今回の改正で定款の授權に基づいて取締役会の決議により自己株式を取得するその手法でございまして、市場取引又は公開買付けの方法によるものでございまして、いわゆる特定の株主から相対で取引をするというところはできないことだと、こういうふう

されており、このような取得方法による限り、株主平等の原則には反することにはならないというふうな考えであります。

○井上哲士君 取締役会によつての、これができるとするということになりますと、インサイダー取引の可能性が高くなるんじゃないかということが衆議院でも繰返し指摘をされました。

取締役会の周辺にいる者が会社の重要な情報を知り得る立場にあつて、事前にそれを知つて株式を買つて後で高く売って利益を上がる、典型的なインサイダー取引であります。今度の改正で取締役会決議のみで自社株が大量に買えるという仕組みを作ることによつて、このインサイダー取引のおそれを広げることになるのではないかと、衆議院でもこのような指摘をしておりました。

そうしますと、今日の審議を待つていたかのやうに今朝の新聞で一斉にこの問題が報道をされております。

パソコンメーカーのソーテックの元課長が、インサイダー取引の疑いで横浜地検に告発をされたということでありますが、この人は取締役会の資料作成などを担当する立場、そして、同社が自社株の買い付けを実施するなどの情報を把握をして、二〇〇二年四月から五月に掛けた株計五十株を約四百九十四万で購入をし、最終的には二百七十七万円の利益を得たと、こういう事件が今朝報道をされました。正に取締役会の周辺にいる者がインサイダー取引をするという典型的な例が出たわけでありますが、今回のこの改正によつてこういう事件がやはり広がるおそれがあるのではないかと、この指摘については発議者はどうでしょうか。

○衆議院議員(石井啓一君) 平成十三年の金庫株の導入のときに、いわゆる今の委員の御指摘のございましたインサイダー取引を防止する仕組みといひまして、自己株の取得及び処分を重要事実を含めると、その重要事実を公表した後でなければ自己株の取得、処分はできないと、こういう制度的な担保をさせていただいておりまして、今回の

改正案も同様の手続にのつてゐるものでござい

ますが、いまして、この制度的に、この今回の改正案ができたからといつて一概にインサイダー取引が増えるということはないかと思ひますけれども、一方でこういった不正取引を監視するための人員等も含めた体制の整備というのは、これは重要だと思ひますので、それは引き続き努力をしていかなければいけないというふうな考えをしております。

○井上哲士君 取締役会決議のみで買えるようにするということによつて、先ほど挙げたような取締役会の周辺にいる者がインサイダー取引をやりやすくなるとかいうこの可能性が広がること、そのこと自身は認められますか。

○衆議院議員(石井啓一君) いや、それは先ほど答弁させていただいたやうに、一概にはそのようには言えないというふうな思ひております。

○衆議院議員(塩崎恭久君) これまでの総会決議による自社株買いにおいても、それは枠を決めるわけですから、実際にやるときは取締役会でやっぱり決めるわけですね。そのケースでもやっぱり今おっしゃつたやうな周辺にいる人が知り得るということによつてインサイダー取引が起り得るわけですから、そういう意味では、この仕組み、今度の新しい仕組みでその可能性が高まるというよりは、むしろ今御指摘のやうなケースをどう取り締まる体制を作つていくのかという方が大事で、先ほど鈴木先生が御指摘になつたやうな体制作りの方が大事であつて、これによつてその可能性が高まるということではないんだらうと思ひます。

○井上哲士君 前回改正のときにもそういう取締りの監視の体制が日本はアメリカに比べて非常に弱いということが繰返し指摘をされたわけでありまして、今回、こういう新しい改正に伴つて私は本来一層強化をするというものが出されるべきだつたと思ひますけれども、それが無いということになりまして、今日こういう事件が報道されて

いるわけでありまして、一層こういうものが広がる可能性が増えたということは指摘をしておきたいと思ひます。

次に、最低資本金の規制の問題でちよつとお聞きをいたします。

商法が株式会社において資本制度を取つてゐるのはなぜなのか、そもそのことをお聞きをいたします。

○政府参考人(房村精一君) これは、株式会社に置きましては、株主は出資の額を限度として会社の債務に対して責任を負う有限責任制が取られておりまして、会社債権者のための責任財産は株式会社が保有する財産に限られてゐるということでございます。

そこで、株式会社の財産が適切に確保されるやうにする必要があることから、株主からの出資を原則として資本に組み入れて会社財産として保有させるというために資本制度が導入されてゐるという理解でございます。

○井上哲士君 要するに、債権者保護のためにこの制度があるわけですね。

この法定準備金を財源とする金庫株取得が解禁をされたということによりまして資本の払戻しを認めることになつたと。これはやはり債権者保護というものが大きく後退をさせられたのではないかとと思ひますが、発議者いかがでしょうか。

○衆議院議員(石井啓一君) これは今回の改正というよりも前回の平成十三年のときの金庫株の改正そのもののお話かと存じますけれども、法定準備金を自己株取得の財源にするに当たりまして、減資と同様の、例えば無効の訴えの手続等の債権者保護の手続は義務付けておりますので、資本維持の原則が目的としております債権者の保護は守られてゐるというふうな考えをしております。

○井上哲士君 七月十五日の朝日新聞に、昨年度この自社株買いを実施しなかつた三菱商事のコメントが出ておりました。「自社株買いは株主の利益になるが、資本が減るため債権者にとってはマ

イナス。格付けにも影響する」と冷めた見方だ。と、こう書かれておりました、これは私は見識だなということを思つて読みました。

この問題の関連で質問しておきたいのは、法務省が二〇〇五年の商法大改正に向けて現在作業中ですけれども、報道によりますと、最低資本金に関する規制を完全に撤廃をする方針を固めて、すべての企業は無条件で資本金が一円でも起業できるようにすることを旨とす、こういうふうな言ひをしておられますけれども、実際のやうな検討が行われてゐるのでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 現在、法制審議会におきまして会社法の現代化のための検討を進めてゐるところでございますが、その中で最低資本金制度の在り方についても検討をしてゐるのは事実でございます。

また、意見の中には、最低資本金制度についてこれを撤廃すべきであるという意見もございまして、現段階においては、まだ最低資本金の撤廃や引下げの是非等について検討してゐるところでありまして、その結論が得られてゐる段階ではございません。

○井上哲士君 その議論の中で三つぐらゐりの案が提示をされてゐるかと思ひますけれども、それはどういふ案が提示されてゐるのでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 一つは、もちろん撤廃という案も議論の対象でございますが、最低資本金の額を引き下げる、例えば現在株式会社が一千萬、有限会社が三百萬でございまして、これを三百萬程度に下げる、あるいは更に下げるというやうな、最低資本金制度は存続するけれどもその額を引き下げると、こういう案も検討されてゐるところでございます。

○井上哲士君 要するに、大幅引下げないしは撤廃と、こういう議論になつてゐるわけですね。

現在、中小企業挑戦支援法で商法の特例として最低資本金規制の適用を五年間猶予してゐるという例がありますけれども、この最低資本金規制を撤廃、緩和しようというその意見の根拠は一体何

なんでしょう。

○政府参考人(房村精一君) 一つは、今、特例が認められていることからもうかがわれますように、新しく会社を起こす、この妨げに最低資本金がなっているのではない、ノウハウとかそういったものがあるけれどもお金が今手元にないと、こういうときに、この最低資本金の制約が大きくて新しい企業を起こせない、そういうことによつて企業の新規参入が妨げられていると、こういう御指摘がございいます。

それから、企業が取引をする場合に、取引相手として取引をすることが決まるときに一番着目するのは、その企業の財務内容なりその企業の実態であつて資本金の額ではないと、こういう意見もございいます。

それから、例えば最低資本金を定めておりますEU諸国の中でも、フランスにおいてはその撤廃が検討されているところとございいますし、またアメリカにおいては最低資本金は一般に定められておりません。そういった国際的な動向も踏まえた御意見があるものと承知しております。

○井上哲士君 起業の妨げということもありましたけれども、中小企業とか起業家の利用を想定した制度としては合名会社とか合資会社の制度があるわけですね。アメリカではこういうものに対応するパートナーシップとかリミテッドパートナーシップと言われるものがベンチャー企業の形態として活用されていると聞いておりますけれども、最低資本金規制を撤廃しなくて、むしろこういう制度を利用することにはなぜならんのでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 合名会社、合資会社の制度もそれなりの役割はあるわけとございいます。その特質として、社員の全部又は一部が会社債務に対して無限責任を負うものとされており、現在要望されております最低資本金の見直しの意見は、株式会社あるいは有限会社の持つております有限責任性を確保した上でその事業を行うことを容認すべきであると、こういう御意見でござい

ますので、合名会社、合資会社の活用ということでは対応が困難であろうと、こう思っております。

○井上哲士君 今、有限責任性の活用ということが言われましたけれども、やはり日本で株式会社という名前に関する無形の信頼があるというの、結局、有限責任であるために設立に一定の資金が必要だと、これに由来していると思うんですね。ですから、最低資本金制度の引下げ、撤廃ということになりますと、そういう債権者保護のために設けられたこの資本制度というのが事実上機能しなくなるのではないかと感じますけれども、その点はいかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように、一般に有限会社よりも株式会社の方が社会的な評価が高いということは言えようかと思ひます。その理由の一つとしては、最低資本金の大小ということも考えられるわけとございいます。しかし平成二年の改正前においては、株式会社において最低資本金制度は設けられておりませんでした。しかし、その段階におきまして、やはり株式会社と有限会社との評価というのは現在とそう大きくは変わらなかつたのではないかと。そう考えますと、必ずしも最低資本金制度が両者の社会的評価を分ける決定的な要素になつていないと言えないのではないかと。

有限会社が主として閉鎖的な会社を想定した制度で、公開会社も含む株式会社と比較すると、例えば取締役会や監査役を設置義務、貸借対照表の公告義務の有無、こういった点に差異がある、そういうことも評価の違いの要因になつていゝのではないかと、こう考えております。

○井上哲士君 この最低資本金規制の撤廃というのが報道されて以来、いろんな議論が行われております。七月五日の日程に出ていたコラムが大変私は見識だと思つて読んだんですが、こう言つていますよね。「株主が有限責任という特権を享受する株式会社とは、破たん時には大資産家の株主も投資額以上は責任を負わず、取引先や債権者は一家路頭に迷つても仕方ないという、いわば「非倫理性」を内包した制度である。株式会社法の歴史はこの問題との格闘の歴史である。そもそも起業時や順調経営時ばかりを強調してはいけない制度なのだ。」と言つた上で、「最低資本金制度は株式会

社制度利用者に制度の意味を教える貴重な教育効果もある。一定の「所場代」なしにはじめてはならないシステムだ。最低資本金制度の撤廃が、株主有限責任、債権者保護、資本金規制といった株式会社制度の基本原則を軽視するところに結びついていくとしたら、その弊害は想像を超える。」こういう指摘でありました。

こうした、本来の基本原則を軽視するというところに結び付いたら弊害は想像を超えると、この指摘についてはいかがお考えでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 先ほど申し上げましたが、現在、法制審議会において最低資本金制度については検討を加えているところとございいます。そこにおきましては、廃止ももちろん意見としては出されておりますし、その廃止に伴う弊害を懸念する声もあるかと思ひます。

いずれにいたしましても、法制審議会において十分この最低資本金制度の在り方につきましましては御議論をいただいて、それを踏まえて法務省としての考え方を決めていきたい、こう考えております。

○委員長(魚住裕一郎君) 時間ですが。

○井上哲士君 経営者のモラルハザードなどが様々言われている中、それを助長するようなことにならないということを強く求めまして、質問を終わります。

○福島瑞穂君 社民党の福島瑞穂です。

まず、規制緩和の妥当性ということで衆議院の法務委員会での質疑にもありましたように、商法二百六十条ノ四の規定では、株主に対する取締役会決議に関する情報開示は十分ではありません。確かに、自己株式取得の必要性などについては事後的に株主総会で報告されますけれども、会社が

自己株式取得する時点では、株主は会社が自己株式取得することはほとんど知り得る状況にはありません。要するに、取締役会決議でやるわけですから、知る由もないというか、知ることがなかなか困難です。

そこで、会社が自己株式取得する時点での株主の保護についてはどのような対策がなされているでしょうか。

○衆議院議員(石井啓一君) まず、今回の改正で取締役会決議による自己株式取得を可能にするのは、そもそも定款の授権が必要でございいますから、定款を変更するために株主総会での特別決議が必要になる、そこです。株主の判断をいただくわけとございいます。

なお、前回、金庫株導入いたしましたときにインサイダー取引防止のための規制を設けましたので、自己株式の取得及び処分を重要事実として公表した後でなければ取得、処分ができないということにいたしましたので、この規制は今回の改正にも及ぶということとございいます。

さらに、自己株式の取得につきましましては、取締役会決議による自己株式取得については市場の取引あるいは公開買付けの方法によつておりますので、何か特定の株主が有利になるような、そういう方法で取得することではない、こういう方式を取らせていただいております。

○福島瑞穂君 確かに、授権についてはあらかじめ情報はあるわけですが、取締役会で決議をする時点においては、具体的なことは一般的には株主は知る由もないというか、知ることができない、取締役会は密室の限られた人間での決議ですから。ですから、自己株式を取得する機会は株主平等だけれども、株主に与えられる情報は実態としては平等ではない。今回の改正は取締役会決議に関するディスクロージャーが十分ではなくて、したがって株主保護が十分ではないのではないかと。要するに、取締役会決議で決めてしまふので、その後株主総会でやつたとしても、取締役会決議でやることについての情報は出てこない、この

ディスクロージャーが不十分である点についてはいかがでしょうか。

○衆議院議員(石井啓一君) 先ほど塩崎議員の方からも答弁をさせていただいたんですが、現行法の定時総会決議に基づく自己株取得の場合も、定時総会で決めるのは取得の枠だけなんです。実際に、具体的に取得をするときはやっぱり取締役が適宜行うということになりますから、そういった意味では、今回の改正案も前回の平成十三年の定時総会と同じく同様のそういう意味では扱いになっておりまして、差はないということなわけですけれども、先ほど申し上げましたように、そもそも重要事実を公表した後になければ自己株の取得及び処分はできないのでございますから、株主は等しく自己株取得が行われるということを知り得る立場にあるわけでございます。そういった面について、私どもは従来と同様の株主保護が図られているというふうに考えておるところでございます。

○福島瑞穂君 やはり今回の改正でそれは変わるわけですね。
つまり、これまで、株主総会という比較的、幾つか株式を持つていれば株主総会に出席できますし、株主であればきつと通知がやっています。ですので、株主総会という比較的開かれた場所でしたら決定することができなかった金庫株取得の決定、もちろん枠で、細かい点はまた後だとしても、みんなが一応出席できる、株主には通知が来る株主総会での決定でやっていたのが、今後は、本改正によって取締役会、これは明らかに密室です、御存じのとおり取締役会に限られた執行部、これは会社の執行機関ですから、取締役会という密室的決定にゆだねることになると、これはやはり質的に違ってくるというふうに思います。いかがでしょうか。

○衆議院議員(石井啓一君) 今回の定款に基づく取締役会決議による自己株取得についても、そもそも起点は定款変更のための株主総会というのがあるわけですから、そこでまず株主が特

別決議によって定款を変更するというその時点でまず株主の関与があるわけでございますね。

それと、今回の取締役会決議に基づく自己株取得をした場合は次の定時総会でそのことについて報告を行う、そこでも株主がやはりチェックをできるということでもありますから、一番最初に定款を変更するときに株主のチェックが入る、それでおかつ、今度は事後的にも次期の定時総会における株主のチェックが入る、こういうことで株主の保護ということについても配慮されているというふうに考えております。

○福島瑞穂君 国会の事前承認、事後承認ではありませんが、株主総会というのは事後的なわけですね。つまり、取締役会で決定するときと株主総会で事後的に承認する、その間にタイムラグがあるわけですし、やっぱり国会も事後承認ではなく事前承認となぜみんながこだわるかというのはその部分にあるわけで、取締役会、密室で金庫株、自己株取得を決めて、後から株主総会で報告を受けても、それは違うだろうというふうに思います。いかがでしょうか。

○衆議院議員(石井啓一君) ですから、それは当初の定款を変更するとき、まず、先ほども申し上げましたように株主の判断があるわけですから、そこで否決をされれば取締役会にはゆだねられないということになりますので、そもそもその時点で株主の判断をいただくということがございます。

それから、現行法の金庫株の定時総会に基づく自己株取得につきましても、先ほど申し上げましたように定時総会で決められますのは総枠だけでありまして、いつの時点でどのように買いかというのはいくらもそれは取締役会において決定をいたしますので、そういう意味において、今回の改正法における取締役会の決定という点では大きな差はないというふうに考えております。

○福島瑞穂君 しかし、事前の株主総会の関与は、非常に、その枠というだけですね。これはやっぱり違うんじゃないでしょうか。

○衆議院議員(石井啓一君) それは、今の定時総会に基づく自己株取得につきましても枠でございますので、枠という意味では一緒でございます。

○福島瑞穂君 しかし、私が問題にしているのは、取締役会という密室でとにかく決めてしまうということですが、それについて、例えば先ほど井上委員からもありました、自己株情報で事前購入、インサイダーの疑い、元社員を告発と出ておりますが、取締役会で決めるということで、こういうことは、やはりインサイダー取引は増えるのではないかと。それはいかがでしょうか。

○衆議院議員(石井啓一君) 先ほどもその点についてはやり取りをさせていただいたわけですが、インサイダー防止をするための措置を取らせていただいております。それは今回の改正案についても適用されるわけでございますから、今回の改正をされたということをもつてインサイダー取引が増えるということは、一概に私どもは言えないというふうに思っております。

○福島瑞穂君 取締役会決議に関するディスクロージャーが十分ではない、株主保護に関して十分ではないという点についてはいかがでしょうか。

○衆議院議員(石井啓一君) これは、実は衆議院の法務委員会でも議論をされた点でございますけれども、現在、株主に対する取締役会決議の議事の公開については裁判所の許可を得るということになっていくわけでございますけれども、これは昭和五十六年の商法改正で導入された経緯がございます。当時、どういう趣旨で導入されたかといましますと、まず取締役会の議事には様々な企業秘密にかかわることがあるということがございまして、公開によってその会社が不測の損害を被るような、そういうケースもございまして。そういった中で、例えば、総会屋などが企業秘密にわたる記載がしてあるその取締役会の議事録の閲覧を求めて嫌がらせをする、あるいはその閲覧の申出を撤回させるために金品を要求するというような事

例も当時あったと、昭和五十六年の改正のときです。そういったことを踏まえて、株主が取締役会決議の議事録を見る権利と、そして会社の企業秘密を守る権利と、このバランスということで昭和五十六年の商法改正が図られたというふうに承知をしております。

委員が御指摘のとおり、自己株取得に関して取締役会決議のディスクロージャーを充実すべきだという御意見、これは非常に重要な意見だといふふうに思いますけれども、今申し上げました企業秘密の保持ということとのバランスをどういうふうに考えていくか、その点を踏まえてやはりこれは慎重に検討すべき課題じゃないかというふうに思っております。

○福島瑞穂君 おっしゃるとおり、取締役会は執行機関ですから、ディスクロージャーに若干限定が必要な場合もあるかもしれません。ですから、逆に私は、取締役会が自己株取得を決定するのはディスクロージャーの公平との関係から問題が生ずるのではないかと。今おっしゃったとおり、取締役会はかなりやはり企業の内部秘密も、取締役は知って議論するわけですから、不適切ではないかという冒頭の質問についてはいかがでしょうか。

○衆議院議員(太田誠一君) 福島委員におかれてはよく分かっておられる上での御質問だと思いますが、取締役会は執行機関ではなく意思決定機関でございますので、まあ言ってみれば株主総会の更にその代議員会みたいなものだといふふうに位置付けております。執行については、これは執行役員制度、今導入されておりますけれども、言ってみれば代表取締役とその部下たる人たちが日常的なことをやっておるといふことだろうと思っております。

○福島瑞穂君 済みません、取締役会が意思決定機関ですが、ちよつと私の質問とずれていると思うのは、その意思決定機関で、極めて機密性が強く、会社の重要な情報が議論される場所だからこそ、自己株取得の決定をここで、今回の改正でやることについて、ディスクロージャーとの関係か

ら不適切な面があるのではないかと。

要するに、株主総会であればみんなが情報を知り得るのに、取締役会では知り得ない。議事録もなかなか出てこないわけですね、裁判所の許可がなければ。その点で、自己株取得の透明性の問題と取締役会で決定することの間に矛盾はないかという質問についてはいかがでしょうか。

○衆議院議員(石井啓一君) 現行法、平成十三年の金庫株の導入時、定時総会で決めるということですが、定時総会で決めるのはあくまでも自己株の取得の枠でございまして、実際に自己株を取得する際にはやはり取締役会決議を行うんです、現行法でも。

したがって、この改正によって、同様にこれは定款授權で取締役会決議ということですが、これも、取締役会決議をやった後に買うということについては現行法と変わらないわけでありまして、今回の改正でもってそういったインサイダー取引が増えるというような御懸念はないというふうに思っております。

○福島瑞穂君 では逆に、先ほどからインサイダー取引については様々な制度が必要ではないかという旨の答弁もありましたけれども、実際インサイダー取引の事件が起きているわけで、その点については、提案者としては、例えばこれで不十分ではないかと実は私は思っているんですが、その点について、改めていかがでしょうか。

○衆議院議員(塩崎恭久君) 株式、自己株式を取得することのやり方をどういうメニューを増やすかと、こういう観点から今回こういうことで御提案を申し上げているわけでありまして、それとまた、証券市場の取締りがきちっとできているかどうかという、また別問題としてあるわけですね。したがって、御指摘の点は、今日もう鈴木先生を始め皆さんから御指摘があったとおりで、インサイダー取引は比較的日本はやりやすい国だということを経営者自身が言っているような人もいるぐらいでありまして、これを取り締まっていく体制をどう作るかというのが極めて大事であるこ

とはもうおっしゃるとおりであります。

だからといって、しかしじゃこれをやらぬのかという、それはまた別問題であって、同時にやっぱりこれはやっていかなきゃいけないこと、私自身はアメリカのSECのような強力なやつぱり取締りをするところ、ルールを作るところ、一つで全部の証券市場を見ていくところがやつぱり必要で、その人数も多分要るでしょう。それはやつぱり銀行監督なんかと違って、銀行だけ見てりやいいというものじゃなくて、一つ一つの取引を見ていかなきゃいけないというのが証券市場での取締りの言ってみれば原点でありますから、そうなる人数も要ります。

ということで、これから事後チェック型ということでやっていくとするならば、やつぱりSEC型の監視体制、ルールメイキングと監視体制というものはやつぱり要るわけでありまして、しかし、だからじゃ企業のコーポレートガバナンスの在り方、あるいは会社経営の機動性の強化ということはどうするかというのとはまた別問題で、それができるまで待ちましようというのとはやつぱりちよつと順番が違ふんじゃないかなという感じがいたします。

○福島瑞穂君 インサイダー取引の方をきちつとやった上で自己株式の方に手を付けるべきではないかと個人的には思っているんですが、金融庁にお尋ねいたします。

証券取引法百六十六条の重要事実の公表は、具体的にどのような事実をどのような方法で公表することになっていくのでしょうか。

○政府参考人(藤原隆君) お答え申し上げます。証取法の百六十六条に規定いたします重要事実と申しますのは、例えば自己株式取得の決定等の会社の業務執行を決定する機関が決定した事実、あるいは災害に起因する損害など会社に発生した事実、あるいは決算情報などがございまして、また、その公表でございまして、公表とは、百六十六条では、当該重要事実が有価証券報告書等によりまして公衆の縦覧に供されたこと、又は当

該重要事実につきまして、会社により多数の者が知り得る状態に置く措置として政令で定める措置が取られたこと、その政令で定める措置と申しますのは、具体的に申しますと、二以上の報道機関に公開して、かつ公開後十二時間が経過するとうようなことが定められております。

○福島瑞穂君 今回の改正で、今日も出ておりますが、取締役が取締役会を利用して株価を操縦しやすくするのはないかという点についてはほかの委員からも質問が出ております。

それで、公正な証券市場の育成の必要性ということで、市場では、例えば会社が自己株式取得することは株価が過小に評価されている旨のシグナルを株式市場に送ることとなるため、また株主もそのように受け止めるため、自己株式取得枠を設定することで株価が急上昇するという現象が指摘をされております。これは、いわゆるシグナリング効果と言われているのですが、ストックオプションが、ストックオプションにより利益を得るため、取締役がストックオプションにより利益を得るため、あえてこのシグナリング効果をねらって取締役会決議により自己株式取得枠を設定した、あるいは取得を議決した場合、情報を流した場合など起こり得ると思うのですが、証券取引法上どのようなこととなるでしょうか。

金融庁お願いたします。

○政府参考人(藤原隆君) お答え申し上げます。証券取引法は、証券市場の公正性と透明性を確保しまして証券市場に対する投資家の信頼を確保する観点から、証取法の百五十八条におきまして、自己又は他人の証券取引を有利に行うため又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、又は偽計を用いることを禁止しております。

かわらず、自己株式取得に係る取締役決議をして対外的に発表した場合は、偽計の行使に該当するおそれがあると考えております。

○福島瑞穂君 今回の改正目的の一つに、敵対的買収に対応するためというのにはあるのでしょうか。

○衆議院議員(塩崎恭久君) それも一つの対象でございまして。

○福島瑞穂君 今回の改正目的の一つに、敵対的買収に対応するためということが、今の答弁でもあるわけですが、敵対的買収に対応するため、さっきの、株価を上昇させることは相場操縦になつてしまふのではないかとこの危険があるわけですが、金融庁、この点についてはどのように理解したらよろしいのでしょうか。

○政府参考人(藤原隆君) 証券取引法は、百五十九条というところにおきまして相場操縦を禁止する規定を設けておまして、公正な有価証券市場を確立するために、本来、正常な需給関係によって形成されるべき相場を意図的に変動させる行為を、作為を禁止しているところでございまして。

したがって、一般論として申し上げますと、恣意的に株価を上昇させるような行為は相場操縦禁止規定との関係で問題となり得るかと考えております。ただし、敵対的買収に対抗するために行う自己株式の取得それ自体が直ちに相場操縦禁止規定に違反するものではないと考えております。

なお、証取法におきましては、特に自己株式の取得や処分の際に相場操縦が行われることを防止するために、先ほどから石井委員が御答弁されておりますように、自己株式の取得又は処分の際に一定の要件を遵守すべき規定、証取法の百六十二条の二でございまして、規定しているところでございまして。

○福島瑞穂君 支配権を維持するために自己株式を取得することが違法となる場合として、具体的にどのような場合が想定できるでしょうか。具体的法務省、お願いします。これは質問通告してい

と思うんですが。

○政府参考人(房村精一君) ちよつと質問の趣旨がよく理解できなかったんですが。申し訳ございませんが、もう一度おっしゃっていただけますか。

○福島瑞穂君 済みません、質問通告していると思うんですが。

支配権を維持するために自己株式を取得することが違法となる場合として、具体的にどのような場合が想定できるでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 一般的に申し上げれば、自己株式の取得は、ただまあ今回の法律もそうですが、従前、株主総会への授權枠の中で行うというような嚴重な手続的制約が行われておりますので、それを満たして行われた適法な自己株式の取得について違法な場合が生ずるというのはにわかには想定し難いところであります。

○福島瑞穂君 取締役が、自己株式取得を改正商法二百二十一条ノ第三項の財源規制に違反したり、仮に定款で数量規制を定めた場合にその数量以上に取得して、法令又は定款に違反して自己株式取得をした場合などは、その取引自体はどうなるのか、取締役責任は発生するのでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のような財源規制は当然掛かっておりますので、通常はその枠内で行われることだろうと思いますが、仮にそれを、例えば財源規制を違反した場合には取締役等にてん補責任が生ずるというような法律上の規定がございますので、それによって当然そういう責任を負うということになるかと思ひます。

取得いたしました個々の株式の取得行為自体が無効になるということは多分ないだろうと思ひますが。

○福島瑞穂君 先ほど提案者の方から、これが買収に対抗するためにもあり得ると、自己株式取得がということがありましたけれども、敵対的買収が熾烈になる、株価がかなり高騰しているという状況下で、株主利益を守るという目的において取締役会が自己株式取得のため市場取引なり公開貸付

けなりを行った場合、取締役には何か責任が生ずるのでしょうか。

これは金融庁でも結構です。——分からない。はい。

○委員長(魚住裕一郎君) どなたが答弁されますか。

○政府参考人(房村精一君) 一般的なお答えになりますが、手続的に商法等に規定されております手続を守つて会社のガバナンスのために取締役会が決議をして取得をするということであれば、原則的には違法の問題は生じないのではないかとと思ひますが。

○福島瑞穂君 金融庁にお尋ねをいたします。

私自身は、取締役会を利用して株価を操縦しやすくなつてしまふのではないか、あるいはインサイダー取引が一体どうなるのかと思ひますが、それと併せて証券取引法も開示規制に関する規定以外についてもいろいろ見直す必要があるのではないか、今回のような改正の場合ですね。それについてはいかがでしょうか。

○政府参考人(藤原隆君) 平成十三年のいわゆる金庫株の解禁のときに、自己株式の取得やその処分の際に相場操縦が行われることを防止するために、自己株式の取得又は処分の際に一定の要件を遵守すべき規定を新設するなど、そういうことなど、自己株式の取得に係る不正取引の防止措置につきましては、証取法上、その時点で整備されたものと私も考えております。

なお、仮に相場操縦禁止規定等に違反するような行為がありました場合は、証券取引等監視委員会により厳正に対処されるものと考えております。

○福島瑞穂君 いや、実は私は株式とかにはとても弱いんですが、さっきの対抗的買収に対抗するとか、いろんなことで自己株式取得を取締役会で決めるということが起きる、そういうことと、株式の公正さ、株式市場の公正さということとの対立というか、起き得るというふうに思ふのです。金融庁としては、今回の改正によって株式市

場の公正さが害されるおそれがあるのではないかと、この点についてはどうお考えでしょうか。

○政府参考人(藤原隆君) 先ほど塩崎委員の方からもお答えがあったように、言わば株式市場の整備、会社法の整備を含めての整備と、それからそれがきちつと正しく行われているか、それを監視する体制の整備、これは二つ分けて考える必要があると思つております。

したがうして、私も、現在もその監視体制の整備につきましては、関係者の大変な御理解を得て、年々充実させてきておるところであります。が、これからのそちらの方につきましては努力していきたいと思つております。

したがつて、先ほど塩崎先生の方からお話ありましたように、二つは分けて考えるべきだと私も思つております。

○福島瑞穂君 時間ですので、終わります。

○委員長(魚住裕一郎君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十分散会

(参照)

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案に対する修正案

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第七条のうち第五条の次に七条を加える改正規定中第五条の二を次のように改める。

(司法修習生となる資格を得た後に法務大臣の認定を受けた者についての弁護士資格の特例)

第五条の二 法務大臣が、司法修習生となる資格を得た後に自らの法律に関する専門的知識に基づいて次に掲げる事務のいづれかを処理する職務に従事した期間が通算して七年以上になると認め、かつ、その後、弁護士業務に

ついて法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了したと認定した者は、第四条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

一 企業その他の事業者、国及び地方公共団体を除く。の役員、代理人又は使用人その他の従業者として行つた当該事業者の事業に係る事務であつて、次に掲げるものの(第七十二条の規定に違反しないで行われるものに限る。)

イ 契約書案その他の事業活動において当該事業者の権利義務についての法的な検討の結果に基づいて作成することを要する書面の作成

ロ 裁判手続等裁判手続及び法務省令で定めるこれに類する手続をいう。以下同じ。のたの事実関係の確認又は証拠の収集

ハ 裁判手続等において提出する訴状、申立書、答弁書、準備書面その他の当該事業者の主張を記載した書面の案の作成

ニ 裁判手続等の期日における主張若しくは意見の陳述又は尋問

ホ 民事上の紛争の解決のための和解の交渉又はそのために必要な事実関係の確認若しくは証拠の収集

二 公務員として行つた国又は地方公共団体の事務であつて、次に掲げるもの

イ 法令(条例を含む。)の立案、条約その他の国際約束の締結に関する事務又は条例の制定若しくは改廃に関する議案の審査若しくは審議

ロ 前号ロからホまでに掲げる事務

ハ 法務省令で定める審判その他の裁判に類する手続における審理又は審決、決定その他の判断に係る事務であつて法務省令で定める者が行ふもの

2 前項の規定の適用については、司法修習生となる資格を得た後に前条に規定する職に在

つた期間及び第六條第一項第二号に規定する職に在つた期間は、前項の職務に従事した期間とみなす。

第七條のうち第五條の次に七條を加える改正規定のうち第五條の第三項中「取得し、又は検査庁法第十八條第三項の考試を経た」を「取得した」に、「前條第一項第一号若しくは第三号の職に在つた期間又は同項第二号を「同項」に、「同号の」を「その」に改め、同條第二項中「取得し、又は検査庁法第十八條第三項の考試を経た」を「取得した」に、「前條第一項第一号若しくは第三号の職に在つた期間又は同項第二号を「前條第一項」に、「同号の」を「その」に改める。

第七條のうち第五條の次に七條を加える改正規定のうち第五條の第四項中「第五條の第二項各号のいずれかに該当する」を「司法修習生となる資格を得た後に第五條の第二項の職務に従事した期間が通算して七年以上になる」に改める。

第七條のうち第七十五條の改正規定中「第五條の第二項第一号又は第三号に規定する職に在つた期間、同項第二号を「第五條の第二項」に、「同号の」を「その」に改める。

七月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆）

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案

（商法の一部改正）

第一条 商法明治三十二年法律第四十八号の第一部を次のように改正する。

第二百四條ノ三ノ二第五項中「第二百九十三條ノ五第三項各号」を「第二百九十三條ノ五第三項第一号乃至第四号」に、「控除シタル額」を「控

除シタル残額ニ同條第三項第五号乃至第七号ノ金額ヲ加算シタル額」に改める。

第二百一十一條ノ三第一項中「会社ハ」の下に「左ニ掲グル場合ニハ」を加え、「其ノ子会社ノ有スル」を削り、同項に次の各号を加える。

一 其ノ子会社ノ有スル自己ノ株式ヲ買受クルトキ

二 取締役會ノ決議ヲ以テ自己ノ株式ヲ買受クル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テ第二百十條第九項本文ニ規定スル方法ニ依リ自己ノ株式ヲ買受クルトキ

第二百一十一條ノ三第三項中「第二百九十三條ノ五第三項各号」を「第二百九十三條ノ五第三項第一号乃至第四号」に、「控除シタル額」を「控除シタル残額ニ同條第三項第五号乃至第七号ノ金額ヲ加算シタル額」に改め、同條に次の一項を加える。

第一項ノ決議ニ依リ自己ノ株式ヲ買受ケタル場合（同項第一号ニ掲グル場合ヲ除ク）ニ於テハ其ノ決議前ニ終結シタル最後ニ招集セラレタル定時總會ノ終結後ニ買受ケタル自己ノ株式ノ買受ヲ必要トシタル理由並ニ其ノ株式ノ種類、數及取得価額ノ總額ヲ同項ノ決議ニ依リ買受後最初ニ招集セラレタル定時總會ニ於テ報告スルコトヲ要ス

第二百九十三條ノ五第三項中「左」を「第一号乃至第四号」に、「控除シタル額」を「控除シタル残額ニ第五号乃至第七号ノ金額ヲ加算シタル額」に改め、同項第三号中「第二百十條第一項」の下に「又ハ第二百一十一條ノ三第一項」を加え、同項第四号中「其ノ他」を「前三号ニ掲グルモノノ外」に改め、同項に次の三号を加える。

五 最終ノ決算期後減少シタル資本準備金又ハ利益準備金ノ額ヨリ其ノ資本準備金又ハ利益準備金ノ減少ニ係ル第二百八十九條第二項各号ニ定ムル額ヲ控除シタル額

六 最終ノ決算期後減少シタル資本ノ額ヨリ其ノ資本ノ減少ニ係ル第三百七十五條第一項各号ニ定ムル額ヲ控除シタル額

七 前二號ニ掲グルモノノ外法務省令ニ定ムル額

（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正）

第二条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一條の七第三項中第二十二號を第二十三號とし、第九號から第二十一號までを一号ずつ繰り下げ、第八號の次に次の一号を加える。

九 商法第二百一十一條ノ三第一項第二号に掲げる場合における自己の株式の買受けに於いての同條第二項に規定する事項の決定

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、保險業法の一部を改正する法律平成十五年法律第三十九號の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、附則第五條中保險業法（平成七年法律第五十五號）第五十二條の第三項及び第三項並びに第六十五條の改正規定は、保險業法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（証券取引法の一部改正）

第三条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五號）の一部を次のように改正する。

第二十四條の六第一項中「による定時總會の決議の下に」又は第二百一十一條ノ三第一項の規定による取締役會の決議（同項第一号に掲げる場合を除く。）を、「決議があつた定時總會の下に」又は取締役會（以下この項において「定時總會等」という。）を加え、「当該定時總會」を「当該定時總會等」に改める。

第二十七條の二十二の二第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 商法第二百一十一條ノ三第一項の規定による買付け（同項第一号に掲げる場合を除く。）

（鐵道事業法の一部改正）

第四条 鐵道事業法（昭和六十一年法律第九十二號）の一部を次のように改正する。

第二十條第三項中「これらの規定中」左ノ金額」とあるのは、「を」同法第二百九十三條第一項中「左ノ金額」とあるのは「合計額」の下に」と、同法第二百九十三條ノ五第三項中「第一号乃至第四号ノ金額」とあるのは「第一号乃至第四号ノ金額及鐵道事業法第二十條第二項ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額ノ合計額」を加える。

（保險業法の一部改正）

第五条 保險業法の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「子会社の有する」を取締役會の決議による」に改め、同條第三項中及び第二百九十三條ノ五第三項第四号を「並びに第二百九十三條ノ五第三項第四号及び第七号」に改める。

第五十二條の三第二項中「及び第十六号から第二十一号まで」を「第九号及び第十七号から第二十二号まで」に改め、同條第三項中「第二十一條の七第三項第九号及び第十二号」を「第二十一條の七第三項第十号及び第十三号」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に、「同項第十三号、第十四号及び第十五号」を「同項第十四号、第十五号及び第十六号」に、「同項第十四号」を「同項第十五号」に、「同項第二十二号」を「同項第二十三号」に改める。

第六十五條中「及び第十六号から第二十一号まで」を「第九号及び第十七号から第二十二号まで」に改める。

（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正）

第六条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十條第二項中「これらの規定中」左ノ金額」とあるのは、」を「同法第二百九十條第一項中「左ノ金額」とあるのは」に改め、「合計額」の下に」と、同法第二百九十三條ノ五第三項中「第一号乃至第四号ノ金額」とあるのは「第一号乃至第四号ノ金額及内閣府令ニ定ムル場合ニ於ケル民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二十條第一項ノ規定ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シタル金額中内閣府令ニ定ムル金額ノ合計額」を加える。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第七條 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條の八第三項中「左ノ金額」を「第一号乃至第四号ノ金額」に、「第二十一條の七第三項第十七号」を「第二十一條の七第三項第十八号」に改め、同條第四項中「左ノ金額」を「第一号乃至第四号ノ金額」に改める。

平成十五年七月二十八日印刷

平成十五年七月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局